大森勝山遺跡

縄文 JOMON JAPAN

史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書

史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書

平成27年度

青森県弘前市
弘前市教育委員会

平成27年度

青森県弘前市・弘前市教育委員会

史跡大森勝山遺跡整備計画

策定報告書

平成27年度

青 森 県 弘 前 市
弘前市教育委員会

序

大森勝山遺跡は、縄文時代晩期初頭から中葉の環状列石と大型の竪穴建物跡などを主体とする遺跡です。岩木山麓の大規模開発に先立ち、昭和34年（1959）から昭和36年（1961）年にかけて実施された発掘調査により発見され、昭和36年には市による公有化ににより遺跡保護が図られました。平成18年（2006）から平成20年（2008）にかけて、市では遺跡の再調査を実施し、環状列石などの構築時期を確定、この成果を受け、平成24年（2012）9月19日に本遺跡は国史跡に指定されました。

平成27年（2015）、市は遺跡を適切に保存し、次世代へと継承していくため、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針を定めた保存管理計画を策定しました。本整備計画は、この保存管理計画に基づき、整備・公開活用の基本方針、整備の方法、及び維持管理・運営体制の整備など、遺跡の整備と公開活用に関する基本的な計画を定めたものです。

大森勝山遺跡では、平成25年（2013）より地元町会を中心とする史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議が、その良好な遺跡環境を活かした公開活用イベントを開催しており、知名度の向上とともに、県内外からの来訪者も確実に増加しつつあります。

今後市では、本計画に基づき遺跡の整備と公開活用を進め、また、地域のみなさんとの協働のもと、文化・観光・地域活性化の資源として活かすことで、遺跡を将来の世代へと継承する、新たな「好循環」を生み出していきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の作成にあたり、御指導、御協力を賜りました文化庁、青森県教育委員会並びに整備指導委員会をはじめ、現在、遺跡の保存と活用にご尽力いただいている保存活用推進会議並びに関係機関の皆様に厚く御礼申し上げるとともに、今後の整備事業及び公開活用事業につきましても引き続きの支援をお願い申し上げます。

平成28年３月

弘前市長
　葛西　憲之
弘前市教育委員会
　教育長　佐々木　健

例　言

1　本書は青森県弘前市に所在する史跡大森勝山遺跡の整備及び公開活用に関する事項を定めた報告書である。

2　本整備計画は、弘前市教育委員会が原案を作成し、史跡大森勝山遺跡整備指導委員会での検討を経て、文化庁及び青森県教育委員会の指導と助言のもと、策定した。

3　本整備計画の策定に係る事務は、弘前市教育委員会文化財課が担当し、策定にかかる支援業務を株式会社空間文化開発機構に委託した。

4　参考文献は編著者名及び発行年を文中に（　）で示し、巻末に一括して掲載した。

5　本整備計画の策定にあたり、下記の諸氏・機関からご指導・ご協力を賜った。ここに記して、感謝の意を表する次第である（順不同・敬称略）。

史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室、
八戸市教育委員会、
青野友哉、大島直行、小山彦逸、榎本剛治、小久保拓也、角田隆志、児玉大成、駒田透、
佐野忠史

目　次

序
例言
目次
第１章　整備計画策定の目的と経緯 …… 1
　１　目的 …… 1
　２　経緯 …… 2
　　１）計画策定の経緯 …… 2
　　２）審議経過 …… 5
　３　計画の位置付け …… 6
　　１）行政計画との関連及び連携 …… 6
　　２）計画の実施 …… 8

第２章　史跡の概要 …… 9
　１　史跡の本質的価値 …… 9
　　１）縄文時代晩期初頭の環状列石 …… 9
　　２）大型竪穴建物跡等の晩期初頭から中葉の遺構及び遺物 …… 9
　２　史跡の指定概要 …… 10
　３　史跡を構成する諸要素と本質的価値 …… 11
　　１）本質的価値を構成する要素 …… 11
　　２）その他の諸要素 …… 11
　４　史跡及び周辺環境等の範囲 …… 13
　５　史跡の概要 …… 15

第３章　史跡及びその周辺環境の現状と課題 …… 23
　１　史跡及び周辺環境の現状 …… 23
　　１）歴史環境 …… 23
　　２）自然環境 …… 29
　　３）社会環境 …… 36
　２　史跡及び周辺環境の課題 …… 51
　　１）史跡の課題 …… 51
　　２）周辺環境の課題 …… 52

第４章　整備計画の主題及び目標と基本方針 …… 53
　１　保存管理計画との整合 …… 53
　２　主題及び目標 …… 54
　　１）主題 …… 54
　　２）目標 …… 54
　３　基本方針 …… 54

第５章　整備計画 …… 55
１　整備計画地の全体構成 …… 55
１）地区区分 …… 55
２）各地区の現状と地区別整備方針 …… 57
２　整備の方法 …… 58
１）整備の基本方針 …… 58
２）造成計画 …… 59
３）雨排水計画 …… 59
４）動線計画 …… 60
５）遺構整備計画 …… 61
６）その他活用上必要な施設の整備計画 …… 65
７）植栽計画 …… 70
８）アクセス地区整備計画 …… 71
９）ガイダンス施設整備計画 …… 73
３　整備の工程 …… 75

第６章　周辺環境等の一体的保全 …… 76
１　周辺環境等を構成する要素 …… 76
２　周辺環境の一体的保全の方法 …… 77
３　周辺住民及び生業との調和 …… 78

第７章　公開・活用計画 …… 79
１　ソフト事業の展開 …… 79
２　住民参加のしくみ …… 79
３　その他文化財施設等との連携 …… 79
４　冬期の公開・活用 …… 81

第８章　運営体制の整備と運営 …… 82
１　整備・公開活用体制の整備と役割分担 …… 82
２　地域住民等と行政の連携・協働 …… 82

引用参考文献

第１章　整備計画策定の目的と経緯

１　目的

大森勝山遺跡は、縄文時代晩期初頭から中葉の環状列石及び大型竪穴建物跡等を主体とする遺跡である。昭和30年（1955）頃より計画された岩木山麓の大規模開発に先立ち、昭和34年（1959）から昭和36年にかけて実施された発掘調査により発見されており、昭和36年には弘前市（以下、「市」とする。）は現状保存を図るため遺跡範囲の大部分を公有化した。

平成18年（2006）から平成20年まで、市は史跡指定を目指し、再調査を実施、環状列石等の主要遺構を再検出するとともに、遺構の主要な時期が縄文時代晩期初頭から中葉であることを確定した。この成果を受け、平成24年（2012）9月19日、本遺跡は文化財保護法（昭和25年（1950）制定）に基づく史跡に指定されることとなり、適正かつ厳格な保護が図られることとなった。

市では同年12月、大森勝山遺跡を適切に保存し、次世代へと継承していくため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針、保存・管理の方法、現状変更等の取扱方針、整備や公開・活用及び運営体制に係る基本方針等を定める「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」（以下、「保存管理計画」とする。）の策定に着手、同年度末までに骨子をまとめた。その後、平成25年度から平成26年度にかけて、県及び文化庁と協議を行い、平成26年度末に「保存管理計画」を策定、刊行した（弘前市・弘前市教育委員会2015）。

本整備計画では、この「保存管理計画」に基づき、整備及び公開活用に係る基本方針、整備の具体的方法、整備及び公開活用に係る運営体制の整備等、大森勝山遺跡の整備と公開活用に関する基本的な計画を定めることを目的とする。

具体的内容は以下のとおりである。

ア．史跡の概要（経緯、歴史環境、自然環境、社会環境等）
イ．整備計画の主題、目標及び基本方針
ウ．整備計画地の全体構成
エ．整備の方法
オ．周辺環境等の一体的保全の方法
カ．公開・活用計画
キ．運営体制の整備と運営

なお、今後の調査研究及び整備・公開活用の進展、社会状況の変化により、史跡及び周辺環境等を取り巻く諸環境は変化していくものと思われる。このため、変化の状況に応じて、適切な時期に整備計画の見直しを行うものとする。

2　経緯

1）計画策定の経緯

本整備計画は、大森勝山遺跡の本質的価値を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、その整備と公開活用に関する計画の策定を図るものである。

整備計画の適切な策定を図るため、考古学、植生、史跡整備等に係る学識経験者及び地元町会代表者からなる「史跡大森勝山遺跡整備指導委員会」（以下、「整備指導委員会」とする。）を設置し、その指導、助言を受け計画策定を行った。

（1）弘前市附属機関設置条例

整備指導委員会は、下記の「弘前市附属機関設置条例」に基づき設置した。

弘前市附属機関設置条例

平成26年３月20日
弘前市条例第２号

改正
平成26年６月30日弘前市条例第31号　平成27年３月19日弘前市条例第４号　平成27年３月19日弘前市条例第13号
平成27年３月19日弘前市条例第15号　平成27年３月19日弘前市条例第17号　平成27年７月６日弘前市条例第25号
平成27年９月29日弘前市条例第40号

（趣旨）
第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
本条…一部改正〔平成26年条例31号〕
（設置）
第２条　市に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。
（委員の委嘱等）
第３条　委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会）が委嘱又は任命する。
（職務権限）
第４条　別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。
（弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例等の廃止）
２　次に掲げる条例は、廃止する。
（１）　弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年弘前市条例第21号）
（２）　弘前市特別職報酬等審議会条例（平成18年弘前市条例第37号）
（３）　弘前市社会福祉問題対策協議会条例（平成18年弘前市条例第99号）
（４）　弘前市予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年弘前市条例第125号）

（５）　弘前市都市公園管理審議会設置条例（平成18年弘前市条例第151号）
（６）　弘前市総合計画審議会条例（平成19年弘前市条例第１号）
（７）　弘前市農政審議会条例（平成19年弘前市条例第７号）
（８）　弘前市自治基本条例市民検討委員会条例（平成24年弘前市条例第３号）
（経過措置）
３　この条例の施行の際現に設置されている機関は、この条例により設置された機関となり、同一性を持って存続するものとする。
４　この条例の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第３条の規定により委員に委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。
附　則（平成26年６月30日弘前市条例第31号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）
２　弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成27年３月19日弘前市条例第４号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成27年４月１日から施行します。（後略）
附　則（平成27年３月19日弘前市条例第13号）
（施行期日）
１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）
２　弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成27年３月19日弘前市条例第15号）
（施行期日）
１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の場合においては、同項の規定によりなお従前の例により在職する教育長及び教育委員会の委員長については、第１条の規定による改正後の弘前市職員定数条例（第１条の改正規定を除く。以下同じ。）、第２条の規定による改正後の弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例、第３条の規定による改正後の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、第４条の規定による改正後の弘前市特別職の職員の給料等に関する条例、第５条の規定による改正後の弘前市職員等の旅費に関する条例、第６条の規定による改正後の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例及び第８条の規定による改正後の弘前市附属機関設置条例の規定は適用せず、第１条の規定による改正前の弘前市職員定数条例、第２条の規定による改正前の弘前市職務に専念する義務の特例に関する条例、第３条の規定による改正前の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、第４条の規定による改正前の弘前市特別職の職員の給料等に関する条例、第５条の規定による改正前の弘前市職員等の旅費に関する条例、第６条の規定による改正前の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例、第８条の規定による改正前の弘前市附属機関設置条例及び第９条の規定による廃止前の弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成27年３月19日弘前市条例第17号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行します。

附　則（平成27年７月６日弘前市条例第25号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

２　弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成27年９月29日弘前市条例第40号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

２　弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第２条、第３条、第４条関係）抜粋

史跡大森勝山遺跡 整備指導委員会	史跡大森勝山遺跡の 整備に関すること	（１）　学識経験のある者 （２）　地元町会を代表する者	８人以内	２年

（２）整備指導委員会運営規則

整備指導委員会の運営は、下記の「史跡大森勝山遺跡整備指導委員会運営規則」に基づき行った。

弘前市教育委員会規則第７号

史跡大森勝山遺跡整備指導委員会運営規則

（趣旨）

第１条　この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成２６年弘前市条例第２号）第５条の規定に基づき、史跡大森勝山遺跡整備指導委員会（以下「整備指導委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第３条　整備指導委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　整備指導委員会の会議は、委員長が招集する。

２　整備指導委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第５条　整備指導委員会の庶務は、弘前市教育委員会文化財課において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、整備指導委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年７月１７日から施行する。

（最初の会議の招集）

２　第４条第１項の規定にかかわらず、最初の整備指導委員会の会議は、弘前市教育委員会が招集する。

（３）整備指導委員会の構成

（委員）

工藤　竹久　　元八戸市博物館長（考古学、史跡整備）
岡田　康博　　青森県企画政策部参事兼世界文化遺産登録推進室長（考古学、史跡整備）
関根　達人　　弘前大学人文学部教授（考古学）
岩瀬　直樹　　（一財）弘前市みどりの協会事業課みどり観光第一係長（樹木医、植生）
須藤　　司　　史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議会長・大貝町会長（地域代表）
※役職は平成28年（2016）３月時、以上敬称略

（指導機関）

文化庁文化財部記念物課　整備部門
青森県教育庁文化財保護課
青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室

（事務局）

青森県弘前市教育委員会
佐々木　健　（教育長）
柴田　幸博　（教育部長）
三上　敏彦　（文化財課長）
工藤　雅人　（文化財課長補佐）
岩井　浩介　（文化財課埋蔵文化財係長兼都市環境部公園緑地課弘前城整備活用推進室総括主査）
福原　　健　（文化財課埋蔵文化財主事）
工藤　麻衣　（文化財課埋蔵文化財主事）
東海林　心　（文化財課埋蔵文化財主事）

２）　審議経過

平成27年8月19日　第１回史跡大森勝山遺跡整備指導委員会
開催場所：弘前市岩木庁舎会議室
議　　題：委嘱状交付並びに整備計画について

平成27年11月10日　第２回史跡大森勝山遺跡整備指導委員会
開催場所：弘前市裾野地区体育文化交流センター和室並びに史跡大森勝山遺跡
議　　題：整備計画について及び現地視察

平成27年12月15日　文化庁協議
開催場所：文化庁文化財部記念物課（整備部門）
議　　題：整備計画について

平成28年１月19日　平成28年度予算市長説明
開催場所：弘前市庁舎

　議　　題：整備方針及び整備概要について
平成28年１月　整備計画委員意見照会
　内　　容：整備計画について及び文言修正
平成28年２月24日　第３回史跡大森勝山遺跡整備指導委員会
　開催場所：弘前市岩木庁舎２階会議室
　議　　題：整備計画について・文言修正事務局一任（承認）

３　計画の位置付け

１）行政計画との関係及び連携

　市では、社会経済環境の変化に迅速に対応し、地域の持続的な成長・発展を実現するため、地域づくりの最上位計画として平成26年５月に「弘前市経営計画」を策定、「子ども達の笑顔あふれるまち弘前」を20年後の将来都市像として定めた。この都市像を実現するため、「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」「なりわいづくり」の四つの観点から、分野別政策及び横断的な取組を進めることとしている。本計画における、文化財の保存・活用及び史跡大森勝山遺跡に関連する部分を以下に抜粋する。

弘前市経営計画（抜粋）
〇ひとづくり　Ⅲ 多様な学び
政策の方向性 ２　郷土弘前を愛し、自然や歴史・文化財を守る心の醸成

　文化財の計画的な保存修理を実施しながら、修理・発掘現場の積極的な公開を行うとともに、子どもたちが文化財に触れることにより、歴史に興味を持ち郷土のよさを知ってもらうため、学校との連携による学習を支援します。また、郷土の歴史・伝統・文化を保存し、受け継いでいくための地域活動を推進し、郷土を愛する市民を増やします。併せて、市民や観光客に対し、効果的なＰＲ活動を行い、歴史や文化に触れて感動する機会をより多く提供するとともに、郷土の歴史や文化に対する理解と普及啓発を図るため、文化財に関する情報を収集、整理、発信するためのシステムを構築します。

　施策1）文化財情報の公開・発信の充実

　取組内容：文化財保護意識の高揚を図るため、市民や観光客に対し効果的なＰＲ活動を行い、歴史や文化に触れて感動する機会をより多く提供します。また、郷土の歴史や文化に対する理解と普及啓発を図るため、文化財に関する情報を収集、整理、発信するためのシステムを構築します。

　計画事業：１）文化財施設公開事業　２）世界遺産登録推進事業

　施策2）文化財を活用した学習等の充実

　取組内容：市内には、弘前城跡をはじめとする数多くの史跡や歴史的建造物などの文化遺産が存在しており、県内はもとより東北でも屈指の文化都市となっています。これらの文化遺産について、小・中学生及び市民の地域文化への理解を得るとともに、地域への誇りと愛着を持った人材育成を図るため、文化遺産の公開活用を推進します。

　計画事業：１）史跡等公開活用事業　２）大森勝山遺跡公開活用事業
　　３）わがまちの歴史と文化探訪・紹介マップ事業

○まちづくりⅡ 都市環境

政策の方向性 ３　文化財の保存と整備

市内に残る文化財建造物等の計画的な保存修理を実施するとともに、修理・発掘現場の積極的な公開を行います。併せて、市民や観光客に対し、歴史や文化に触れて感動する機会をより多く提供するとともに、郷土の歴史や文化に対する理解と普及啓発を図るため、文化財の整備を進めます。

施策1）文化財の保存と管理

取組内容：市内に残る文化財建造物を保存・管理するため、保存活用の方針を定め、老朽化したものは保存修理を実施します。また、史跡等の記念物の把握と記録を行いつつ管理に努め、その本質的価値を守るため、埋蔵文化財等の調査を実施します。伝統的建造物群保存地区の維持のため、保存管理計画を見直しし、公開武家住宅の管理と保存修理を実施しながら地区内の景観維持を目指します。さらに、市内の文化遺産を守るための調査を実施します。

計画事業：１）重要文化財等修理事業補助　２）指定文化財管理事業補助

３）伝統的建造物群保存地区修理修景事業補助

施策2）文化財の整備の推進

取組内容：史跡津軽氏城跡は、堀越城跡、弘前城跡で構成され、さらに弘前城跡は弘前城、長勝寺構、新寺構からなります。これらは、史跡津軽氏城跡保存管理計画及び整備計画に基づく、適正な保存、整備並びに活用が求められており、計画に沿った整備を推進します。また、文化財の一部を構成する歴史・文化資料の保存と活用を図るため、津軽歴史文化資料展示施設を整備します。

関連事業：１）史跡津軽氏城跡堀越城跡整備事業　２）津軽歴史文化資料展示施設整備事業

また、市教育委員会では、本経営計画の策定を受け、教育施策の整合性を図るとともに、多様性を尊重した教育を更に充実させるため、平成26年6月に「弘前市教育振興基本計画」を策定した。本教育振興基本計画では「より新しい自分をつくる（創る）」「これまでと今、そしてこれからをつなぐ（繋ぐ）」「心と心をつむぐ（紡ぐ）」教育を目指し、施策に総合的、計画的に取り組むこととしている。以下に、史跡大森勝山遺跡に関連する部分を抜粋する。なお、目標・施策等のうち、経営計画と既述が重複するものは省略した。

弘前市教育振興基本計画（抜粋）

○施策の基本方向Ⅳ　郷土弘前を愛し、自然や歴史・文化財を守る心の醸成

目標１ 文化財の保存と整備

施策１ 文化財の保存と管理

【主な取組】（抜粋）

・埋蔵文化財は、必要に応じて発掘調査を実施し、調査結果を広く周知します。

施策２ 文化財の整備の推進

【主な取組】（抜粋）

・史跡は、整備計画に基づき整備を促進します。

目標２ 文化財の公開活用と伝承

施策１ 文化財情報の公開・発信の充実

【主な取組】（抜粋）

・文化財に関する説明及び案内板を計画的かつ効果的に設置します。
・冊子や市のホームページ等で文化財を積極的に紹介します。
・文化財修理現場・発掘調査現場を公開します。
・文化財講座を実施します。
・埋蔵文化財である出土品は、適正な保存・管理を図るとともに積極的に活用します。

施策２　文化財を活用した学習等の充実

【主な取組】（抜粋）
・興味と理解を促す教材資料を作成して、活用を図ります。
・遠足等野外活動の機会を利用し、文化財に触れる体験を積極的に提供します。
・学校へ文化財体験学習等を働き掛け、解説等で支援します。
・子どもたちのための、文化財講座を開催します。
・教員の研究会・研修会へ講師を派遣します。
・文化財教材の情報を発信します。

本整備計画の策定と実施に当たっては、上記計画のほか、関連計画・法令等及び関係機関と連携し進める必要がある。なお、上記計画以外の関連計画・法令等については、後述する。

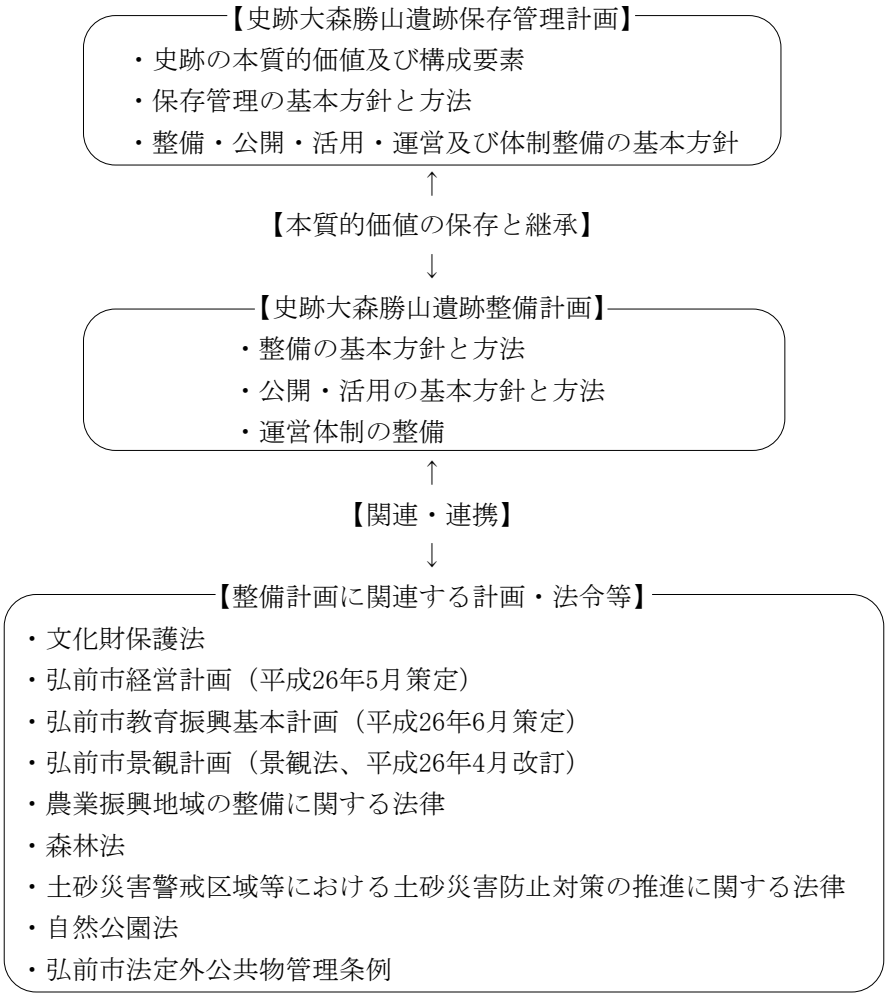

図１　整備計画と行政計画及び関係機関の連携

２）計画の実施

本整備計画は、平成28年（2016）４月１日をもって実施するものとする。

第２章　史跡の概要

１　史跡の本質的価値

大森勝山遺跡は、岩木山北東麓の標高 130ｍから 150ｍの台地上に立地する、縄文時代晩期初頭から中葉（約 3,000 年前）の環状列石を主体とする遺跡である。

大森勝山遺跡における史跡の本質的価値は遺構と遺物で構成される。この遺構と遺物が有する我が国の歴史上・学術上の価値を以下に示す。

１）縄文時代晩期初頭の環状列石

環状列石は縄文時代晩期初頭に構築が開始された。構築前には台地の上を整地したのち、周堤状の盛土を行い、その後、その縁辺部に組石を配して円環が構築されている。平面形は長径 48.5ｍ、短径 39.1ｍの楕円形を呈しており、77 基の組石が配置されている。組石は、主に台地縁辺を流れる河川から採取された輝石安山岩を十数個用いて形成されており、中には環状、列状など規則的に石を並べられたものも見られる。組石下部では、この石を据えるための浅い掘り込みは見られるものの、土坑墓等の明確な遺構は確認されていない。特別史跡大湯環状列石（秋田県鹿角市）、史跡小牧野遺跡（青森市）等に代表される北東北及び南北海道に分布する大型の環状列石は、主に縄文時代後期前葉（約 4,000 年前）に構築されている。大森勝山遺跡はこれらの環状列石の約 1,000 年後に当たる縄文時代晩期初頭に構築されており、環状列石としては新しい時期に属する全国的にも希少な事例であり、また、この時期の環状列石として全容が明確となった唯一の事例である。このことから、後期前葉に盛行した環状列石が晩期においても構築されたことを明確に示す遺跡として、大森勝山遺跡は重要である。なお、大森勝山遺跡では、環状列石の構築に伴い整地等の土木工事が行われることや、遺跡内に大規模な集落を伴わないなど、後期前葉の他の環状列石との共通点も見られるが、同時に、他の環状列石では組石下部に構築される土坑墓や土器埋設遺構が環状列石の周囲に見られること、土木工事後形成される地形が、他の環状列石では概ね平坦面又は凹面であるのに対し、大森勝山遺跡では凸面であることなど、相違点もまた存在する。これらのことは、大森勝山遺跡の環状列石が、後期前葉の他の環状列石から変容した部分があることを示唆するものであり、南北海道から北東北における他の環状列石との関係性や、その展開・変遷を踏まえた当地域の縄文文化の実体解明を行う上で、大森勝山遺跡の有する重要性を示すものである。

２）大型竪穴建物跡等の晩期初頭から中葉の遺構及び遺物

環状列石の南西約 100ｍからは直径 13.8ｍの大型の竪穴建物跡１棟が確認されている。この竪穴建物跡については、発見当時からその大きさが注目され、一般的な居住用ではなく環状列石とセットとなる宗教施設との見解も見られた。しかしその後、調査事例の増加に伴い、縄文時代晩期における直径 10ｍ前後の大型竪穴建物跡は、県内でも十腰内（１）遺跡（弘前市）、源常平遺跡（青森市）、千苅（１）遺跡（五所川原市）、川原平（１）遺跡（西目屋村）等で確認されることとなった。このことから、本遺跡の竪穴建物跡についても「宗教施設」のみに特定して解釈する必要性は薄くなったといえる。なお、類例が増加したとはいえ、本遺跡の竪穴建物跡については、他事例に比して保存状態が極めて良好であり、当該期の建物構造を検討する上での資料的価値は高いものとなっている。

その他、環状列石の周囲からは石組炉、埋設土器、捨て場などが確認されている。これらの遺構は

いずれも縄文時代晩期初頭から中葉に属するものであり、環状列石とともに一定期間の人的活動を想定させる状況が確認されている。

なお、大森勝山遺跡では、台地上の環状列石及び大型竪穴建物跡、さらに遺跡南西に聳える岩木山がほぼ直線状に並んでおり、岩木山に対する特別な意識が感じられる遺跡立地となっている。台地上は環状列石構築時の土木工事跡も認識できる開けた草地となっており、また、台地上部から史跡両側を流れる河川までの斜面地には、公有化以降に自然成長した草木類が繁茂し、縄文時代を想起させる良好な史跡景観を形成している。さらに、両河川は人工的な護岸等がない自然景観を保つ河川となっており、史跡景観の構成要素として重要であるほか、環状列石を構成する組石の石材供給源としても重要である。この史跡景観や、史跡を取り囲む周辺景観、岩木山を望む眺望景観は、当然ながら縄文時代晩期の自然環境を保持・再現しているものではない。しかし、人工物がほとんど存在しない良好な史跡景観の中で望む岩木山は、縄文人も崇拝したのではないかと思わせるほど秀麗であり、現代人が古代へのロマンに思いを馳せるに十分な景観となっている。このことから、大森勝山遺跡の有する希有な景観は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、史跡の理解と魅力を向上させる上で欠かせない価値を有する貴重なものである。

2　史跡の指定概要

大森勝山遺跡の史跡指定の概要を以下に記す。

ア．指定名称　　大森勝山遺跡（おおもりかつやまいせき）

イ．所在地　　青森県弘前市大字大森字勝山 495 番地、496 番地、499 番地、985 番地、967 番地、同地内法定外公共物（水路（大石川・大森川））

ウ．指定面積　　85,154.83 ㎡

エ．指定基準　　史跡部一　集落跡

オ．史跡指定年月日　平成 24 年（2012）９月 19 日

カ．指定説明

大森勝山遺跡は青森県の西部、標高 1,625ｍの岩木山頂から北東に派生する標高 143ｍから 145ｍの舌状丘陵の先端部に立地した、縄文時代晩期初頭に属する大型環状列石を主体とする集落跡である。昭和 32 年、岩木山麓の総合開発が着手される中、弘前市教育委員会では埋蔵文化財の保存と活用を目的に昭和 33 年度から国庫補助を受け、合計で 34 地点に及ぶ発掘調査を実施した。このうち大森勝山遺跡については、昭和 34 年度から昭和 36 年度まで６回に及ぶ発掘調査を実施し、77 基の組石によって構成される長径 48.5ｍ、短径 39.1ｍのやや楕円形を呈する環状列石１基と、長径 13.77ｍ、短径 12.80ｍ、壁高 51.5㎝のほぼ円形を呈する大型竪穴建物１棟が確認された。縄文時代晩期初頭に属する環状列石としては初めての事例であること、大型の竪穴建物が確認されたこと、そして、遺存状態が極めて良好であったことから注目を集めた。

その後、弘前市教育委員会では大森勝山遺跡の本格的な整備と活用をめざし、平成 18 年度から同 20 年度まで改めて保護すべき範囲の確定と、遺跡の詳細な内容確認を目的に発掘調査を実施した。その結果、環状列石については、まず丘陵全体を平坦に整地した後に、直径 40ｍ程度の円形状に最高で 40 ㎝ほど土を盛り、その後その縁辺部に組石を配置するという、構築過程が明らかになった。組石については、その大部分は遺跡近辺の河原で採集される輝石（きせき）安山岩が使用され、直径

１ｍから３ｍの範囲で多くは規則性を見出せない集石状に設置されるが、中には放射状・環状・方形等規則的に設置されるものもある。組石の下部には、組石を据えるための浅い掘り込みが認められるものも一部にあるが、土坑墓等の明確な遺構を伴う事例は確認されていない。環状列石の周辺では、石組炉、埋設土器、土坑、焼土のほかに多数の柱穴が、また、丘陵先端部では土器捨て場が確認されたが、これらはいずれも縄文時代晩期前葉を中心に晩期初頭から中葉に属する。遺物としては、石鏃・石匙・石斧・石皿・敲石・磨石といった道具類をはじめ、土偶や石棒といった呪術具も出土した。このように本遺跡では、大型竪穴建物１棟を除いて竪穴建物や掘立柱建物等は未確認であるが、そのほかの遺構や遺物からは、集落として一定期間の居住を想定させる状況が確認された。

大森勝山遺跡は、環状列石としては最も新しい縄文時代晩期初頭に属すること、丘陵の整地から組石の設置に至るまでの構築過程が初めて明らかになったこと、そして、環状列石の周辺では縄文時代晩期初頭から中葉まで集落として一定期間の居住が行われたこと等、従来の環状列石の年代や性格について、新たな知見を得ることができた。このことは、北海道南部から東北北部に分布する縄文時代後期初頭のほかの大型環状列石との関係性や、それらの展開・変遷を踏まえた当該地域の縄文文化の実態解明に繋がる特徴として極めて重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

３　史跡を構成する諸要素と本質的価値

平成 26 年度策定の「保存管理計画」において、史跡の適切な保存管理の方法を示すため、大森勝山遺跡を構成する諸要素を抽出し、本質的価値を構成する要素と、その他の諸要素に分類した。それらの諸要素について、以下に再掲する。

１）本質的価値を構成する要素

大森勝山遺跡が有する本質的な価値を構成する要素は下記の通りである。

環状列石及び竪穴建物跡等の縄文時代晩期の遺構及び遺物

北東北及び北海道南部に分布する縄文時代の環状列石は、主に縄文時代後期前葉に構築されており、縄文時代晩期前半に構築された大森勝山遺跡の環状列石は、全国的にも希少であり、更にその全容が明確となったものは大森勝山遺跡の環状列石のみである。また、環状列石の周囲には同時期の遺構及び遺物が良好な状態で保存されているほか、遺構等が主に分布する台地上部では環状列石構築時の土木工事の痕跡を含む地形が良好に残存している。

このことから大森勝山遺跡は、環状列石のみならず縄文文化の展開と変遷を考える上で重要な遺跡であり、縄文時代晩期の遺構及び遺物はその価値を構成する最重要の要素である。

２）その他の諸要素

史跡指定地内に所在する、本質的な価値を構成する要素以外の諸要素を以下に示す。

なお、いずれの要素も史跡指定に係る本質的な価値を構成するものではないが、史跡にとって重要な価値及び機能を有する要素であり、基本的に現状において史跡指定地内に史跡の本質的価値を阻害する要素は存在しない。

（1）後期旧石器や晩期以外の縄文時代の遺構等、歴史的重層性を構成する要素

大森勝山遺跡からは、縄文時代晩期以外にも県重宝に指定されている後期旧石器や、縄文時代前期及び後期の遺物が出土している。また、史跡指定地内は近代には採草地や旧帝国陸軍の演習地としても使用されており、その痕跡の一部も史跡指定地内で確認されている。これらは、史跡指定に係る本質的価値を構成するものではないが､複合遺跡としての大森勝山遺跡の変遷を示す重要な要素である。なお、史跡の本質的価値を発見する契機となった昭和 30 年代の調査は、県内初の本格的な開発に伴う緊急発掘調査であり、精緻な測量を実施するとともに、環状列石の組石下部調査において調査後、組石の復元措置を行ったことや、その後公有化による遺跡保護が図られたことなど、文化財保護行政における画期的な調査となった。これらの歴史的経緯やその痕跡も、遺跡を構成する要素として重要である。

（2）縄文時代を想起させる良好な史跡環境

台地上部から史跡両側を流れる河川までの斜面地は、公有化以降に自然成長した草木類が繁茂しており、縄文時代を想起させる良好な景観を形成している。また、両河川については景観の構成要素として、さらに環状列石を構成する組石の石材供給源として重要である。史跡指定地の東側外縁を巡る防風林は、公有化以降に植栽されたものではあるが､周辺の果樹園地からの眺望遮断に寄与しており、史跡景観を形成する要素の一つとして重要である。

これらの史跡環境は、植生や河川流路等において縄文時代の自然環境とは異なるものであり、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、史跡の理解と魅力を向上させる上で欠かせない価値を有する重要な要素である。

（3）現代的な利用に関する要素

史跡指定地内には、史跡境界杭、発掘調査時に台地上の数箇所に設置された基準杭、環状列石の範囲を示すポール、台地北東側斜面に設置された木製階段、史跡東端に設置された木橋が、仮設の人工物として存在する。これらは、今後も利用及び機能更新されるべき保存管理、整備・活用上必要な工作物であり、史跡指定地内の利用に関する現代的要素といえる。

なお、これらを除き、史跡内には人工的な工作物は存在しない。

大区分	小区分	要　素	内　容
本質的価値を構成する要素	―	縄文時代晩期の遺構	環状列石、竪穴建物跡、土木工事跡等
		縄文時代晩期の遺物	土器、土製品、石器、石製品等
		自然地形	台地
その他の諸要素	①旧石器や晩期以外の縄文時代の遺物	旧石器時代の遺物	石器
		晩期以外の縄文時代の遺物	前期及び後期の土器
	②史跡環境	河川景観	大森川、大石川
		自然植生	実生木、草木類
		景観	眺望（岩木山・津軽平野）
		人工植生	防風林
	③近代以降の遺跡の変遷を示す要素	近代以降の遺構	旧帝国陸軍演習地跡、昭和30年代の調査跡等
	④現代的な利用に関する要素	工作物	史跡境界杭、基準杭、環状列石の範囲を示すポール、仮設の説明板及び誘導サイン、木製階段、木橋等

表１　史跡大森勝山遺跡の構成要素

４　史跡及び周辺環境等の範囲

青森県弘前市は津軽平野の南西部に位置し、人口は約17万７千人（平成28年３月現在）、弘前藩成立以来の津軽地域の中心都市である。その市域は東が八甲田山地西麓、西が県内最高峰の岩木山から白神山地北麓、南が大鰐山地の秋田県境、北が岩木川中流域の平野部に至る。大森勝山遺跡は市中心部から北西約14km、大森集落から南西約２kmの弘前市大字大森字勝山地内に所在する。

本整備計画が直接の対象とするのは史跡指定地である。

また、その他に、隣接地の駐車場等の利活用施設、史跡来訪者のアクセス環境、史跡の価値を伝えるガイダンス施設等、史跡の整備・公開活用と関連する周辺施設についても対象とする。

なお、「保存管理計画」において定めた、史跡の周辺で史跡景観と一体となって景観を形成する範囲である「周辺環境」と、大森勝山遺跡の選地に深く関わっていると考えられる岩木山のうち遺跡から眺望できる山頂及び山麓の範囲である「眺望景観範囲」については、あくまでも史跡指定地と一体となって保全すべき周辺環境であり、本計画において直接整備対象とするものではない。しかし、史跡景観を形成する基調範囲であることから、本計画において保全の具体的方法について定めるものとする。

これらの位置と範囲については、図２～４に示すとおりである。

現在、北海道及び北東北の四道県を中心とする自治体では「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を目指した取り組みが推進されており、大森勝山遺跡もその構成資産に含まれている。この取り組みの一環として、構成資産を包括する保存管理計画書である「包括的保存管理計画書」が作成されているが、ここでの史跡（範囲）とは、この包括的保存管理計画書における構成資産（範囲）に、周辺環境は同書における緩衝地帯（バッファゾーン）に該当するものである。

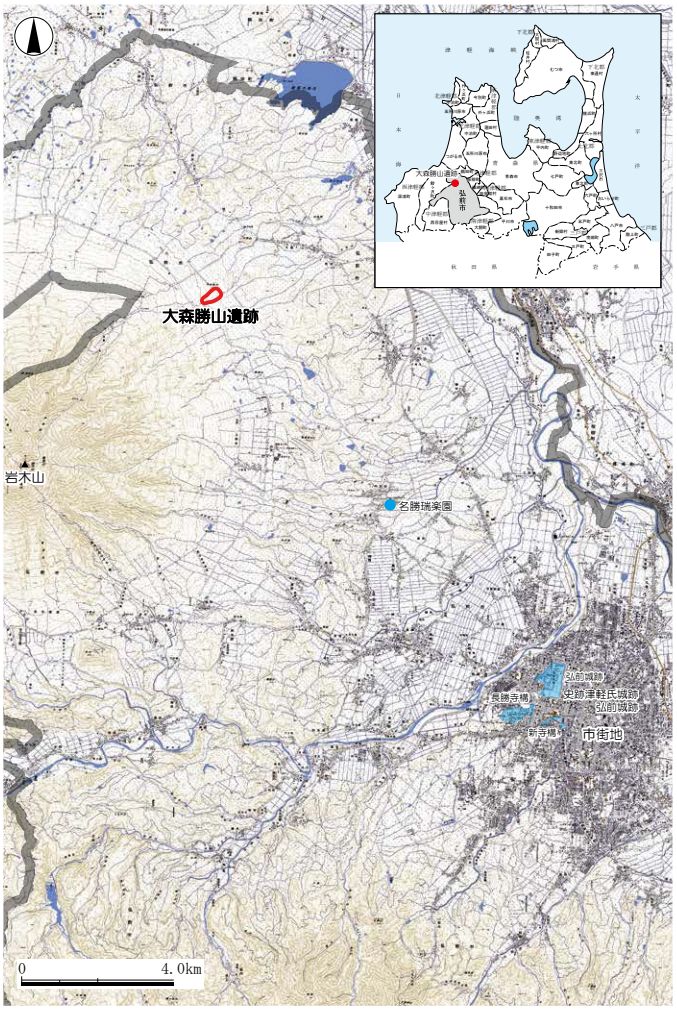

図２　遺跡の位置

図３　史跡大森勝山遺跡指定範囲図

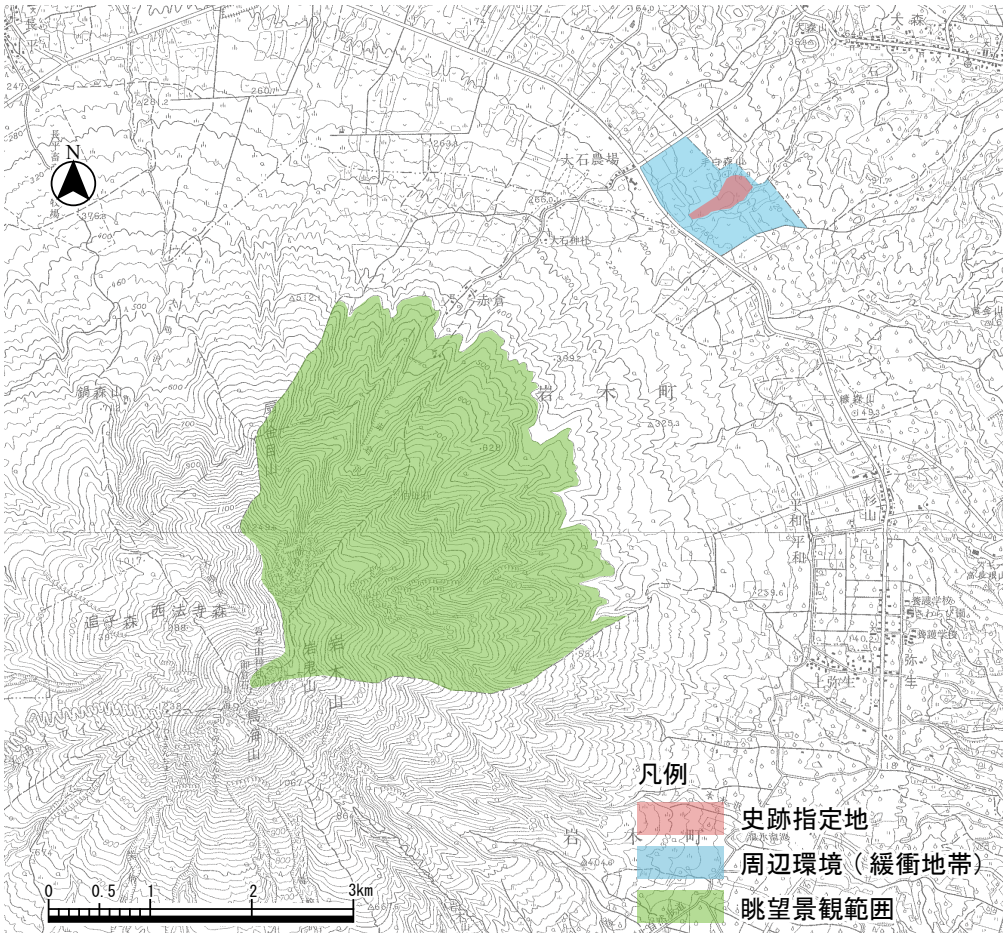

(注)眺望景観範囲は、地形図(国土地理院1/50,000)上での簡易地形分析による史跡指定地環状列石付近からの可視領域である。

図４　計画の対象範囲図

５　史跡の概要

大森勝山遺跡の発見及び発掘調査の経緯については、「保存管理計画」に詳細をまとめた。
本項では、発掘調査等により判明した、史跡の概要についてまとめるものとする。

大森勝山遺跡は、青森県最高峰である岩木山の北東麓、北側を大森川、南側を大石川に挟まれた標高130～150m前後の舌状台地上に立地する、縄文時代晩期初頭に構築された環状列石を主体とする遺跡である。

遺跡における主な遺構は、東西230m、南北30～75m、標高140～146mの台地上部で確認されている。現段階では、北東側に位置する台地下部及び南北両河川までの斜面地での遺構の状況は明確でないが、試掘調査により縄文時代晩期の土器等が出土している。

環状列石は、台地の幅が75m前後と最も広くなる台地上部北東側に構築される。77基の組石で構成され、長径（南西－北東方向）48.5m、短径39.1mの楕円形を呈する。構築前に、台地上部北東側の黒色土（第Ⅱ層）の削平を行った後、環状列石内部及び南西側への整地を行っており、構築に伴う大規模な土木工事が確認される。内部は旧地形（第Ⅳ層）の起伏と盛土により、周堤状の微地形が形成されており、円周の組石は、微地形の３～４m前後外側、30～40cm前後標高を下った地点に構築される。組石に使用される石の数は平均十数個程度で、環状列石全体では約1,200個の石が使用されている。大半の組石では、台地の南北両側を流れる大森川・大石川の川原石である、50cm前後の輝石安山岩が使用されているが、中には１m近い大型の石が使用される組石（26・43号組石等）や、球状や柱状の石が300個以上使用される組石（１号組石）も存在する。列石の円環は北東側が肥厚し、集石状（１号組石）・環状（２・３・70号組石）・列状（72号組石）等、多様な形態の組石が集中する傾向が見られる。組石の下部調査では19基で調査が実施されているが、現在までに明確に土坑墓を伴う組石は確認できていない。また、環状列石内部からも明確に環状列石に共伴する遺構は確認できていない。一部の組石には台石・石皿・円盤状石製品等が組み込まれているが、その他の共伴遺物は皆無である。内部の整地層からも少量の土器や石製品が出土しているのみであるが、円盤状石製品と呼称している用途不明の石製品のみが多量に出土している。前回調査の埋め戻し土からは100点を超える円盤状石製品が出土しており、前回調査の出土点数と合わせると、環状列石周辺のみで250点以上出土したものと想定される。なお、本製品の石質は組石と同じ輝石安山岩である。環状列石の構築の開始時期は、削平・整地の時期や出土遺物から晩期初頭と想定される。また、整地層に共伴する土器と周辺の遺構の時期から、その後、晩期中葉にかけて構築されていったものと想定される。

台地上部北東側における黒色土（第Ⅱ層）の削平は、環状列石の周囲15～20m前後の範囲で行われているが、南西側のみ、環状列石から50mの地点まで削平が行われている。削平後は、環状列石内部の他、環状列石の南西側、20～50mの地点でも整地が行われている。

環状列石外側の削平範囲では漸移層（第Ⅲ層）上に石組炉や土坑が構築される。また、南西側では整地層上に集石遺構や土坑等が構築される他、未削平範囲では第Ⅱ層上に土器埋設遺構や石組炉が構築される。

台地上部北東端では黒色土（第Ⅱ層）上に廃棄層が埋土されており、縄文時代晩期初頭から中葉の土器、石器、石製品、土製品等、大量の遺物が出土している。黒色土（第Ⅱ層）は共伴遺物から、後期末葉～晩期初頭が下限時期と想定される。整地層及び廃棄層は共伴遺物及び重複関係から、晩期初頭から晩期中葉大洞Ｃ1式頃にかけて形成されたものと思われる。なお、整地層及び廃棄層について

は共伴遺物や上面に構築される遺構に時間幅があることと、土層断面上での層の様相の変化が漸移的であること等から、一括の埋土ではなく随時埋土された可能性がある。

大森勝山遺跡は、全国的にも希少な、縄文時代晩期初頭に構築された環状列石が、明確な円環が遺存した状態で確認されている重要な遺跡であり、青森県内最高峰の岩木山を背景とした、縄文時代を彷彿とさせる良好な景観が維持されていることも貴重である。また、青森県内において開発に伴う緊急発掘の先駆けとなった調査により発見され、さらに、早期の公有化による保護が図られているなど、文化財保護の観点からも画期的な役割を果たした遺跡であるといえる。

大森勝山遺跡は、昭和36年（1961）の調査終了後、遺構の埋め戻しが行われており、また同年に公有化が図られたことにより、開発行為からも保護が図られている。

昭和36年以降は、市による現状維持が図られてきており、特に昭和61年（1986）以降は市が地元町会に委託して草刈り及び雑木伐採を毎年実施している。また、平成10年（1998）から平成11年にかけては史跡外の北東側隣地に駐車場及び説明板が設置されるなど、部分的ながら周辺整備事業が実施されてきている。

なお、平成18年（2006）から平成20年に実施した再調査においても、調査終了後に遺構の埋め戻しを行い、保護措置を行っている。

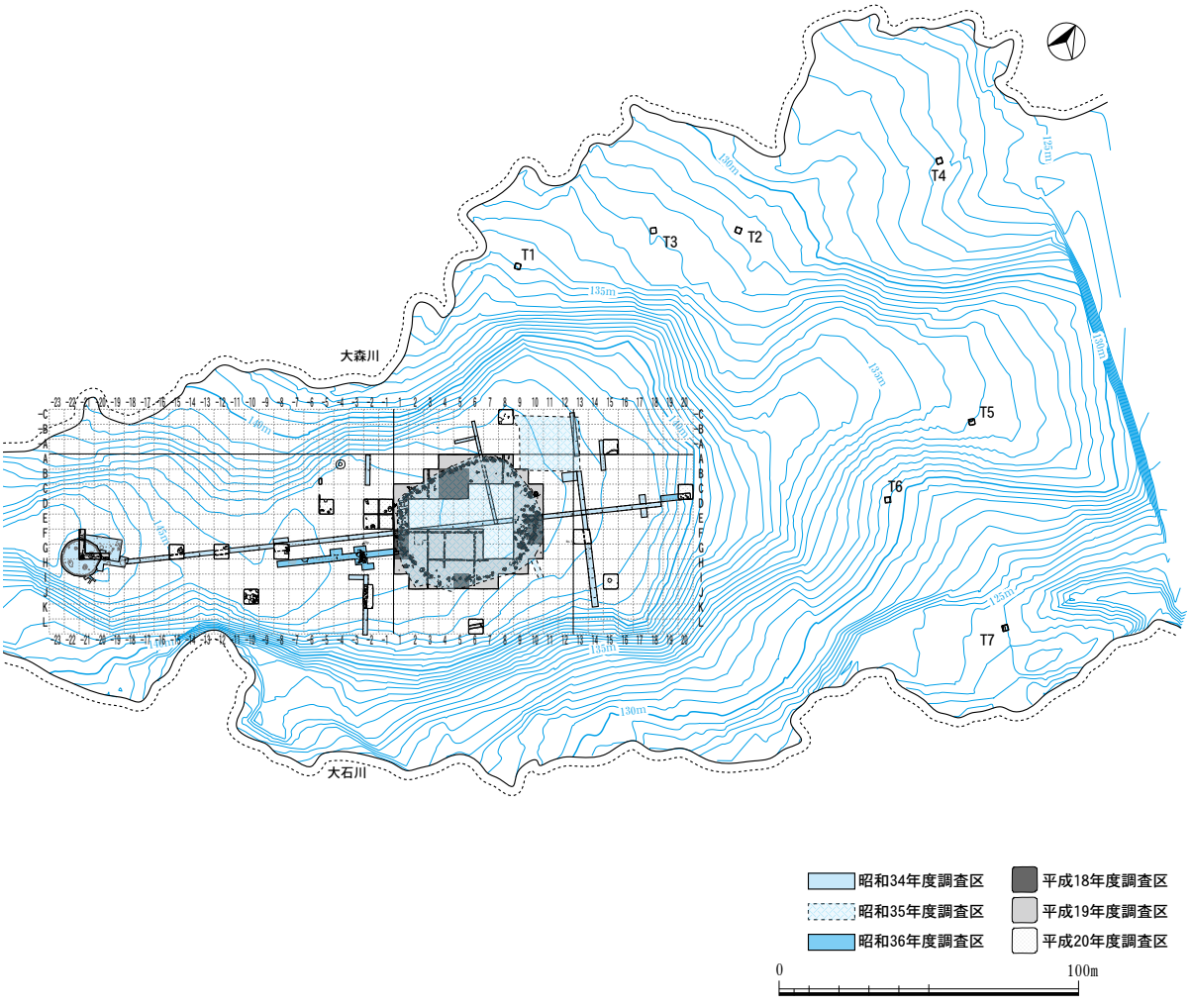

図５　発掘調査箇所図

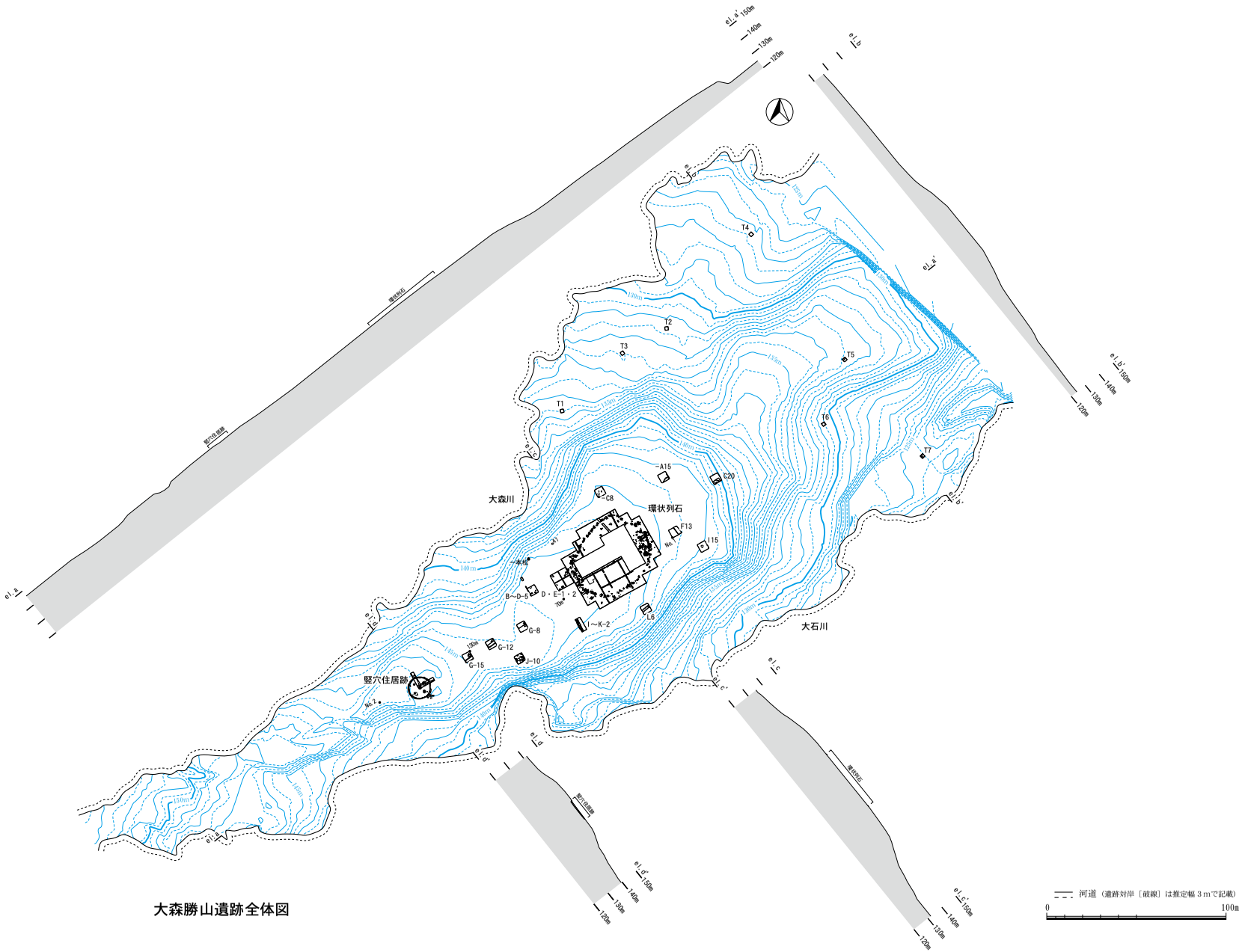

図６　史跡大森勝山遺跡全体図

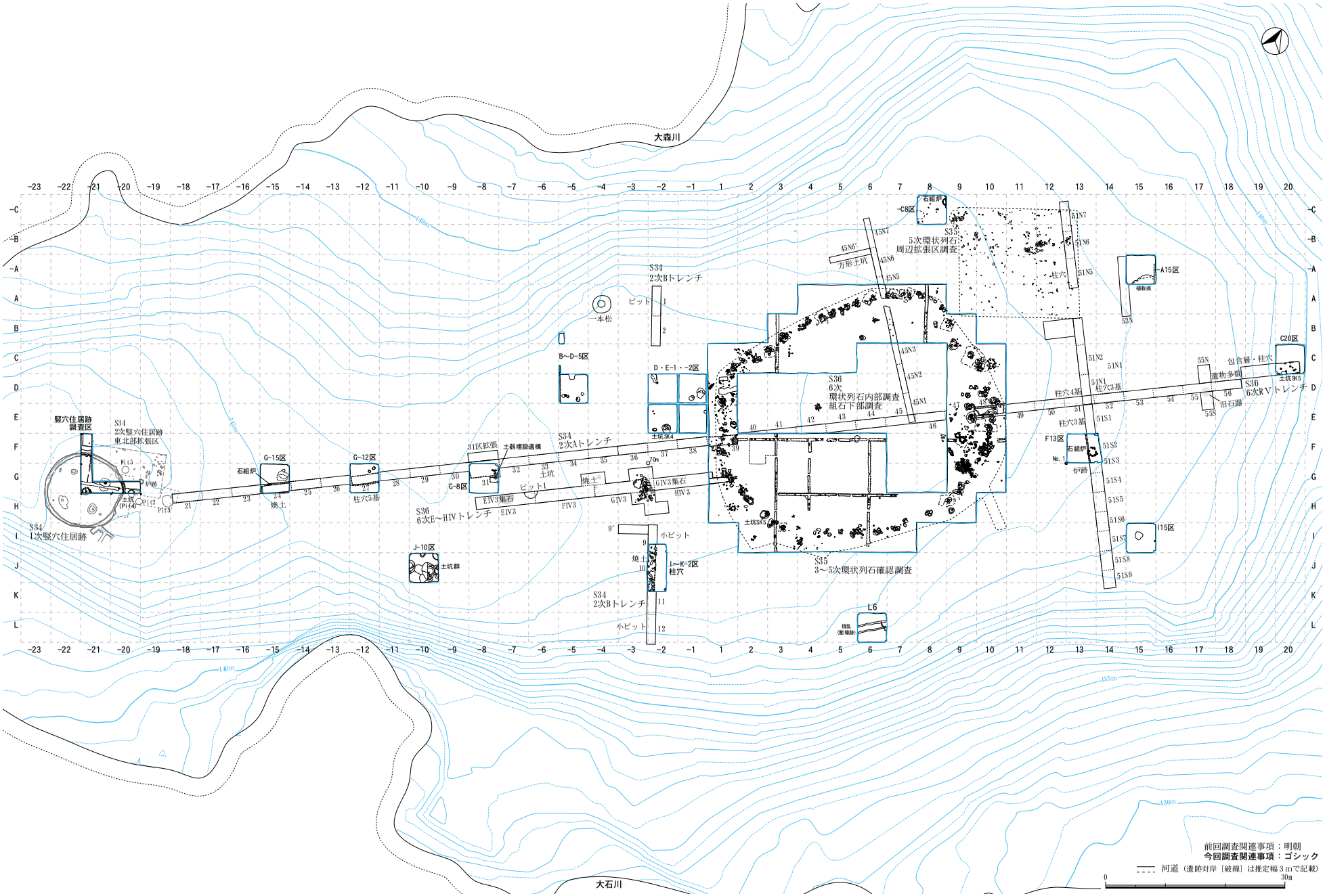

図７　台地上部発掘調査地点図

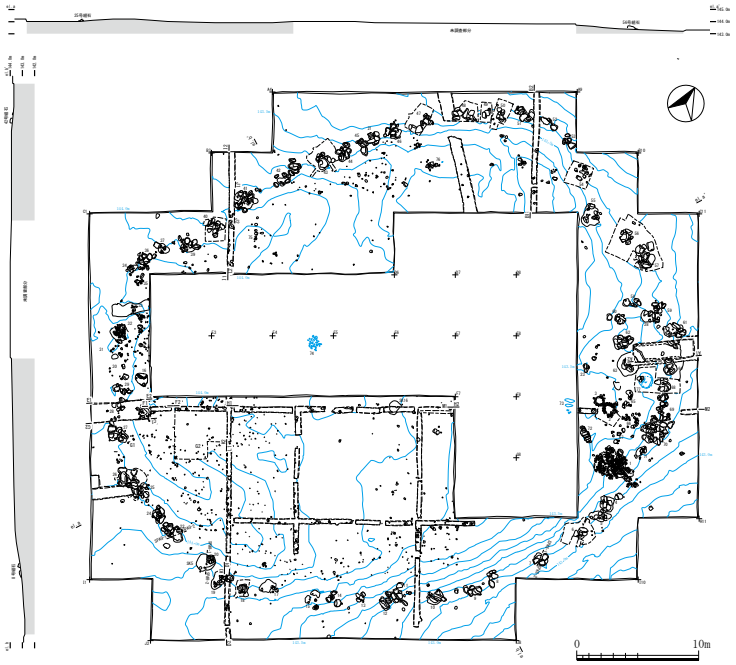

図８　環状列石全体図

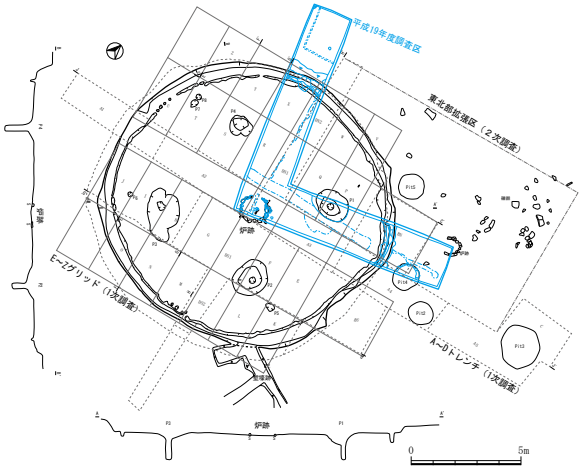

図９　竪穴建物跡

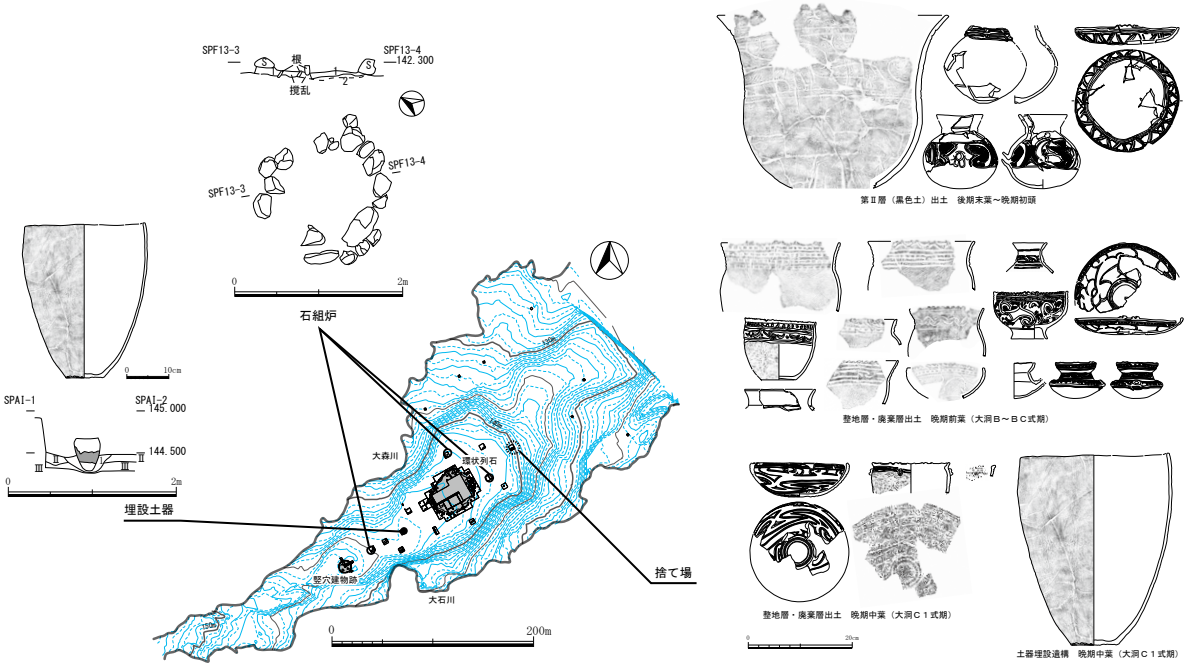

図10　環状列石周辺の主な遺構・遺跡出土土器

写真１　遺跡全景

写真２　台地上部　環状列石と竪穴建物

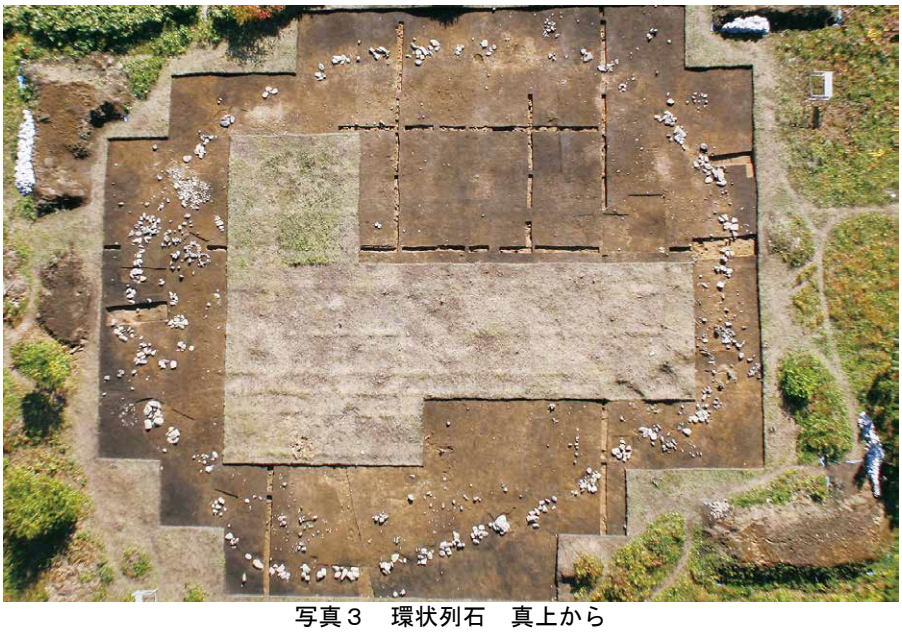

写真３　環状列石　真上から

写真４　環状列石　北東から

写真５　竪穴建物跡

写真６　土器埋設遺構

写真７　F13区　石組炉跡

写真８　C20区　廃棄層（捨て場）　遺物出土状況

C20区廃棄層出土　縄文時代晩期前葉　注口土器

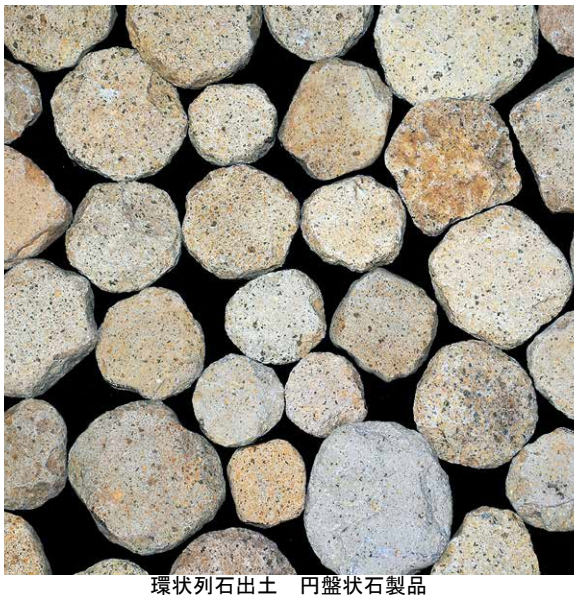

環状列石出土　円盤状石製品

写真９　出土遺物

第３章　史跡及びその周辺環境の現状と課題

１　史跡及び周辺環境の現状

１）歴史環境

（１）歴史と文化財

市の歴史は古く、大森勝山遺跡からは旧石器時代終末期から縄文時代草創期の所産である旧石器が出土しており、県重宝に指定されている。縄文時代では岩木山麓や平野部周辺などに数多くの遺跡が点在している。なかでも岩木山北東麓に位置する十腰内（２）遺跡から出土した縄文時代後期のイノシシ形土製品は、造形的にも優れた土製品として国の重要文化財に指定されている。また、平成24年（2012）国の史跡に指定された大森勝山遺跡は、縄文時代晩期の環状列石を中心とする遺跡で、地域の先史時代を知るうえで学術的にも極めて貴重なものである。さらに、弘前市北部の砂沢溜池南岸に所在する砂沢遺跡は、弥生時代前期の遺跡で、東日本最古にして日本最北の水田跡が発見されている。遺跡から出土した土器は「砂沢式」として弥生時代前期の標式土器型式となっており、出土品は国の重要文化財に指定されている。

古代の津軽地域は、奈良・京都を中心とする中央政権に服さない蝦夷の住む地域とされた。現存する文献資料は極めて少ないものの、津軽地域各地での発掘調査等により当時の集落跡が発見されている。特に平安時代以降は平野部を中心に遺跡数が増加し、岩木山麓で多数の発見されている製鉄遺跡や、北海道との関係性を示す土器（擦文土器）など、南北双方と広く交流があったことをうかがわせる資料も多い。

長勝寺に残されている銅鐘（重要文化財）は、嘉元４年（1306）の紀年銘が記されており、銘文中には得宗北条貞時や津軽に拠点を置く鎌倉武士たちの名前も認められる。鎌倉時代において、当地が北条得宗領として幕府と密接な関係にあったことをうかがわせる貴重な資料である。また、中世前半には、津軽地域は「日之本将軍」とも称された安藤氏の支配下にあり、当該期の文化財として多数の板碑が残っている。これらの板碑は、当時の人々の世界観・宗教観を知るうえでも重要な史料であり、多くが指定文化財となっている。

中世後半、戦国期に南部氏の支配にあった津軽地域では、その末期に津軽為信による津軽領の切り取りが進められた。史跡津軽氏城跡堀越城跡は戦国時代末期から近世初頭にかけて、為信の本拠となった城跡であり、現在も城郭構造をよく残す平城として重要である。

藩政時代になると、高岡城（のちの弘前城）が築城され、その周囲には城下が形成された。現在の弘前市街地はこの城下町を基礎としている。城下の形成時には神社仏閣が領内から移転されており、これらの建造物が文化財として数多く残っている。史跡津軽城跡弘前城跡には築城当初からの北門（亀甲門）をはじめとする門や櫓、そして文化年間に建てられた天守などがあり、重要文化財に指定されている。これらの中でも天守は、東北に残る唯一の現存天守として知られている。

弘前藩は帝政ロシアの南下に対応して蝦夷地警備に出動したことにより文化５年（1808）に10万石へと家格が上昇したが、これを契機に文化７年（1810）の天守造営はなされており、北方世界と密接に関わる市の歴史的特徴を象徴する文化財であるといえる。蝦夷地警備は、農民の労働力を大量に動員し、諸経費の負担を村々に課すことで領民に大きな負担を強いるものであり、領民の負担増には、この天守造営も含まれていたと考えられる。弘前藩は本州最北に位置し、帝政ロシアの南下に対する最前線の役割を担っており、それによる地域社会全体への影響も大きなものであったと考えられる。

一方、近世初頭に城下に建設され、現在国の重要文化財に指定されている神社仏閣には、長勝寺本堂・庫裏・三門、弘前八幡宮本殿・唐門、熊野奥照神社本殿、誓願寺山門、革秀寺本堂、津軽為信霊屋などがある。特に史跡津軽氏城跡新寺構の一角、南溜池のほとりの高台に寛文年間（1661～1673）に築かれた最勝院五重塔は、藩政期以来の情緒を偲ばせる市の象徴となっている。

また、弘前城の北側に町割りされた武家町である仲町（重要伝統的建造物群保存地区）は、間口に比して奥行きが長い短冊形の地割りに当初の様相をよく残し、通りを挟んで南入り、北入りで屋敷空間の構成が対照的になるなど、整然としたまち並みを形成しており、弘前城下の特色の一つとなっている。

近世中頃、四代藩主信政は数多くの人材を城下に招聘し、弘前城下の産業・文化は発展することになった。日本最古の養蚕技術書を著した野本道玄や、市指定文化財銅製獅子耳花入などを製作した鋳物師の渡辺近江、同じく市指定文化財日本刀国吉などを製作した刀鍛冶の来国吉、そのほか、絵師、金具師、具足師、大工、塗師、蒔絵師などこれらの人材が、現在の市に息づく伝統産業・文化の発展に果たした役割は大きい。

明治以降、青森市に県庁が移動すると市の政治・経済面での機能は低下するものの、文化面では新たな発展も促した。新たな時代に見合う人材を育成する場所として機能した東奥義塾では、外国人教師達の影響によるキリスト教の伝播と、それに伴う洋風建築の建造へと繋がっていき、数々の歴史的建造物を残すこととなった。そして、明治29年（1896）の第八師団の設置により市内は再び活気を取り戻し、特に高級軍人の婦人たちを中心に、東京で流行したものがすぐ市内でも主流になるなど、ファッションや文化に敏感な文化都市としての市の気質を生んだ。国の重要文化財である旧弘前偕行社等の市内に残る洋館群には、その当時の面影が色濃く残っている。

以上のように、市に所在する文化財は、本州最北に生活した人々の営みが具現化したものであり、地域の歴史と文化の特性を語るに欠くことのできないものであるといえる。

現在、市内には国指定文化財34件、県指定文化財55件、市指定文化財147件、計236件の指定文化財がある。この他国登録文化財17件、国登録記念物２件、国選択無形民俗文化財３件がある。その種別は表１に示すとおりである。

指定別		国	県	市	計
有形文化財	建造物	21	16	13	50
	絵画		2	9	11
	彫刻		8	16	24
	工芸品	4	11	41	56
	書跡		1	7	8
	古文書			2	2
	考古資料	2	2	28	32
	歴史資料			8	8
無形文化財	技芸		1		1
	古武道			1	1
	工芸技術			1	1
民俗文化財	有形民俗文化財		1	2	3
	無形民俗文化財	2	5	9	16
記念物	史跡	2		2	4
	名勝	1	2		3
	天然記念物		6	8	14
伝統的建造物群		1			1
重要美術品（旧法）		1			1
計		34	55	147	236
国登録有形文化財		建造物			17
国登録記念物		名勝地関係			2
国選択無形民俗文化財		民俗芸能	神楽		1
		風俗習慣	祭礼		1
			年中行事		1

平成28年２月現在

表１　弘前市指定等文化財一覧

（２）周辺の文化財

大森勝山遺跡周辺の遺跡及び文化財を図12・表２に示すとともに、以下に遺跡周辺の歴史的環境をまとめる。

旧石器時代は全県的に見ても確認された遺跡は少なく、岩木山麓でも大森勝山遺跡（図12(以下「同図」という)１）でナイフ形石器等の後期旧石器10点が確認された以外、資料は皆無である。なお、同資料は県内で最初に発掘調査で確認された旧石器であり、学史的にも意義を持つ重要な資料として県重宝に指定されている。

岩木山麓では、縄文時代早期より遺跡の分布が認められるようになり、尾上山（３）遺跡（同図、２）や草薙（１）遺跡（同図、３）等で早期の土器が出土している。

縄文時代前期、特に円筒下層式期になると遺跡数は格段に増加する。前述した尾上山（３）遺跡では前期前半の竪穴建物跡２棟が確認されており、また、土器の出土に限れば北麓の段丘台地端部の下池神遺跡（同図、４）から、南東麓中の東岩木山（５）遺跡（同図、５）まで比較的広範囲に資料が認められる。

縄文時代中期では遺跡数はさらに増加する。宇田野（２）遺跡（同図、６）で中期円筒上層ｃ式期の竪穴建物跡１棟、尾上山（２）遺跡（同図、７）で縄文時代中期の土坑が確認できる。

縄文時代後期は遺跡数の増加が指摘される時期だが、岩木山麓でも遺跡数が最も多い時期となる。遺跡は比較的標高の高い山麓中腹から台地端部まで広く分布し、特に当該期の土器型式の標式遺跡でもある十腰内（２）遺跡（同図、８）が所在する北麓域には、十面沢沢田（１）・（２）遺跡（同図、９・10）等、多くの遺跡が所在する。同地域では、配石遺構や竪穴建物跡、炉跡、包含層が確認された前述の十腰内（２）遺跡を始め、猿沢（40）遺跡（同図、11）で前半期の土坑群、砂沢遺跡（同図、12）で後半期の竪穴建物跡３棟が確認されている。東麓域では、湯の沢遺跡（同図、13）で後葉の竪穴建物跡２棟、弥生平（１）遺跡（同図、14）で土坑１基・溝跡１条、一本木沢遺跡（同図、15）で後葉の竪穴建物跡１棟、高長根（１）・（２）遺跡（同図、16・17）で中葉の竪穴建物跡２棟・石棺墓１基・土坑２基・集石遺構等が確認されている。なお、南北海道から北東北では、後期前葉に大型の環状列石が盛行しており、主な遺跡として史跡鷲ノ木遺跡（北海道森町）、史跡小牧野遺跡（青森市）、太師森遺跡（平川市）、特別史跡大湯環状列石（秋田県鹿角市）、史跡伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）などがある（図11）。いずれも直径30ｍを超える大型のものであり、組石下部には土坑墓や土器埋設遺構が確認されている。

縄文時代晩期は、後期に比して遺跡数はやや減少するものの、引き続き山麓中から台地端部まで広く分布しており、後期と複合する遺跡も多い。詳細は後述するが、当該期は大森勝山遺跡において竪穴建物跡と環状列石が構築されるなど、主体をなす時期となる。大森勝山遺跡近隣の同時期の遺跡として、大石川の上流約1.5㎞に大石神社遺跡（同図、18）、大石川下流約１㎞に勝山（５）遺跡（同図、19）、同じく大石川下流約2.5㎞に大森中沼遺跡（同図、20）、大森川下流約1.5㎞に勝山（７）遺跡（同図、21）が所在するが、大半が未調査のため様相は不明である。調査の実施された周辺遺跡としては、北麓の十腰内（１）遺跡（同図、22）で晩期前葉の竪穴建物跡２棟が確認されており、特に大洞ＢＣ式の所産である３号住居跡は直径13ｍを測る大型の竪穴建物跡で、石囲炉と地床炉を有する。本遺跡では、その他に晩期の土坑・道路状遺構・土器埋設遺構などが確認されている。また、後続する弥生時代前期の水田跡及び水路が確認されている砂沢遺跡（同前）では、末葉の大洞Ａ’式の土器の包含層上に砂沢式期の水田等が構築されている。この時期の南北海道から東北地方では、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡（つがる市）に由来する亀ヶ岡文化が盛行する。亀ヶ岡文化は土偶、石刀、土

版、岩版などの祭祀的な遺物や、精巧な土器・漆塗製品などの工芸的な遺物を特徴としており、特に、亀ヶ岡石器時代遺跡出土の遮光器土偶（重要文化財、東京国立博物館蔵）や、八戸市に所在する史跡是川石器時代遺跡から出土した漆塗の弓形木製品や装身具、木胎漆器等（重要文化財）は著名である。大森勝山遺跡からも亀ヶ岡文化の特徴を有する土器や土偶が出土しており、同じ文化圏に属していたことが伺える。なお、後期前葉に盛行した大型の環状列石は、大森勝山遺跡の他、泉山遺跡（晩期、三戸町）や荒谷遺跡（晩期後葉～弥生前期、八戸市）で確認されており、当該期まで継続することは確実である。ただし、泉山遺跡と荒谷遺跡の環状列石は部分的な検出に留まっており、現段階で晩期の環状列石として全容が明らかなのは大森勝山遺跡の事例のみである。

続く弥生時代では、前述のように砂沢遺跡（同前）で前期の水田跡及び水路が確認されているほか、後期の土器埋設遺構も確認されている。その他、前述した宇田野（２）遺跡（同前）で土坑墓・前期の包含層等が確認されている。

古墳時代の遺跡は県内でも非常に少なく、大森勝山遺跡周辺でも当該期の遺跡はほぼ皆無の状態である。

奈良時代から平安時代にかけて、遺跡数は再び増加する。遺跡は沖積地を臨む段丘端部を中心に多数確認されており、調査された遺跡にも、宇田野（２）遺跡（同前）で竪穴建物跡15棟、尾上山（３）遺跡（同前）で竪穴建物跡１棟、下恋塚遺跡（同図、23）で竪穴建物跡15棟・土器焼成遺構１基・土坑８基、平山（１）遺跡（同図、24）で竪穴建物跡１棟、前述した弥生平遺跡で竪穴建物跡３棟・土坑２基・溝跡１条、山ノ越（１）遺跡（同図、25）で竪穴建物跡17棟・土坑・溝跡等、多くの集落跡が見られる。なお、当該期の岩木山麓では北麓域を中心に多数の製鉄遺跡が確認されている。

中・近世は遺跡として確認されているものは少ないものの、史料や建造物、伝承などが確認できるようになる時期である。十腰内字猿沢に所在する巌鬼山神社（同図、a）には、大同２年（807）坂上田村麻呂の創建とする説と、寛治５年（1091）岩木山南東麓の百沢に移るまで岩木山神社の下居宮があり、その後西方寺観音院がその旧跡に創建されたことに始まるとする説があるが、いずれも伝承の域を出るものではない。しかし、同神社には慶長９年（1604）に弘前藩初代藩主津軽為信の長男信建が寄進した鰐口（県重宝）が伝わり、また、同神社本殿（県重宝）も元禄４年（1691）の建築とされるなど、近世初期には信仰を集めていたものと考えられる。なお、境内には樹齢千年とされる大杉２本（県天然記念物）も見られる（同図、ｂ）。巌鬼山神社元宮遺跡（同図、26）は、岩木山神社の下居宮がかつて鎮座したとされる遺跡であるが、発掘調査では縄文時代後期前葉十腰内Ⅰ群の土器・石器、平安時代の土師器などが出土している。岩木山東麓の鬼沢字菖蒲沢に所在する鬼神社（同図、ｃ）は、かつて村人のため用水堰を作ってくれた岩木山の大人、赤倉（赤倉沢、大石川の源流に当たる、同図、ｄ）に住まう鬼を祀ったことを起源とする神社で、近隣には鬼が腰掛けたという樹齢700年のカシワ（県天然記念物）も所在する（同図、ｅ）。なお、赤倉沢は現在も堂社が点在する民間信仰の場となっている。

津軽平野のほぼ全域からその美しい山容を望むことのできる岩木山が、古くから信仰の対象とされていたことは想像に難くない。岩木山信仰の特徴である「お山参詣」と称される集団登拝儀礼は、津軽地方の代表的な民俗行事である。五穀豊穣・家内安全を祈願するため行われ、近世中頃には、山開きが７月25日、８月１日から15日が登山期間で、１日は藩主の登拝日と定められていたという。

番号	名称	現況	種別	時代
1	大森勝山遺跡	原野	集落跡	縄文
2	尾上山（３）遺跡	畑	集落跡	縄文・平安
3	草薙（１）遺跡	畑	散布地	縄文
4	下池神遺跡	畑	包蔵地	縄文・平安
5	東岩木山（５）遺跡	畑	散布地	縄文
6	宇田野（２）遺跡	畑	散布地	縄文・平安
7	尾上山（２）遺跡	畑	包蔵地	縄文・平安
8	十腰内（２）遺跡	山林・畑	集落跡	縄文
9	十面沢沢田（１）遺跡	山林・宅地	散布地	縄文
10	十面沢沢田（２）遺跡	宅地・畑	散布地	縄文
11	猿沢（40）遺跡	畑	散布地	縄文
12	砂沢遺跡	溜池・畑	集落跡・生産遺跡	縄文・弥生・平安
13	湯の沢遺跡	畑・原野	集落跡	縄文・弥生
14	弥生平（１）遺跡	畑	包蔵地	縄文・弥生
15	一本木沢遺跡	畑	集落跡	縄文
16	高長根（１）遺跡	畑	包蔵地	縄文
17	高長根（２）遺跡	畑	包蔵地	縄文
18	大石神社遺跡	原野	包蔵地	縄文
19	勝山（５）遺跡	畑	散布地	縄文
20	大森中沼遺跡	畑・宅地	集落跡	縄文
21	勝山（７）遺跡	畑・森林・荒地	散布地	縄文
22	十腰内（１）遺跡	畑	包蔵地	縄文
23	下恋塚遺跡	宅地・雑種地・畑	集落跡	縄文・平安
24	平山（１）遺跡	畑	包蔵地	平安
25	山ノ越（１）遺跡	畑・宅地	集落跡	縄文・平安
26	厳鬼山神社元宮遺跡	山地・原野	包蔵地	縄文・平安

表２　史跡大森勝山遺跡周辺の遺跡

図11　主な環状列石

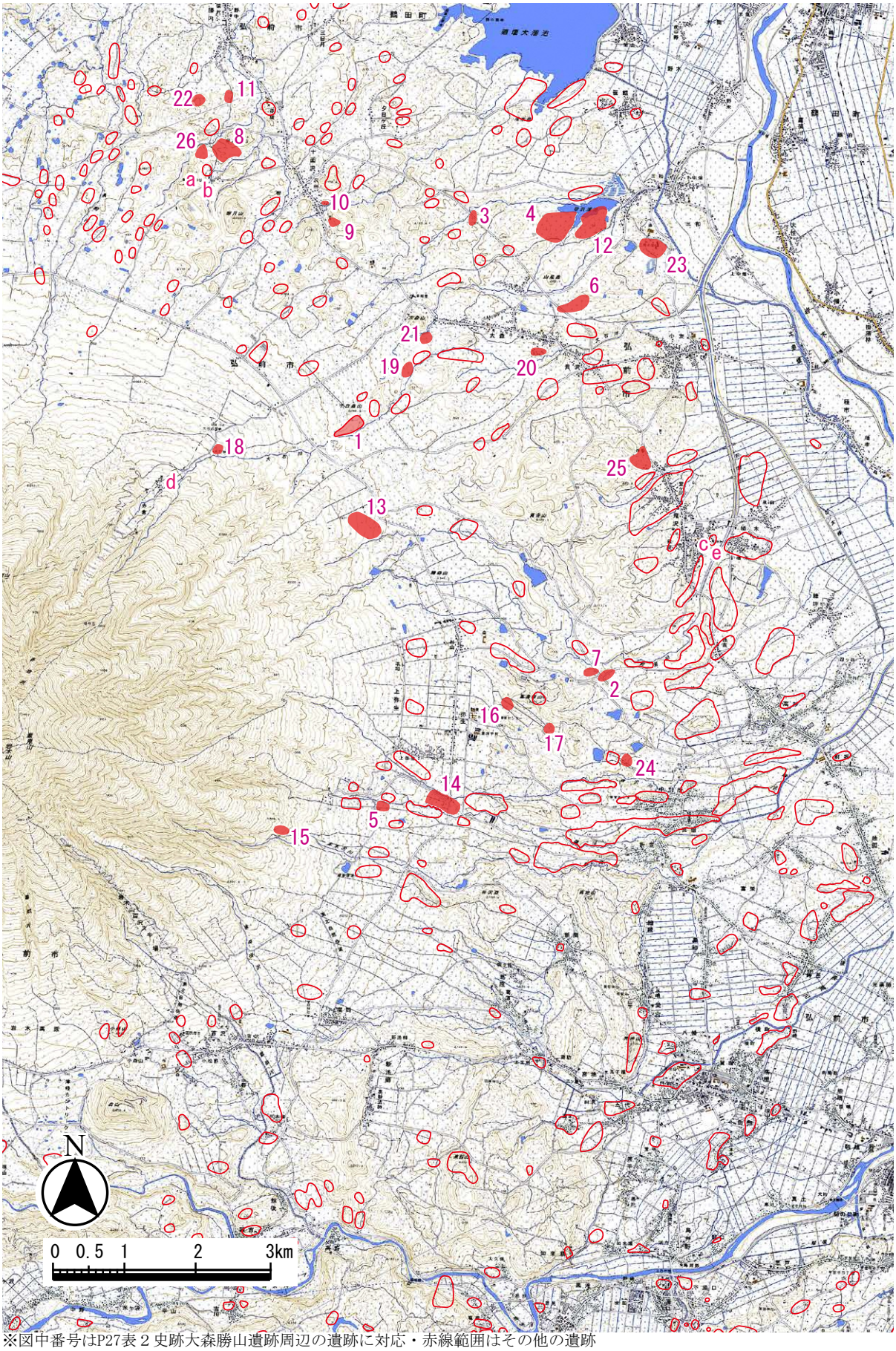

※図中番号はP27表２史跡大森勝山遺跡周辺の遺跡に対応・赤線範囲はその他の遺跡

図12　史跡大森勝山遺跡周辺の遺跡

２）自然環境

（１）地質及び地形（図13）

大森勝山遺跡は岩木山山頂から北東約6.5㎞の位置に所在する。岩木山は青森県南西部に位置する成層火山で、標高は1,625m、津軽富士とも称される秀麗な独立峰である。津軽平野から直接にそびえるため、ほぼ標高と等しい1,600m前後の比高を有し、火山噴出物の分布域は東西約15㎞、南北約20㎞に及ぶ。東方の弘前市街より望むと、山頂は三つの峰から成っており、中央部に位置する最も高い頂が狭義の「岩木山」で、中央火口丘にあたる。その南側に位置する頂が鳥海山、北側の頂が岩鬼山で、これらは中央火口丘を取り巻く外輪山の一部である。山頂付近には現在の山体形成後に生じた爆裂火口跡が存在しており、また、その火口跡が山体を深く浸食する放射谷の谷頭ともなっている。史跡大森勝山遺跡の南北を流れる大石川・大森川の水源である赤倉沢もその放射谷の一つである。山腹の傾斜は標高約500m付近を境に異なり、500m以高の山体部では北東斜面で25度、南西斜面で35度と急傾斜となっているが、500m以下の山麓部では平均勾配６度前後の緩やかな斜面が広がっている。

標高130～150m前後に位置する大森勝山遺跡は、巨視的にはこの緩やかに傾斜する山麓部、すなわち岩木山の火山活動によって形成された火山麓扇状地中に所在していることとなるが、遺跡の立地する微地形は、小河川に挟まれた半ば独立した舌状台地を呈しており、周辺の地形とはやや異なった様相を示している。この微地形を形成した大森川・大石川の水源は共に前述の赤倉沢であり、北側を流れる大森川は大森勝山遺跡南西端から約200m上流の主要地方道岩木山環状線に架かる赤倉橋下で大石川から分岐した川である。この分岐から大森川はやや北寄り、大石川はやや南寄りに流れるため、両河川の距離は台地南西の竪穴建物跡付近で約80m、遺跡北東端では約200mと、下流に向かうに従い徐々に離れていく形となる。

舌状台地は竪穴建物跡や環状列石が構築される台地上部と、約６mの比高を有する北東側の台地下部に大きく分けられる。

台地上部は上面標高140～146m前後で南西から北東へと緩やかに傾斜する。最も標高の高い竪穴建物跡付近では幅は30m前後と狭く、標高142m前後の環状列石付近では幅は70m前後のほとんど傾斜のない広い平坦面となる。台地上部の北西側は１m程僅かに下った後、やせ尾根状を呈して上流部へと延びている。

台地下部は台地上部と６m前後の比高を有し、上面標高は130～136m前後、幅は40m前後とやや狭く、台地上部と同じく上面は南西から北東へと緩やかに傾斜する。なお、台地下部の北東端は昭和期の果樹園開墾時に掘削されたため、比高約６mの急傾斜面となっている。

大森川・大石川は共に台地下端との間に氾濫原である平坦面を有している。特に、下流部では台地下部の幅が狭い分、平坦面の幅は30～60mとやや広くなっている。なお、大石川下流部の平坦面には、全長約40m、幅約10m、深さ約２mの規模を有する旧河道の痕跡が存在しており、その谷頭では微量ながら湧水も確認される。

（２）気候（図14・表３）

大森勝山遺跡のある市の気候は、概して夏が短く冬が長い日本海型気候に属しているものの、三方を山々に囲まれているという地形的要因もあり、盆地のような内陸型気候に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあっては比較的しのぎやすい気候である。しかし、12月から２月にかけて

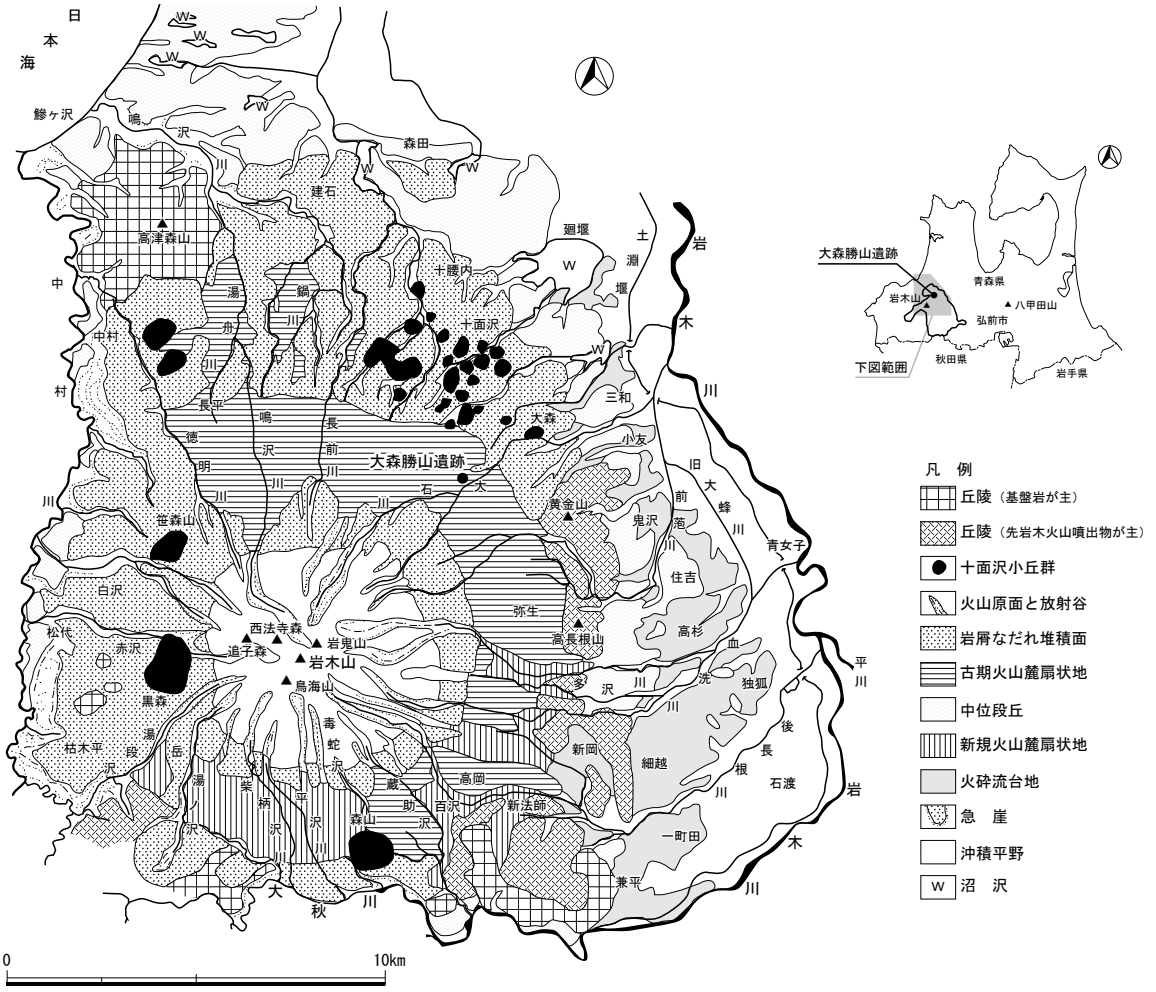

図13　岩木火山及び周辺の地形分類（山口2002より転載・一部加筆）

の平均気温は氷点下となり、11月や４月に降雪をみることもある。年平均降水量は1,200㎜前後、年平均気温は10～11℃で、平均的な最深積雪は86㎝である。

市中心市街地の約10㎞北西側に位置する大森勝山遺跡は、標高130～150ｍで中心市街地（標高約40～50ｍ）より約100ｍ高いことから、平均気温も市街地に比べ１～２℃低く、毎年12月～３月には降雪があり、一帯は１ｍを超える積雪となる。

（３）植生（図15・16）

北東～南西方向に延びる台地上は、発掘調査区も埋め戻されており、また、昭和60年（1985）より開始された維持管理作業（草刈り・雑木伐採）により、現状はほとんど草地となっている。なお、台地中央北端のクロマツの巨木は、草刈地として一帯が原野となっていた昭和30年代の調査時からランドマークとなっていたもので、当時、地元住民は台地を「一本松台地」と呼称していたとされる。

史跡指定地縁辺の斜面地は、昭和36年の公有化後に実生・生育したミズナラ・コナラ・クルミ・ミズキ・ヤマナラシ・クリ等の落葉広葉樹を主体とした雑木林となっており、マツ等の針葉樹が少量混交している。また、史跡指定地の南北両側を流れる大石川・大森川沿いと台地北東側斜面にも同様の雑木林が広がっているが、開けた部分では自生のクマザサもみられる。また、北東縁辺部では昭和36年の公有化後、カラマツの防風林が形成されている。

史跡内の縄文時代晩期における植生については、自然科学分析等が実施されていないため判然とし

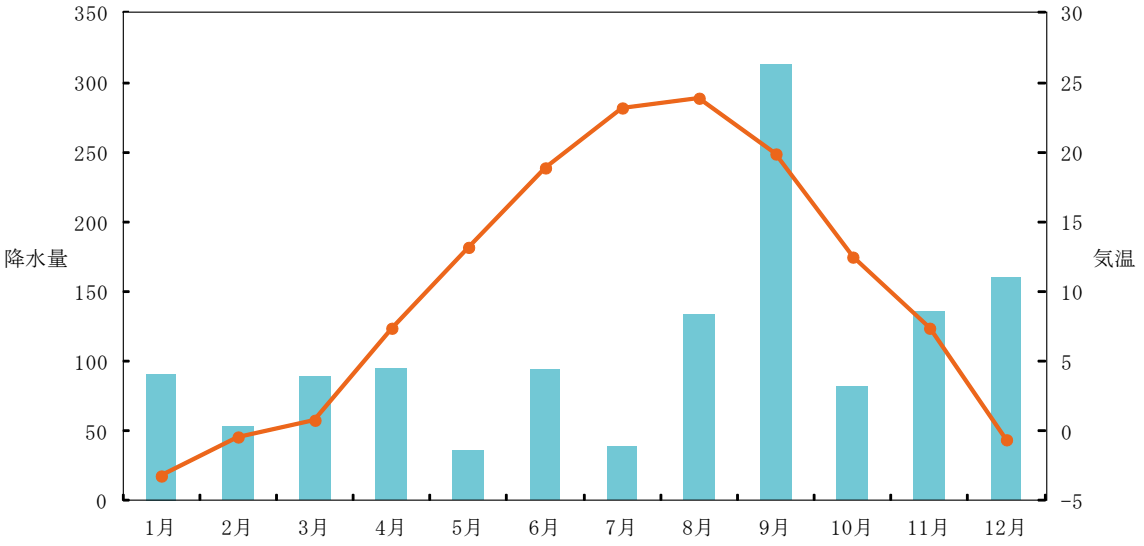

図14　弘前市の気候（気象庁気象統計情報：観測地点「弘前」平成23年）

観測地点	最深積雪 年平均値 cm	年間降雪量 平年値 cm	平年根雪期間 初日 月日	終日 月日	日数	最深積雪 最大値 cm	最大値 年月日	最小値 cm	最小値 年月日	日降雪量の最大値 cm	日降雪量の最大値 年月日
青森	112	623	12/11	3/28	108	209	1945/2/21	42	1949/3/2	65	1967/12/27
深浦	42	192	12/24	3/10	77	91	1984/2/13	12	1948/11/19	36	1964/2/23
弘前	86	425	12/13	3/25	103	144	1945/2/4	28	1932/1/28	40	1982/12/1
五所川原	109	420	12/14	3/26	103	212	1945/2/28	25	1930/2/12	60	1974/1/26
碇ヶ関	88	512	12/11	3/28	108	148	1939/2/10	26	1973/3/7	63	1968/2/12
今別	75	368	12/16	3/20	95	150	1984/2/29	21	1972/12/22	50	1968/1/21
黒石	85	466	12/12	3/27	106	159	1945/2/21	26	1949/1/27	45	1954/1/22
鰺ヶ沢	72	240	12/17	3/23	97	200	1968/2/14	34	1979/1/31	48	1981/12/20
蟹田	80	410	12/16	3/22	98	245	1936/2/28	34	1932/2/10	34	1932/2/10

１．統計年数　年最深積雪　1964～1985
最深積雪の最大・最小値　1927～1995
年間降雪量　1953～1985
日降雪量最大値　1953～1995
根雪期間　1956～1985

２．積雪・降雪量は９時１回の観測値

３．東北地方の積雪と降雪
（仙台管区気象台より）

表３　最深積雪･降雪量と根雪期間（弘前市2002より転載）

ない。しかし、他遺跡等の事例等から、基本的には落葉広葉樹を主体とする現況に近似した雑木林が周囲に展開していたものと推定される。また、台地上については、環状列石やその他の遺構が分布することから、一定の管理下にあり、草地を主体とする開けた状況にあったものと思われる。晩期以降の植生変遷についてはさらに明確でないが、少なくとも近世期には一帯が草刈地として使用されていた可能性がある。近代以降は旧陸軍演習地への転用を経て、昭和30年代頃までは草刈地として利用されており、その後、農地開発により史跡周辺は落葉果樹園を主体とする農地へと変容した。

なお、史跡周辺は現在も大半が落葉果樹園として利用されているが、一部は耕作放棄により原野となっている。

史跡隣接地においては、史跡指定地を取り囲むように防風林が形成されており、周辺の果樹園や岩木山北東麓の工作物等に対する遮蔽植栽となっている。防風林は幅約20m前後の植樹帯であり、昭和30年代以降に植樹されたカラマツが成長し、遺跡からの視界を遮蔽しているが、一部では枯死が見ら

れる。とくに、遺跡へのアクセス道路となっている農道南側の防風林では、湿潤な環境が影響し、農道側約10mでカラマツが枯死し、雑木帯となっている。

（4）景観（図17、写真10～14）

大森勝山遺跡は、史跡指定地の竪穴建物跡や環状列石のある台地上は所々に高木が分布するものの周囲を樹林地で囲まれ、ひとつの空間的まとまりを感じることのできる広がりある長閑な景観を呈している。とりわけ南西方向の眺望は、古来より地域の人たちに津軽の象徴として崇められてきた青森県下最高峰の秀峰岩木山の山頂及び山容を臨むことができ、特異で優れた景観となっている。

また、史跡指定地縁辺を流れる大森川、大石川は水量も豊かで親水性ある自然景観を呈している。

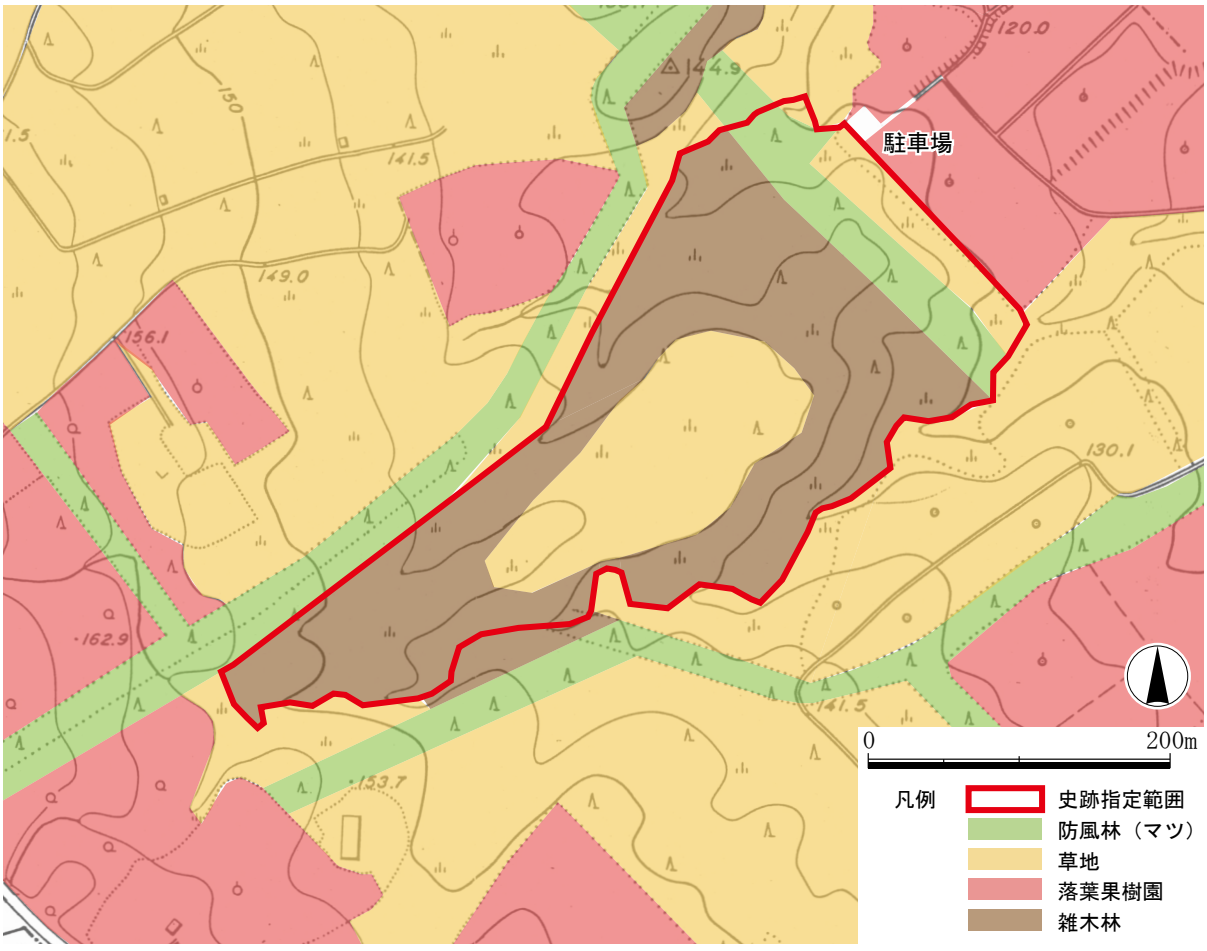

図15　現況植生図

※共通
・アイグロマツ（一本松）・アカシデ以外、樹齢50年を超えるものはない。

※範囲外
（台地南西側・南東側周辺地区［斜面地］）
ヤマナラシ（多）
ミズキ（多）
コナラ（多）
ミズナラ（多）
アオダモ
ウルシ
クリ
イタヤカエデ
タニウツギ
クマザザ（明地）
←現況状況良好
（台地南西側・南東側周辺地区［河川周辺］）
同上
ヤナギ
アカマツ
カツラ
←現況状況良好

台地北東側周辺地区（通路）
ヤマナラシ（多、通路上）
ミズキ（多）
イタヤカエデ
クルミ（多）
ウルシ
ウワミズザクラ
アカマツ
ヤナギ
タニウツギ
ハシバミ
ヤマブドウ（ツタ類）
フジ（ツタ類）
マユミ（低木）
←現況状況良好
ただし、枯木はやや目立つ。
針葉樹は基本目立たないが、一部アカマツが通路に張り出す。

アカシデ（通路脇）
・樹齢100年か
・原木としては珍しい
←基本現況状況良好。
ただしアカマツやや目立つ

台地北東側周辺地区（史跡入口付近）
マユミ
クロモジ
ヤナギ
ウワミズザクラ
ミズキ
アカマツ
←低木が繁茂。
防風林：枯木・倒木あり。

台地北東側周辺地区
（坂路ルート［スロープ設置予定地］）
周辺と植生変わらず。
ただし、やや若い木多く、伐採の影響は軽微。

アイグロマツ（一本松）
・樹齢200年以上
・コケ類付着（樹勢への影響は無）
←現状良好。枯枝整理程度。
周辺５~10m前後の低木（ミズキ・ウルシ）を伐採し、顕在化。

キリ（台地地区上に4本）
・腐朽進み、中が空洞化。
←要伐採。

台地南東側周辺地区
（斜面空間地）
クマザザ（面的に分布）
ヤマナラシ
コナラ
クルミ
ナシ（原生種か）
←現況状況良好。

台地地区北東部
クリ
アカマツ
コナラ
ミズナラ
ヤマザクラ
・台地上に散在する。
←現況状況良好。

台地地区縁辺部
ミズナラ
コナラ
イタヤカエデ
クリ
ウルシ
アカマツ
ダケカンバ
ミズキ
ハシバミ（低木）
リョウブ（低木）
ノブドウ（ツタ類）
サルナシ（ツタ類）
←現況状況良好。
縁辺の樹木・クマザザは土留めの役割有。

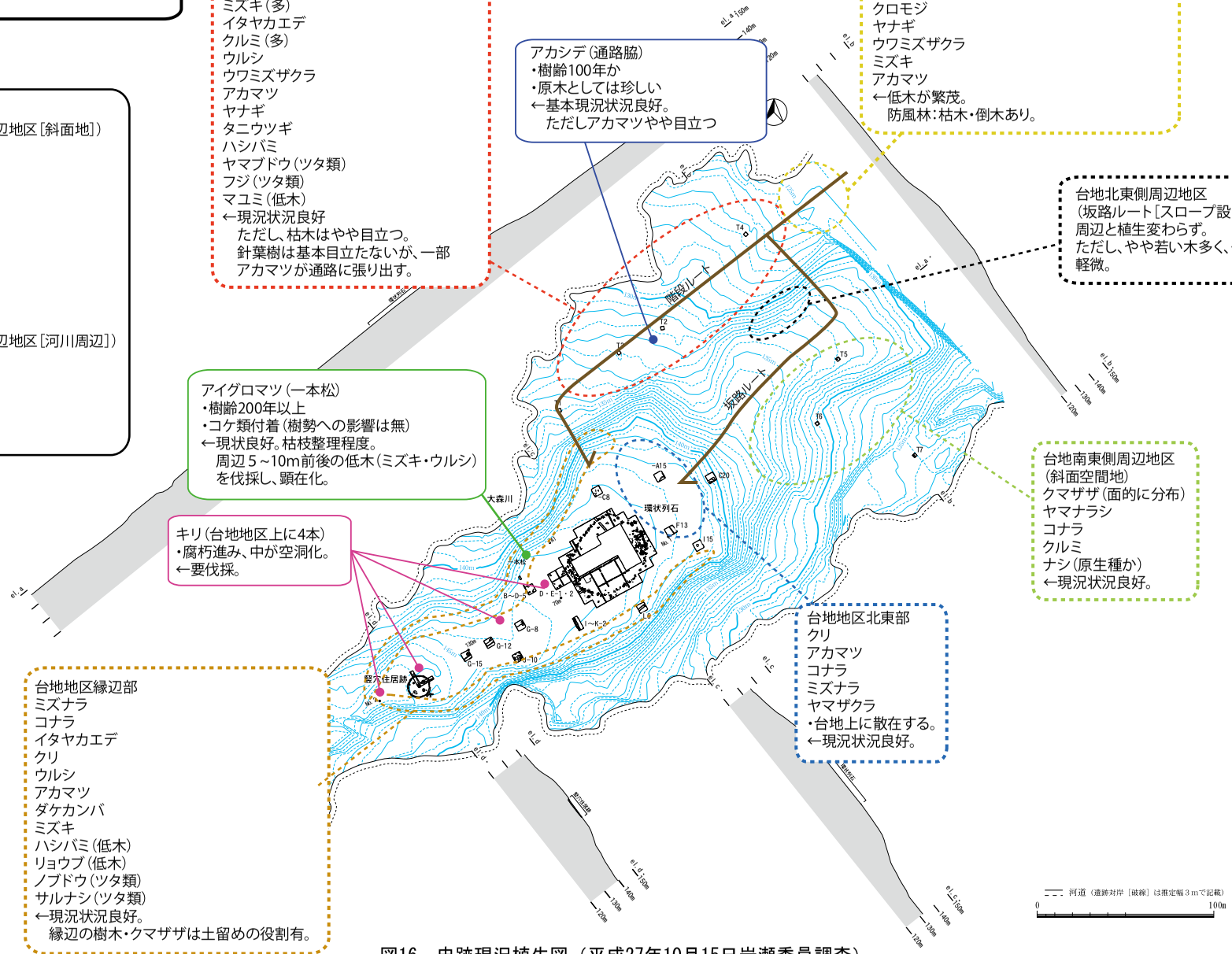

図16　史跡現況植生図（平成27年10月15日岩瀬委員調査）

写真10　台地上部北東から岩木山を望む

写真11　大森川近景

写真12　大石川近景

写真13　南～西（岩木山側）眺望（環状列石上から）

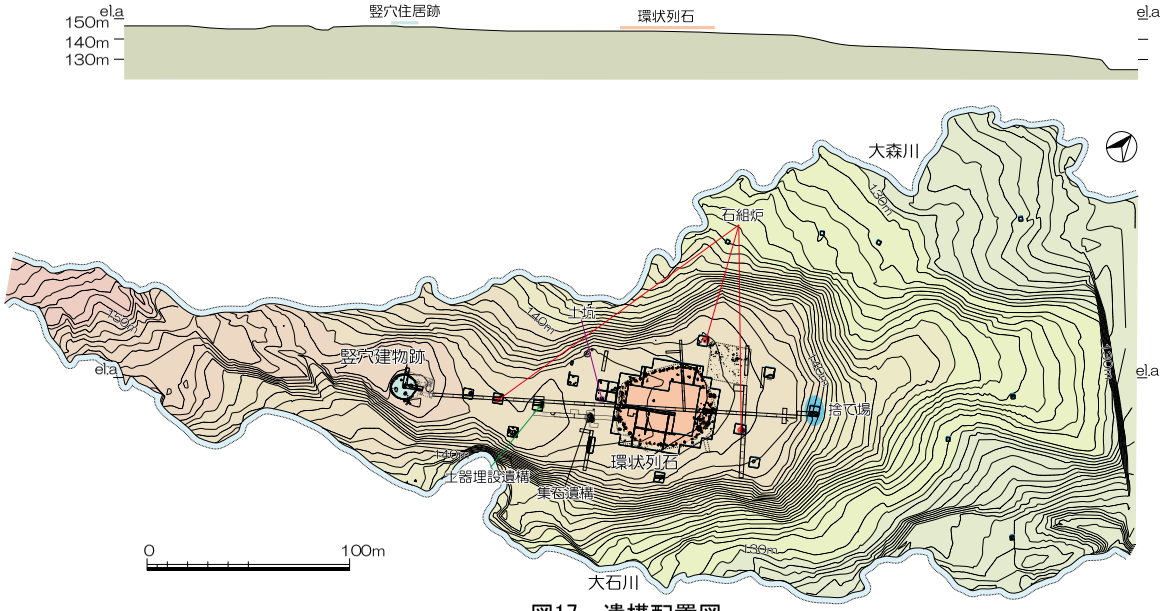

図17　遺構配置図

写真14　北～東（平野側）眺望（環状列石上から）

3）社会環境

（1）道路交通（図18・19、写真15）

大森勝山遺跡のある市への広域交通網は、東京、名古屋、大阪、札幌等を結ぶ空路、また、これら諸都市間を結ぶ鉄軌道（JR東北・東海道新幹線、JR奥羽本線・津軽海峡線等）や高速道路（東北自動車道）がある。

一方、市中心市街地と大森勝山遺跡を結ぶ交通網は道路に限られ、県道３号線（弘前岳鯵ヶ沢線）、県道30号線（主要地方道岩木山環状線）、県道31号線（弘前鯵ヶ沢線）等を経由し、市道を経てさらに農道を利用することとなる。

弘前駅前から大森勝山遺跡までの到達時間は乗用車で約50分である。

なお、現在市内の主要幹線に遺跡への案内看板はなく、県道30号線（主要地方道岩木山環状線）及び県道31号線（弘前鯵ヶ沢線）と、市道との交差点に案内看板、市道と農道との交差点に遺跡名の看板が設置されているのみである。

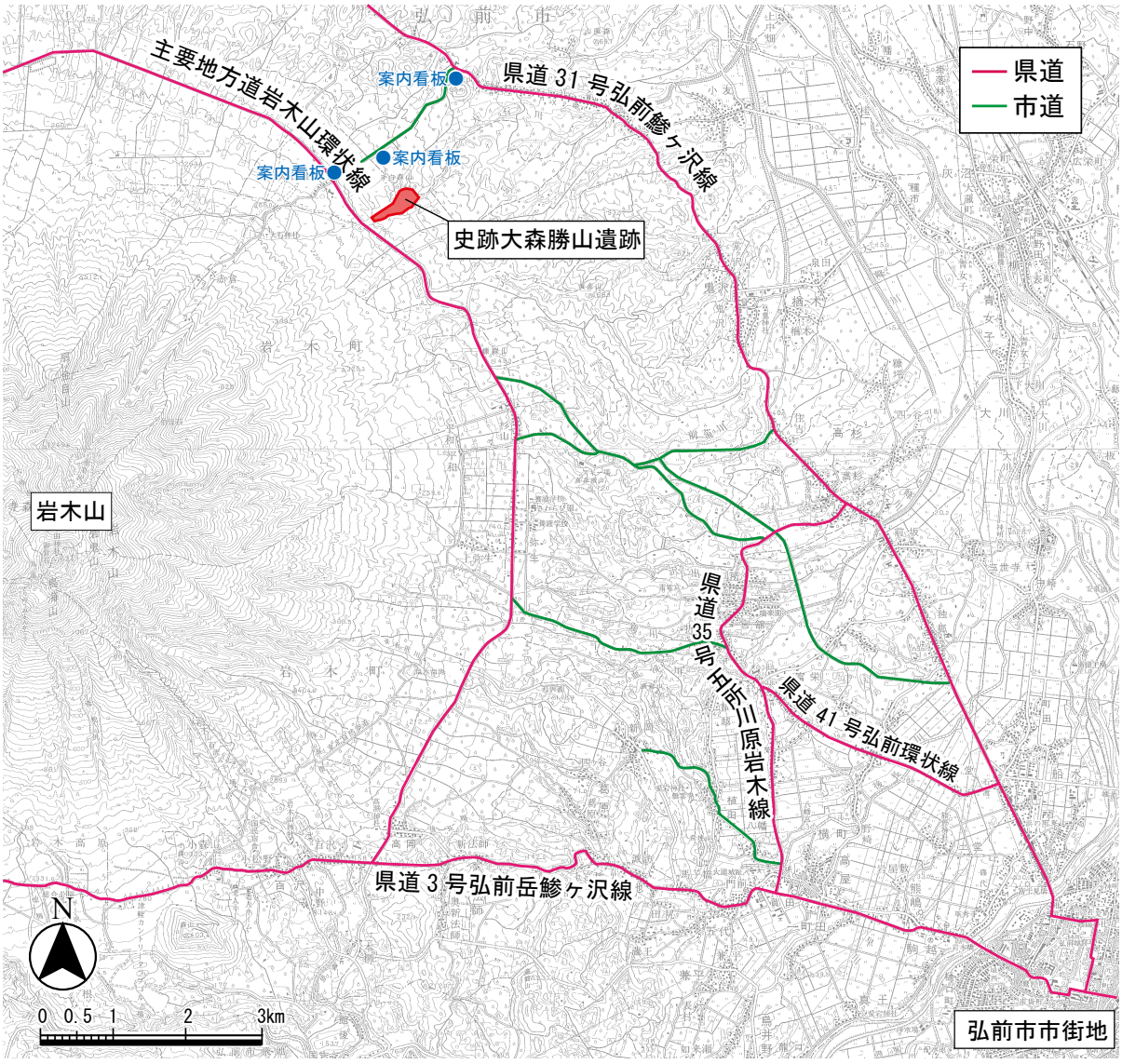

図18　道路網図

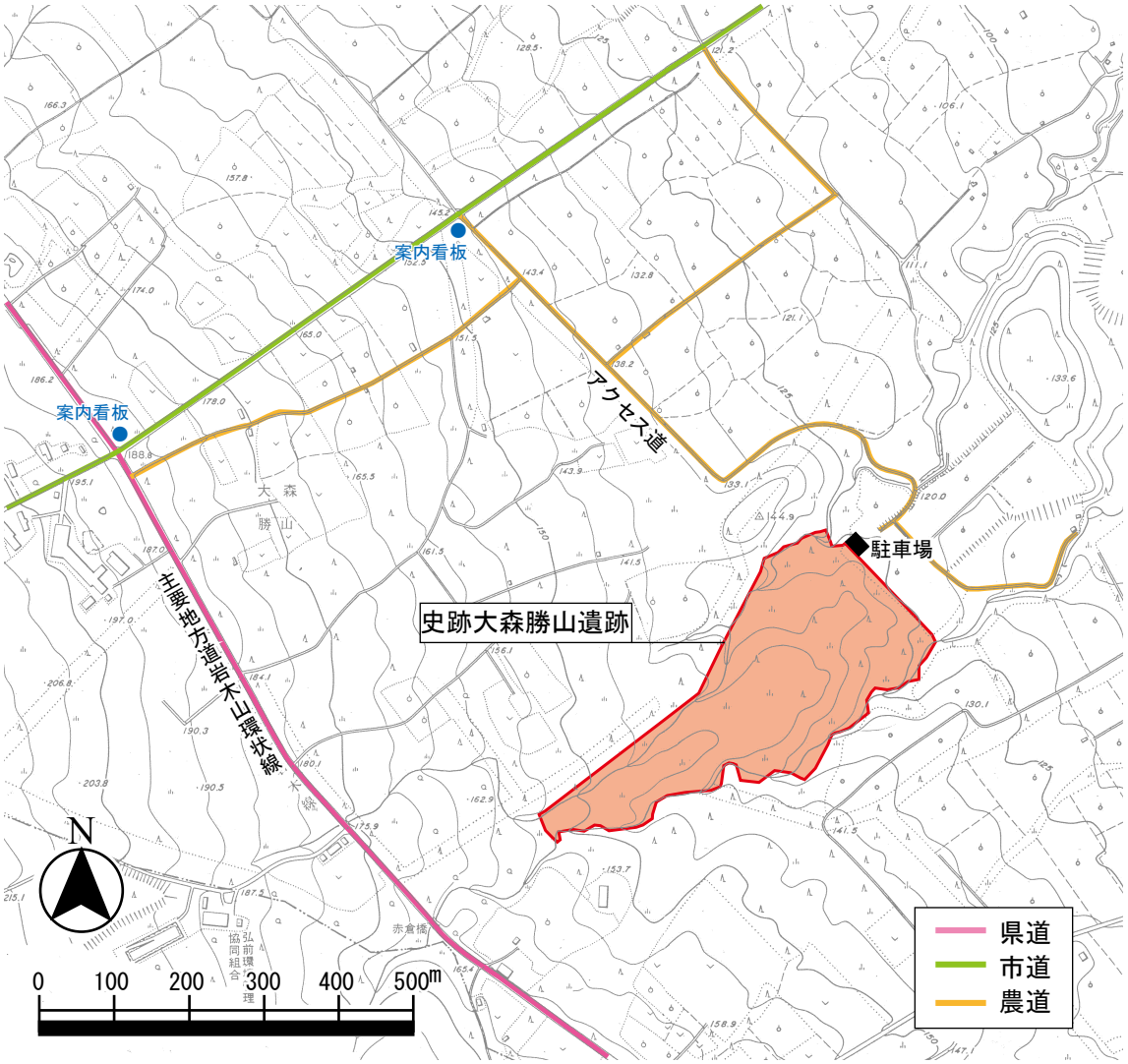

図19　史跡大森勝山遺跡周辺道路網図

写真15　農道（アクセス道）入口の案内看板

（２）土地の状況（図20、写真16～18、表４）

史跡指定地の土地所有の状況等については、表４及び図20に示すとおりである。

史跡指定地の大部分は市の所有地であり、一部に民有地が所在する。指定地内の地目は原野、山林及び河川となっている。

史跡周辺地では、市有地である北東側の駐車場（地番961－3）以外は大半が民有地であり、畑地（果樹園又は耕作放棄地）となっている。また、市の管理する防風林（山林）が畑地及び河川を区画し、史跡を囲んでいる。なお、駐車場は幅約６ｍ、長さが約50ｍの通路と約500㎡の駐車スペース（約20台）からなり、西側より史跡指定地へ入ることができる。

また、駐車場までのアクセスは、幅員６ｍの市道より、幅員3.5ｍのコンクリート舗装された農道を1.2㎞走ることになる。なお、本農道は解散した法人組織の所有した私道で、舗装については周辺農家の共同施工により実施された簡易的なものであり、一部では劣化も見られる。

地番	面積（㎡）	地目	所有者名	備考
青森県弘前市大字大森字勝山495番	6,937.00	原野	弘前市	所管：文化財課
青森県弘前市大字大森字勝山496番	52,002.00	原野	弘前市	所管：文化財課
青森県弘前市大字大森字勝山499番	3,922.00	原野	弘前市	所管：文化財課
青森県弘前市大字大森字勝山967番	185.00	原野	勝山増反開拓農業協同組合	平成元年４月13日解散
青森県弘前市大字大森字勝山985番	3,644.00	山林	弘前市	所管：農村整備課
青森県弘前市大字大森字勝山957番と同985番に挟まれ同495番と同974番に挟まれるまでの水路敷のうち実測11,844.83㎡	11,844.83	水路	弘前市	所管：建設政策課 法定外水路（普通河川大森川） 法定外水路のうち実測11,844.83㎡
青森県弘前市大字大森字勝山930番1と同985番に挟まれ同973番1及び同973番2と同974番に挟まれるまでの水路敷のうち実測6,620.00㎡	6,620.00	水路	弘前市	所管：建設政策課 法定外水路（普通河川大石川） 法定外水路のうち実測6,620.00㎡
合計	85,154.83			

表４　史跡指定地地籍調書

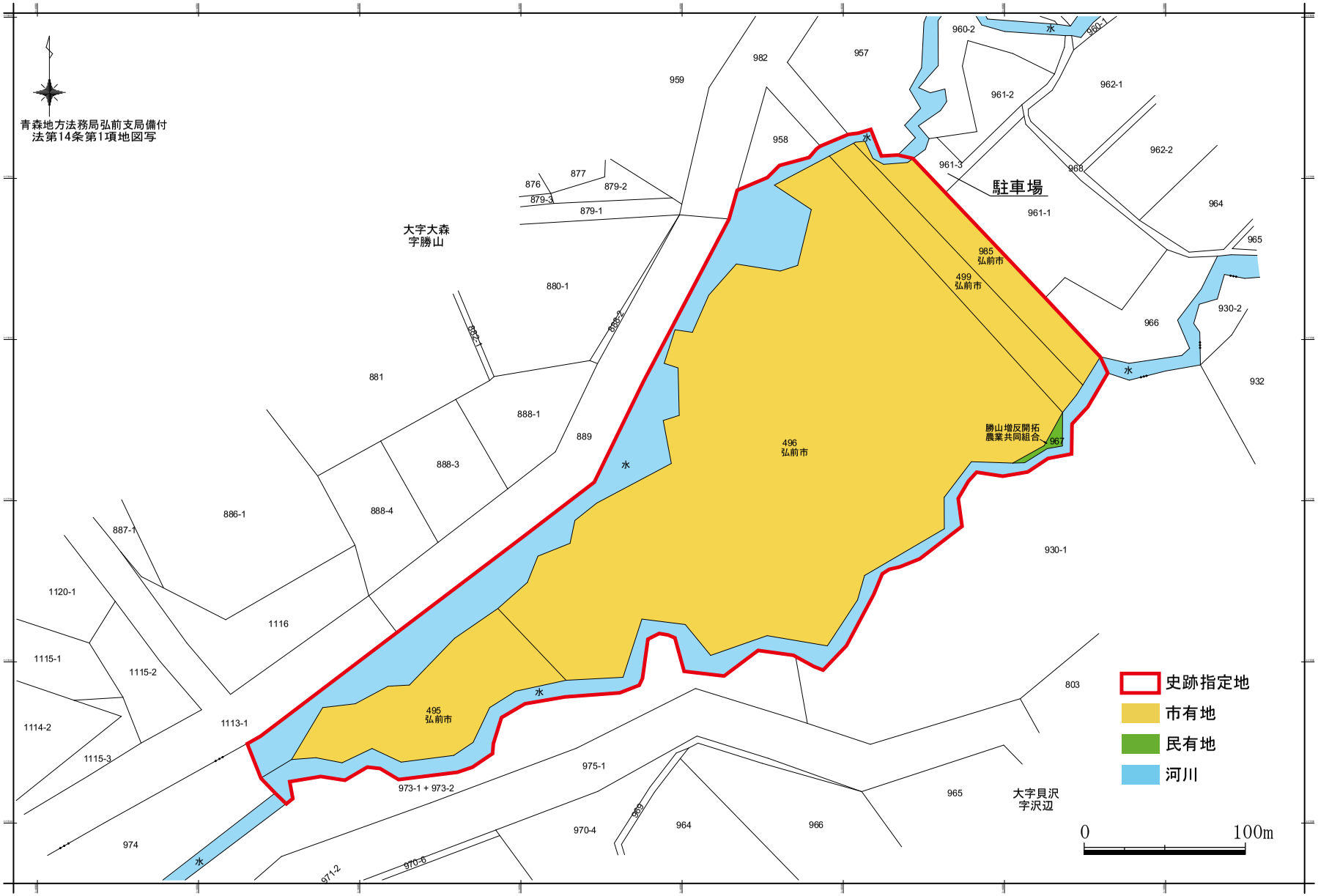

図20　史跡大森勝山遺跡　地籍図

写真16　農道屈曲地点（手白森山北東）

写真17　農道簡易舗装（クラック）

写真18　農道脇防風林（雑木林化状況）

（３）整備の状況（写真19～25）

現在、史跡内では史跡の本質的な価値を構成する要素である、環状列石及び竪穴建物跡等の縄文時代晩期の遺構は保護のため、埋め戻されており、露出展示はされていない。また、環状列石の周囲には同時期の遺構及び遺物のほか、その他の諸要素を構成する縄文時代晩期以外の遺物についても、良好な状態で保存されている。なお、台地上では環状列石構築時の土木工事の痕跡とともに、その基盤となっている自然地形が良好に残存している。また、大型の竪穴建物跡については、昭和期の発掘調査前の窪地状況との比較は難しいものの、当時の調査後の埋戻し状況のまま、大きな窪地となっており、現状でも竪穴建物跡の規模を想像することがある程度可能となっている。

史跡内での現代的な要素としては、史跡境界杭、発掘調査時に台地上の数箇所に設置された基準杭、環状列石の範囲を示すポール、仮設の遺構説明板２基及び誘導サイン３基、台地北東側斜面に設置された木製階段、史跡東端に設置された木橋などの工作物が存在する。

環状列石及び竪穴建物跡については、仮設説明板各１基が設置されている他、環状列石についてはロープ及びピンポールによる仮設の範囲表示が実施されている。

環状列石等の主要遺構が所在する台地上部へ至る見学路には、駐車場横の入口から木橋を渡り、直進して防風林帯を抜け、そのまま直進し台地上部北側に設置された階段を上る「階段コース」と、防風林帯を抜けてすぐ左折し、台地下部から台地上部北東側へと至る坂道を上る「坂道コース」がある。両コースの分岐点と、階段コース末端の台地上部上、坂道コース途中の台地下部上には、誘導サインが各１基設置され、来訪者の誘導を図っている。

史跡北東側の史跡隣接地である駐車場には、総合説明板１基が設置されているほか、駐車帯には砂利が敷設され、民地との境界の一部には高さ約50cm前後の擁壁が設置されている。現況で20台前後の乗用車の駐車が可能である。駐車場にはこの他に工作物等はなく、イベント時に仮設のトイレ・テントなどが設置されることがあるのみである。

これらの施設は、今後も利用されるべき保存管理、整備・活用上必要な工作物であり、史跡指定地内の利用に関する現代的要素といえるが、公開活用に当たっては十分な機能を有しているとは言い難い。

写真19　環状列石仮設説明板

写真20　大型竪穴建物跡仮設説明板

写真21　階段ルート・坂道ルート分岐点

写真22　見学路　階段ルート（木製階段）

写真23　見学路　坂道ルート（台地下部斜面）

写真24　駐車場

写真25　総合説明板

（４）公開活用の状況（写真26～29）

大森勝山遺跡の解説及び出土品展示、地域の歴史・文化に関する情報提供を行う施設としては、遺跡の北約４㎞に位置する弘前市裾野地区体育文化交流センターの展示スペースがある。大森勝山遺跡については、裾野地区の歴史・文化の一環として紹介されており、スペースの関係上、説明パネルが10枚程度、遺物数も20点程度となっている。

また、現状において、市の歴史や文化に関する知識を一定程度体系的に学ぶことのできる施設は、縄文時代から江戸時代に至る考古資料を展示する藤田記念庭園考古館（登録有形文化財）と、藩政期以降の歴史資料を展示する弘前市立博物館（前川國男建築）がある。いずれも、展示構成や展示資料に偏りがあり、また、文化財的な価値を有する建造物を利用していることから、大規模な改修が難しい施設となっている。

活用に関するソフト事業としては、平成24年度に国庫補助事業（史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業）より、史跡を紹介するポスター及びパンフレットを作成したほか、平成24年（2012）10月14日には史跡指定記念講演会を実施、翌平成25年度には市単独事業（大森勝山遺跡世界遺産登録推進事業）により、親子向けの「ちびっこ縄文講座」と、一市民般向けの「ストーンサークルツアー」を実施している。また、当該年度より地元町会・学校関係者・観光関係機関・市から成る史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議が発足した。同会議主催により、平成25年（2013）９月29日には、地域住民、地元小中学生及び公募市民180名により環状列石を再現した「ヒューマンサークルイベント」（県委託事業）が実施されている。また、平成26年（2014）からは、遺跡を会場に遺跡展望台、遺跡探検隊、地元町会との協働によるふるまい鍋や焼野菜の提供等の各種イベントを実施した「大森勝山じょうもん祭り」（市負担金事業）が開催されており、平成27年（2015）のイベントでは来場者、スタッフ併せて300名を超える参加者がみられた。

前項にある通り、史跡内外には恒久的な公開活用施設・便益施設はほぼ皆無であり、上記イベントに際しては仮設テント及びトイレの設置等、必要器材を全て持ち込む形となっており、大きな負担となっている。また、アクセス環境の関係から、車両誘導員の配置や、仮設案内板の設置等も必要となっている。

写真26　弘前市裾野地区体育文化交流センター展示スペース

写真27　平成24年度公開活用事業　史跡指定記念講演会

写真28　平成25年度公開活用事業　ヒューマンサークルイベント

写真29　平成26年度公開活用事業　大森勝山じょうもん祭り

（５）法的規制の状況（図21・22、表５・６）

史跡指定地については文化財保護法対象地であり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条により「史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。また、同法第113条および第119条では、「管理団体および所有者（ここでは弘前市）は史跡の管理および復旧に当たる」ものとされている。

史跡指定地内及び周辺地に所在する防風林については、森林法（昭和26年法律249号）に基づく地域森林計画区域及び防風保安林に指定されており、伐採等に当たっては届出が必要となっている。

史跡の立地する台地両側の河川（大石川・大森川）は法定外水路となっており、市建設政策課の所管となっている。なお、台地南縁を流れる大石川は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」とする。）に基づき、県知事により土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている。史跡内では主要遺構の立地する台地の南側斜面地及び大石川流域が主な指定区域となっており、市による警戒避難体制の整備が求められる（土砂災害防止法第7条）ほか、特別警戒区域では住宅宅地分譲等の特定開発行為に対する許可制（土砂災害防止法第9条）及び居室を伴う建築物の構造規制（土砂災害防止法第23・24条）等の規制がある。

市は全域が景観法（平成16年法律第110号）に基づく「弘前市景観計画」における景観計画区域となっており、大規模な開発行為（大規模行為）については、届出が必要となっており、また、開発に当たっては景観形成基準を満たす必要がある。届出が必要な主な行為及び規模と、景観形成基準は表５のとおりである。なお、市では、平成26年（2014）２月に「弘前市景観計画」を変更し、本計画における「大切にしたい場所」として「史跡大森勝山遺跡周辺」を定め、周辺環境及び眺望景観範囲について景観形成規準の上乗せを行った（同年４月１日より運用）。この景観形成規準では、本保存管理計画における周辺環境（弘前市景観計画における「緩衝地帯」に該当）及び眺望景観範囲（弘前市景観計画における「岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺め」に該当）において、史跡からの景観に配慮するよう開発行為への規制がなされている。

また、史跡指定地外ではあるが、岩木山はその山麓中程まで津軽国定公園に指定されており、山頂部及びその周囲は特別保護地区及び第１種特別地域、大森勝山遺跡の南西側の隣接地は第３種特別地域となっている(図22・表６参照)。

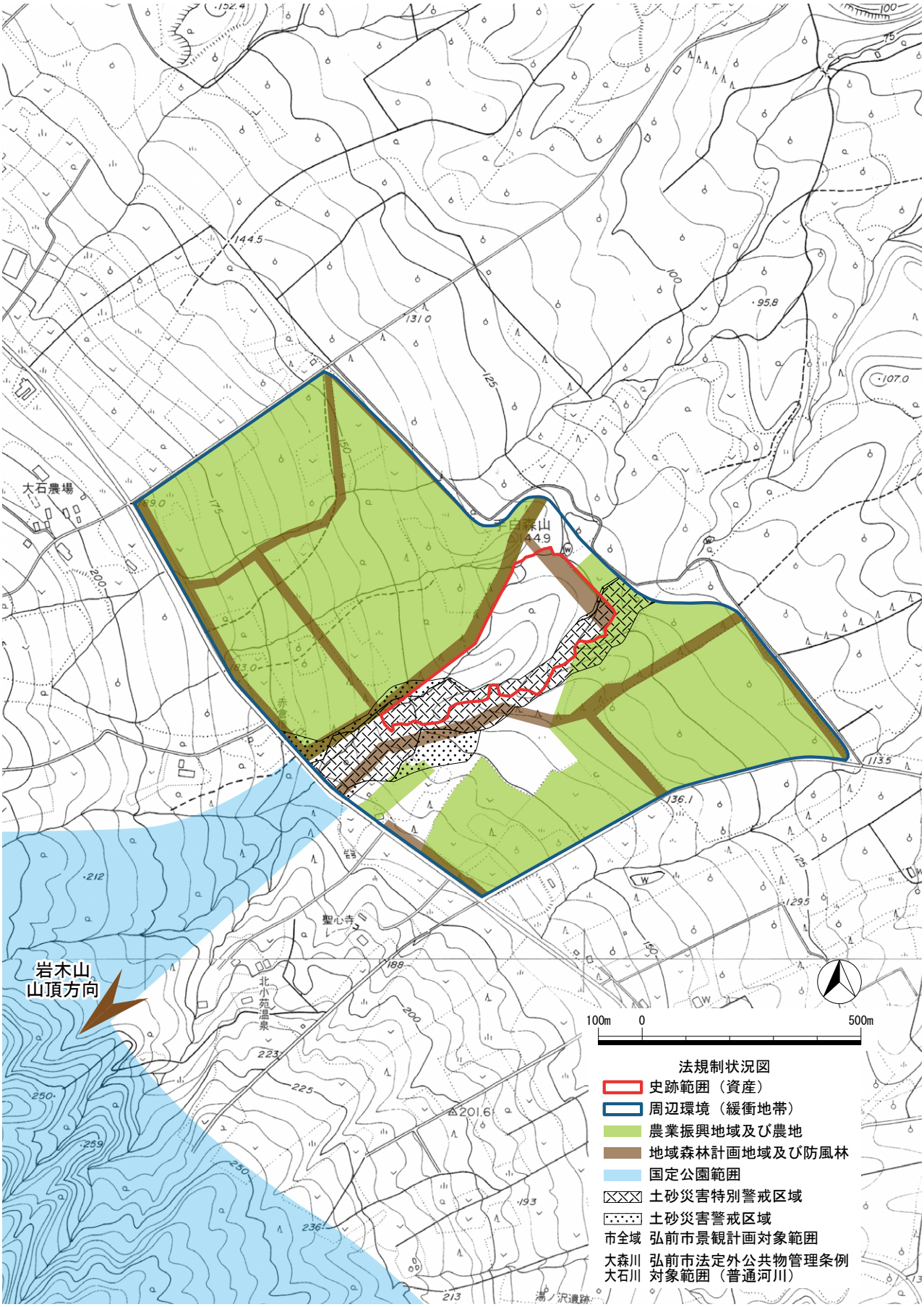
大石農場
岩木山
山頂方向
聖心寺
北小苑温泉
湯ノ沢遺跡
100m
0
500m
法規制状況図
史跡範囲（資産）
周辺環境（緩衝地帯）
農業振興地域及び農地
地域森林計画地域及び防風林
国定公園範囲
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
市全域 弘前市景観計画対象範囲
大森川 弘前市法定外公共物管理条例
大石川 対象範囲（普通河川）

図21　法規制図

設定範囲	関係する法規制	
周辺環境（緩衝地帯）	・農業振興地域の農業以外への用途変更の制限 （農業振興地域の整備に関する法律第13条）	
	・農地の農地以外への変更制限（農地法第４条） ※基本的には農業振興地域と同じ	
	・景観維持の一助となっている地域森林計画区域及び防風林の伐採の届出及び変更命令（森林法第10条関係）	
	・土砂災害特別警戒区域における特定開発行為（住宅宅地分譲等）に対する許可制（土砂災害防止法第９条）	
	・土砂災害特別警戒区域における建築物（居室を有する建築物）の構造の規制（土砂災害防止法第23・24条）	
	・景観計画区域に指定されている市全域における大規模行為の届出及び景観形成基準の遵守 （景観法第16条、弘前市景観条例第10条）	
		【届出が必要な大規模行為】（主なもの） ・建築物の新築など・・・高さ13ｍ又は建築面積1,000㎡を超えるもの ・垣、柵など・・・高さ５ｍ又は築造面積1,000㎡を超えるもの ・工作物の新設など・・・高さ10ｍ又は築造面積1,000㎡を超えるもの ・電線路又は有線電気通信のための線路・・・高さ20ｍ又は　築造面積1,000㎡を超えるもの ・土石の採取、土地の形質の変更など・・・のり面の高さ５ｍ又は面積3,000㎡を超えるもの ・屋外における土石、その他の物件の堆積・・・高さ５ｍ又　は築造面積1,000㎡を超えるもの
		【景観形成基準】（主なもの） ・建築物、工作物・・・歴史的な町並みや文化財などの地域　のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺　からの見え方に配慮し、その保存を阻害しない配置・規模・色彩とする。 ・開発行為・・・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないよう努める。
		大切にしたい場所【景観形成基準(上乗せ)】 ・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 ・緩衝地帯及び緩衝地帯周辺の道路沿いでは史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。 ・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとすること。 ・史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること ※史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、特に基準は設けない。
眺望景観範囲	・景観計画区域に指定されている市全域における大規模行為の届出及び景観形成基準の遵守（景観法第16条、弘前市景観条例第10条） ※法規制は、上記と同様。	
	・国定公園に指定される津軽国定公園の特別保護地区における変更行為の制限（自然公園法第21条）	

表５　周辺環境等における関係する法規制

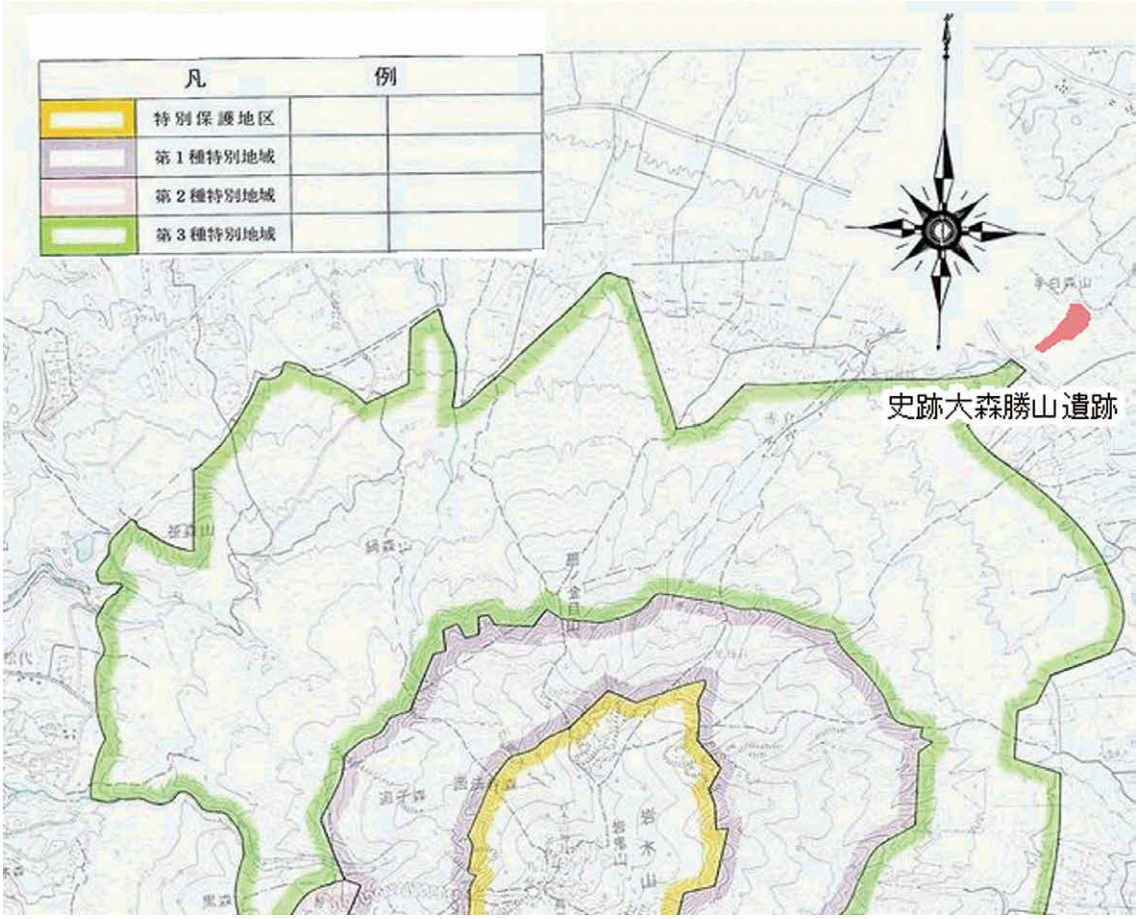

図22　津軽国定公園（岩木山部分）

地域・地区	特別保護地区		第1･第2･第3種特別地域	
行　為	許可	届出	許可	届出
工作物の新築･改築･増築	○		○	
木竹の伐採	○		○	
鉱物の掘採、土砂の採取	○		○	
河川･湖沼等の水位、水量の増減	○		○	
指定湖沼等への汚水･排水の排出	○		○	
広告物等の掲出・設置・表示	○		○	
指定物の集積、貯蔵	○		○	
水面の埋立･干拓	○		○	
土地の形状変更	○		○	
指定植物の採取、損傷	○		○	
指定動物の捕獲、殺傷等	○		○	
屋根等の色彩変更	○		○	
指定区域内への立ち入り	○		○	
指定区域内での車馬の使用等	○		○	
木竹の植栽	○			○
家畜の放牧	○			○

表６　津軽国定公園における許可･届出が必要な行為

（6）観光レクリエーション等の状況

市の公園緑地は、津軽国定公園(岩木山)や岩木高原県立自然公園のほか都市公園等も表７に示すように整備状況は良好で、都市公園等については一人当たりの公園面積は約12.8㎡と比較的高い水準にある。

（単位：箇所、ha）

区　分	整備済		未整備		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
総合公園	2	77.62	(1)	1.68	2	79.30
運動公園	1	28.20			1	28.20
地区公園	1	3.79			1	3.79
近隣公園	8	14.32			8	14.32
街区公園	84	22.42	1	0.33	85	22.75
幼児公園	130	2.77			130	2.77
緑　　地	75	15.79	3(1)	167.18	73	183.03
墓　　地	1	15.20			1	15.20
		(墓域　5.1)				(墓域　5.1)
広　　場 (街角広場※含む)	13	1.05	(1)	0.06	13	1.11
都市公園に準ずる緑地	25	46.10			25	46.10
計	340	226.75 墓域を除く 227.26	7	169.25		397.08 墓域を除く 396.57

「箇所」における（　）は一部未整備の箇所を示す。

※市では、都市のポイントとなる街角に歩行者の休憩や語らいの場、住民の交流の場となる街角公園の整備を進めており、平成23年度末現在で11カ所、約6,676㎡が整備されている。

表７　都市公園等の整備状況(平成26年３月末現在)

市内にはさくらの名所として有名な弘前公園(史跡津軽氏城跡弘前城跡)をはじめ、長勝寺、最勝院、革秀寺、弘前八幡宮等の国指定重要文化財を有する神社・仏閣のほか、青森銀行記念館、旧弘前図書館といった洋館、さらには岩木山、黒滝渓流など自然豊かな景勝地など数多くの観光資源がある。また弘前さくらまつり、弘前ねぷたまつりなど春夏秋冬のイベントが開催され年間500万人近い観光客がある。主な観光施設・イベント等への入込客数は表８に示すとおりである。

（単位：千人）

年度	弘　前 さくらまつり	弘　前 ねぷたまつり	弘前城 菊と紅葉まつり	弘前城 雪燈籠まつり	お山参詣 (岩木山神社)	星まつり in そうま	合　計
23	2,010	1,610	500	260	66	2	4,448
24	2,120	1,620	290	320	70	3	4,423
25	2,550	1,630	394	200	65	3	4,842
26	2,300	1,300	436	220	70	3	4,329
27	2,260	1,660	452	230	70	3	4,675

表８　主な観光施設・イベントと入込客数

２　史跡及び周辺環境の課題

１）史跡の課題

（１）土地の課題

大森勝山遺跡は、昭和36年（1961）に史跡指定地のほぼ全域を公有化しており、保護措置が図られている。現在、史跡南東側の台地下に一筆残る民有地については、史跡の本質的価値に関わる地点ではなく、また、所有者である法人組織も解散しており、当面開発の可能性はほとんど無い状態である。史跡の適切な保存管理のためには、公有化が不可欠であることから、今後、所有者が確定した際には早期に公有化を進める必要がある。しかし、現段階では所有者の確定が困難であることから、将来的に解決すべき課題といえる。

（２）整備の課題

現在、史跡内では環状列石及び竪穴建物跡等の遺構は保護のため、全て埋め戻されており、露出展示は行っていない。ただし、台地上部では環状列石構築時の土木工事の痕跡とともに、その基盤となっている自然地形が良好に残存しているほか、竪穴建物跡については大きな窪地となっており、現状で規模を想像することが、ある程度可能となっている。

現状での整備されている諸施設としては、前項のとおり仮設説明板各２基、環状列石の範囲を示すロープ及びピンポール、２本の見学路とそのルート上での誘導サイン３基、台地上への木製階段、遺跡入口の木橋の他、史跡外隣接地の駐車場と総合説明板１基が存在する。いずれも仮設的な施設が主体を占めており、現状では、来訪者に対する説明板・誘導サイン・園路等の公開活用施設、トイレ・四阿・水飲等の便益施設ともに、史跡内・史跡外で質・量とも不足している状況にある。

見学路のうち、「階段コース」については台地上部への急傾斜面が存在しており、階段施設を撤去・変更することは困難である。また、「坂道コース」については基本的に坂道が続く形となっているものの、台地下部への斜面地がやや急な坂道となっており、現在の動線で舗装などを行ったとしても、車いすの見学者やトラック等の管理用車両が通行することは難しい。よって、一部で新たなルート設定を検討する必要がある。

なお、駐車場については現状でもイベント時には不足している状態である。整備に当たっては当地点で便益施設等の整備が必要となるほか、遺跡及びアクセス環境整備の進捗に伴い、来訪者が増加することが見込まれる。よって、現状の面積では今後対応が困難となる可能性がきわめて高く、遺跡隣接地での駐車場及び便益施設等の利活用に供するスペースの拡充を検討する必要がある。

（３）公開・活用の課題

遺跡の展示・解説を行う既存施設としては、弘前市裾野地区体育文化交流センター、藤田記念庭園考古館、弘前市立博物館がある。

弘前市裾野地区体育文化交流センターについては、施設の性格、設備及びスペースの関係上、現状を大きく改善することは困難である。また、藤田記念庭園考古館及び弘前市立博物館については、いずれも、展示構成及び展示資料に偏りがあり、また、文化財的な価値を有する建造物を利用していることから、大規模な展示の改善・施設の改修は困難である。よって、今後もこれら既存施設の利用を前提とした場合、多くの市民に対し、市の体系的な歴史や文化に関する知識を学ぶ場を提供すること

は難しい状況にある。さらに、市の歴史や文化と関連させて、大森勝山遺跡など市内各地域に所在する文化財の情報を提供し、来訪者を現地や地元地域の公開・活用施設へと結びつけることにも困難が伴うことが想定される。

ソフト事業については、地域との協働関係を維持しつつ、継続的かつ発展的な実施を図ることが今後の課題であるが、前項にある通り、史跡内外には恒久的な公開活用施設・便益施設がほぼ皆無であり、上記イベントに際しては必要器材を全て持ち込む形となる。また、農道等のアクセス環境も芳しくないことから、大型バスが進入できないほか、進入車両についても誘導員の配置や、仮設案内板の設置等が必要となるなど、イベントの開催主体にとっては大きな負担となっている。

２）周辺環境の課題

周辺環境については大半の民有地が畑地となっている。また、市の管理する防風林が史跡指定地の周囲を取り囲んでいるほか、大規模な開発行為については、景観計画上の届出が必要となっている。このことから、周辺地において営農行為が継続的に行われる限りにおいては、周辺景観への影響は少ないものと考えられる。なお、周辺環境範囲については、史跡外隣接地等でのガイダンス施設等の整備も想定されるが、遺跡が市中心部や地域の集落から離れた山麓部に立地し、かつ冬期の降雪量も多いこと、また、良好な景観を創出している畑地での営農に対する新たな開発圧力ともなりかねないことから、通年的な開館及び人員配置を前提とする大規模な施設整備については、慎重に検討する必要がある。

岩木山を望む眺望景観の維持については、図４に示した史跡からの現在の可視領域の全てが、津軽国定公園に指定されている地区に含まれており、開発行為に対し一定の規制が存在している。よって、岩木山と史跡の間で遮蔽植栽となっている既存樹木や防風林が適切に維持される限りにおいては、今後、景観上の大きな改変が生じる可能性は低いものと思われる。ただし、それ以外の地区においては開発行為の位置や内容によっては、良好な景観が阻害される恐れがある。特に、平均20ｍの高さを有する携帯基地局や、発電効率の関係上、樹高より高い設定となる風力発電施設については、視界を遮蔽する樹木の上に突出する形となる可能性があり、良好な景観が著しく阻害される恐れがある。

史跡までのアクセス道路については、周辺環境範囲の北東縁を走る形となっているが、幅員3.5ｍ、延長約1.2㎞の農道であるため、乗用車のすれ違いも出来ない状況にある。また、舗装については周辺農家の共同施工により実施された簡易的なものであり、来訪者の増加の影響もあり、路肩側の一部ではクラック等の劣化も見られる。なお、この農道は解散した法人組織所有として登記されており、当面、所有権を確定することが困難であることから、早急に現道を拡張整備することは難しい。よって、アクセス道路の拡幅及び離合場所の整備は不可欠であるが、その場合は、周辺環境を含めて、新たな路線の計画等を検討する必要がある。

第４章　整備計画の主題及び目標と基本方針

１　保存管理計画との整合

大森勝山遺跡の本質的価値をさらに顕在化させ、且つ持続的に享受できるようにするためには、計画的な整備と公開・活用を図ることが必要となる。「保存管理計画」では、整備及び公開・活用の基本方針を定めるに当たり、下記のように示した。

整備及び公開・活用は、史跡の本質的価値の保存が前提であり、その目的は価値を更に顕在化させ、かつ、持続的にその価値の保存を継承させることにある。現在、歴史的・文化的資源を重視・再認識する気運が高まりつつある社会情勢の中で、史跡をはじめとする各種文化財が果たす役割は増大しており、全国各地の史跡等でも多様なニーズを捉えた様々な手法に基づく整備が進められている。

縄文時代の史跡においても、特別史跡三内丸山遺跡（青森市）の様に大規模な建物復元により集落景観の復元を行う史跡や、史跡北黄金貝塚（北海道伊達市）の様に最小限の復元をしつつ史跡景観を活かした整備を行う史跡など、様々な手法が試みられている。なお、特別史跡大湯環状列石や史跡小牧野遺跡等の他の環状列石では、基本的に環状列石は露出公開されており、同時に経過観察等の保存のための措置も並行して実施されている。このように、史跡の本質的価値や置かれた環境が各史跡によって全く異なる以上、史跡等整備の在り方は自ずと異なるものであり、整備及び公開・活用に当たっては、何よりもそれぞれの史跡の有する特徴を活かすことが最も重要となるものである。

大森勝山遺跡は、全容が明確な唯一の縄文時代晩期の環状列石を有する遺跡であり、整備及び公開・活用に当たっては、この本質的な価値を保存しつつ、かつ顕在化させることが最も重要である。同時に、大森勝山遺跡は現代の人工物が目に入らない史跡景観の中で、南西にそびえる岩木山を眺望できる極めて良好な眺望景観を有している。この縄文時代を想起させる景観は、全国各地に存在する縄文時代の史跡の中でも屈指のものであり、国内外の研究者からも高い評価を得ている。整備及び公開・活用においては、この特徴を損なうことなく、さらに顕在化させることも重要である。

また、史跡が立地する岩木山北東麓は、重要文化財に指定されている土器や土製品が出土した十腰内（２）遺跡や砂沢遺跡等が所在するなど、縄文時代を中心とする著名な遺跡が集中する地域である。この地域的特徴を活かし、各種の歴史的・文化的資源と連携し、整備及び公開・活用を進めることも重要となる。ただし、遺跡には、市中心部から離れた山麓部に立地し、アクセス道が農道のみであることや、冬期の降雪量が多く活用が難しいなど、整備及び公開・活用、維持管理等に関わる様々な課題も存在する。これらの特徴を踏まえ、大森勝山遺跡における整備及び公開・活用の基本方針を以下に定める。

大森勝山遺跡では、基本的に冬期以外は公開を行うものとする。

整備及び公開・活用に当たっては、環状列石と史跡環境、岩木山との関係性を直感的に感じることができる、他に例を見ない良好な景観を最大限活かすとともに、現代の我々が史跡に手を加えすぎないことにより、来訪者自らが史跡の魅力を発見するような「自己発見型」の整備及び公開・活用を目指すものとする。同時に、大森勝山遺跡に関する様々な情報やサービスについては、市街地や地元地域に所在する公開・活用施設と連携しながら、多様な方法で提供を行い、史跡指定地内及び隣接地のみで完結しない整備及び公開・活用の方法を検討していく。

なお、環状列石については、今後、策定する整備計画において様々な展示の在り方を検討するものとするが、基本的には遺構を保全するため露出公開は行わない方針とする。大森勝山遺跡において露

出公開を実施した場合、露出した組石に対する保護柵等の何らかの現代的な保護措置が必要となり、環状列石内への自由な立ち入りも制限されることが想定される。よって、大森勝山遺跡の環状列石では、人工物が目に入らない良好な景観を最大限活かした「手を加えすぎない」整備を基本方針とし、可能な限り「現代を感じさせるもの」を置かない整備を検討する。このことにより、自由な動線のもと、来訪者自身に「祈りの場」としての環状列石の雰囲気と魅力を発見してもらうことを目指す。

この方針のもと、環状列石については、多様な整備の在り方について今後検討していくものとする。なお、具体的には、同質・同規模の石材を用いた復元的な整備を行うことで、柵越しでない、直接間近に見て・触れることが出来る「環状列石」を展示することや、復元展示の場を史跡内に限ることなく、より多くの来訪者が訪れやすい場で他の展示手法と組み合わせた復元展示を行い、現地では仮想現実技術（VR技術）・拡張現実技術（AR技術）等を用いたIT機器による展示や情報提供などソフト的な整備を行うことなどが想定される。

「保存管理計画」での上記の整理については、基本的に本整備計画でも踏襲するものとし、本章では、大森勝山遺跡の整備に係る主題及び目標、並びに基本方針を次項に示す。

2　主題及び目標

1）主題

「岩木山をのぞむ縄文人の祈りの場　三千年前の環状列石」

2）目標

大森勝山遺跡では、人工物が目に入らない良好な景観を最大限活かした「手を加えすぎない」整備のもと、可能な限り「現代を感じさせるもの」を置かない整備を行う。このことにより、自由な動線のもと、来訪者自身に「祈りの場」としての史跡の魅力を発見してもらう「自己発見型」の整備及び公開・活用を目指す。同時に、遺跡に関する様々な情報やサービスについては、市街地及び地域に所在する公開・活用施設と連携しながら、多様な方法で提供を行い、史跡指定地内及び隣接地のみで完結しない整備及び公開・活用の方法を目指すものとする。

3　基本方針

前項の主題及び目標に基づき、整備に係る基本方針を下記の通り定める。

（1）先人から受け継いだ史跡の価値をまもり、次世代へと確実に継承する。

（2）豊かな自然環境をまもりつつ、「縄文人の祈りの場」としてのふさわしい整備を行い、史跡の価値をさらに引き出す。

（3）市民とともに「地域のたから」として活用し、大森勝山遺跡を教育の場、生涯学習の場、地域活性化の場とする。

（4）市を代表する文化財の一つとして、市内外の縄文遺跡群を中心とする歴史的・文化的資源と連携し、広域的な公開・活用を図る。

第５章　整備計画

１　整備計画地の全体構成

１）地区区分

整備のための地区区分のうち、史跡指定地内については「保存管理計画」で、保存管理に伴う地区区分がなされており、本計画の整備及び公開・活用に係る基本方針においても踏襲されている。「保存管理計画」における地区区分を下記に示す（図23）。

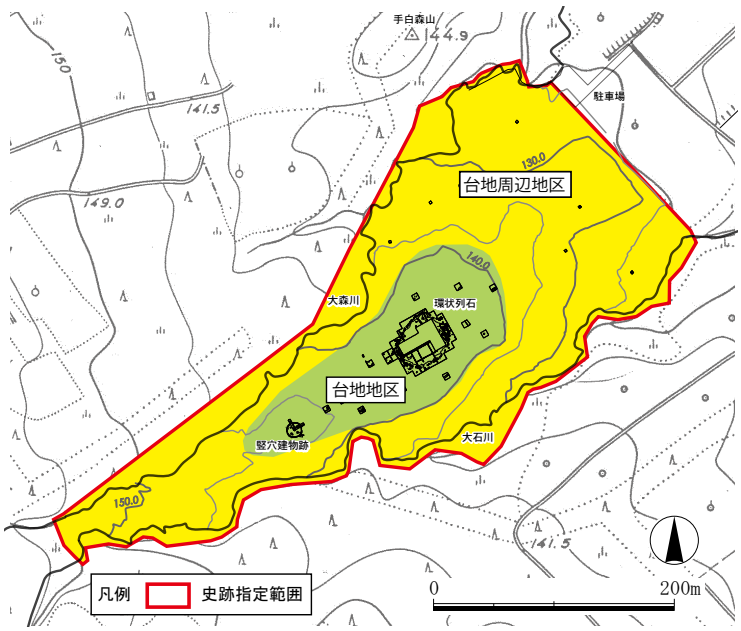

図23　「保存管理計画」における地区区分図

【台地地区】

現段階において、環状列石等の主要な遺構・遺物が確認され、史跡の本質的価値を最も保存している地区である。舌状台地の上面部分に該当し、竪穴建物跡の立地する標高146m付近から、北・南側142～145m付近、東側140m付近の台地端部までを範囲とする。

【台地周辺地区】

台地地区を囲う四周の斜面地や南北両河川とその周辺の平坦面に該当する。現段階において、台地地区と比較して、遺物・遺構の分布はやや希薄だが、植生は豊かであり、良好な史跡環境を形成する地区である。

本整備計画においても、基本的には上記地区区分に基づくものとする。ただし、「台地周辺地区」については、地点により整備及び公開・活用の方向性が大きく異なることから、台地下部上及び遺跡北東側の平坦部に当たる「台地北東側周辺地区」、台地南東側を取り囲む斜面部及び平坦部に当たる「台地南東側周辺地区」、台地南西側で大石川・大森川が分岐・近接する「台地南西側周辺地区」に細分する（図24）。

また、「保存管理計画」と同じく、史跡指定地外の隣接地で利活用に係る地区として「利活用施設地区」を設定するほか、早急な整備が必要とされるアクセス道路については「アクセス地区」として、近隣地で史跡に係る展示・紹介・維持管理等を担う施設整備地についても「ガイダンス地区」として、整備計画を示すものとする（図25）。

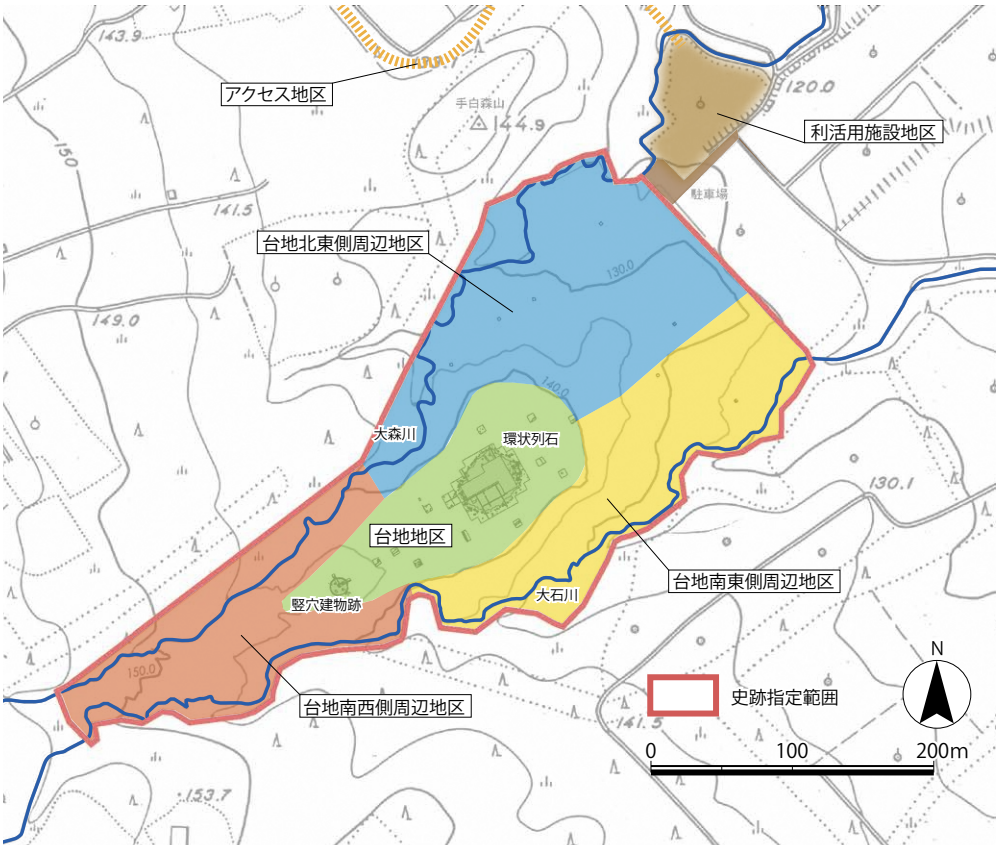

図24　地区区分図（史跡周辺）

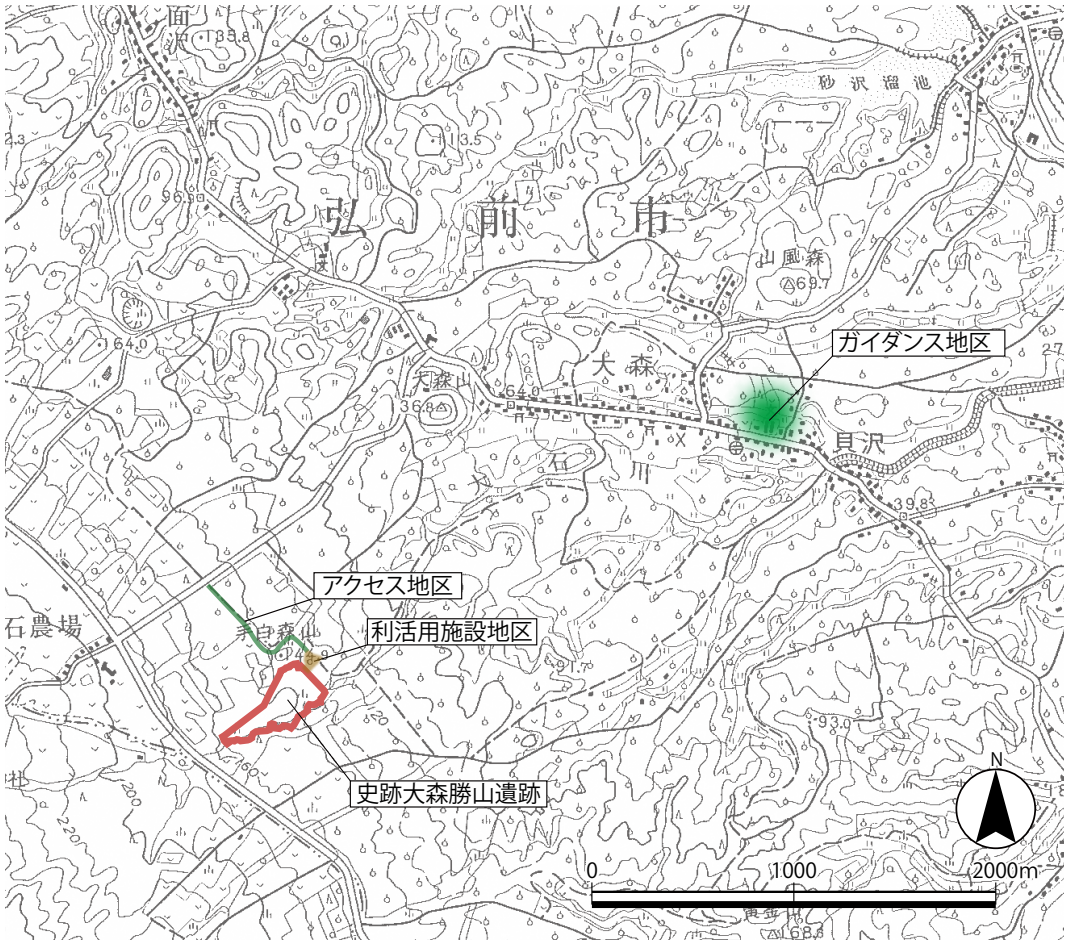

図25　地区区分図（広域）

２）各地区の現状と地区別整備方針

各地区の現状と地区別の整備の方針を下記にまとめる。

地区名	現 状 と 整 備 方 針
台地地区	**現状**：環状列石、竪穴建物跡等の主要な遺構・遺物が確認され、史跡の本質的価値を最も保存している地区である。 **整備方針**：来訪者に史跡の情報とともに、縄文の雰囲気が伝わるような整備を行う。なお、その際には良好な史跡景観への影響を最小限に止めるよう工夫しながら整備を行う。
台地北東側周辺地区	**現状**：遺構や遺物の分布は希薄であるが、植生が豊かであり、良好な史跡環境を形成している地区である。また、現状でも台地上部への主要動線である「階段ルート」・「坂道ルート」が所在するほか、大森川へのアクセスも容易であり、良好な河川景観も有する地区である。 **整備方針**：環境保全を前提とし、最小限の公開活用施設等の整備を行う。
台地南東側周辺地区	**現状**：遺構や遺物の分布は希薄であるが、植生が豊かであり、良好な史跡環境を形成している地区であるが、大石川周辺には小さな谷状の地形など起伏がある。ほぼ全域で雑木林が広がっているが、開けた部分では自生のクマザサが繁茂している。 **整備方針**：基本的に、新たな動線等は設置せず、現状の環境保全を前提とした整備を行う。
台地南西側周辺地区	**現状**：ほぼ全域で雑木林が広がっており、植生が豊かである。岩木山への眺望景観も含めて、良好な史跡環境を形成している地区である。地区全域が大石川・大森川が分岐・近接する氾濫原であり、台地周辺の他地区と比較して大きな起伏があることから当時の活動域であった可能性は低い。全域が土砂災害警戒区域ともなっており、現段階では主要動線や公開活用・便益施設の設置等は難しい地区である。 **整備方針**：基本的に、新たな動線等は設置せず、現状の環境保全を前提とした整備を行う。
利活用施設地区	**現状**：史跡北東側の史跡指定地外に設置している駐車場が本地区に該当する。現状で20台前後の普通乗用車の駐車が可能だが、アクセス状況が向上し、大型バス等が侵入可能となった場合は手狭となることが想定される。 **整備方針**：便益施設の整備とともに、駐車場の拡張を検討する。
アクセス地区	**現状**：現在のアクセス道路は、幅員約3.5mの農道のみあり、途中に仮設待避場が２か所設置されているが、普通車のすれ違いも難しい状況にある。また、この農道は当面、所有権を確定することが困難であることから、ただちに現道を拡張整備することは難しい。 **整備方針**：史跡来訪者への配慮のみならず、周辺環境の保全を担う近隣農地の耕作者への負担と影響を抑えるために、アクセス道の改善を早急に検討する。
ガイダンス地区	**現状**：史跡大森勝山遺跡の出土品展示や、地域の歴史・文化に関する情報提供については、弘前市裾野地区体育文化交流センターの展示スペースが担っている。 **整備方針**：当面、弘前市裾野地区体育文化交流センターの展示スペースの充実を図るが、今後、統合後の地元小学校施設等の利用を念頭に、大森勝山遺跡及び世界遺産に特化した公開・活用施設の整備を検討する。また、地域の歴史・文化に関する体系的な情報提供を行う裾野地区体育文化交流センターとの機能分担を図ることも検討する。

2　整備の方法

以下に遺構・施設毎の整備に係る基本的な方針と、整備方法の概要を示す。

なお、現在、遺跡の知名度の向上等に伴い来訪者は増加傾向にあり、本整備計画に基づく本整備事業前にも、暫定的・仮設的な形での初期整備を実施し、来訪者の利便性向上を図る必要が生じている。よって、ここでは現時点から整備事業実施期間内における暫定的・仮設的な形で行う初期整備と、整備事業として実施する本整備にわけ、それぞれの方法を示すものとする。

1）整備の基本方針

ア．遺構整備方針

・遺構の整備は、これまで行われてきた発掘調査など各種調査、研究の成果を踏まえて行う。

・遺構の保存を大前提とし、遺構保護の観点から、地下保存を基本とする。

・環状列石や竪穴建物跡など、史跡大森勝山遺跡の特徴や性格を知るうえで重要と考えられる遺構は、遺構の遺存状況などに応じて適切な整備手法を選定する。

イ．その他活用上必要な施設の整備方針

・活用上必要な施設の整備は文化財としての整備に支障を与えないように配慮しつつ、可能な範囲でバリアフリー対応を検討する。

・活用上必要な施設の整備にあたっては、史跡大森勝山遺跡の歴史的、文化的環境に相応しい景観を形成するように配慮して行う。

ウ．管理･運営を念頭に置いた整備方針

・史跡大森勝山遺跡は、市を代表する史跡の一つとして地域の人たちに親しんでもらえる空間とするため、計画段階、整備中、整備後の管理・運営などについて地域の人たちとの協働を図ることができるよう、地域の人たちの理解と協力を得た整備を図るものとする。

・弘前市と地域の人たちが協働で管理・運営が図ることができるよう十分な協議・調整による利用プログラム等を作成する。

・先に策定された保存管理計画の内容に準じた景観維持のためのマニュアルや体制づくりを行う。

２）造成計画（図26）

史跡内の造成は、遺構保護を前提に必要な厚さの盛土を施すものとする。また、史跡内は往時の地形を概ね良好に残しているものと考えられることから、原則として切土は行わず、盛土のみを行う。なお、見学者が転落したり通行に支障があると考えられる箇所については、危険回避のために盛土または埋土を行う。造成に当たっては在来種による表層緑化等を行い、史跡景観への影響軽減を図るものとする。

史跡内においては、遺構表示等を行う主要遺構部、及び主要動線部において約30cmの保護盛土を基本とし、遺構保護を図るものとする。また、史跡外の各地区においては工事上必要な造成を適宜行うものとする。

なお、造成については、公開活用時に支障となる箇所等への応急的かつ小規模なものを除き、本整備期において実施するものとする。

３）雨水排水計画（図26）

史跡内の雨水排水は、現状で特に問題が無いと判断できることや、遺構・地形保護の観点から、新たに水路・側溝などは設けず、自然排水に任せるものとする。

ただし、台地斜面部における表層水については、水切り溝等の設置による処理を検討する。具体的方法は別項で示す。

なお、雨排水施設については、公開活用時に支障となる箇所等への応急的かつ小規模なものを除き、本整備期において整備するものとする。

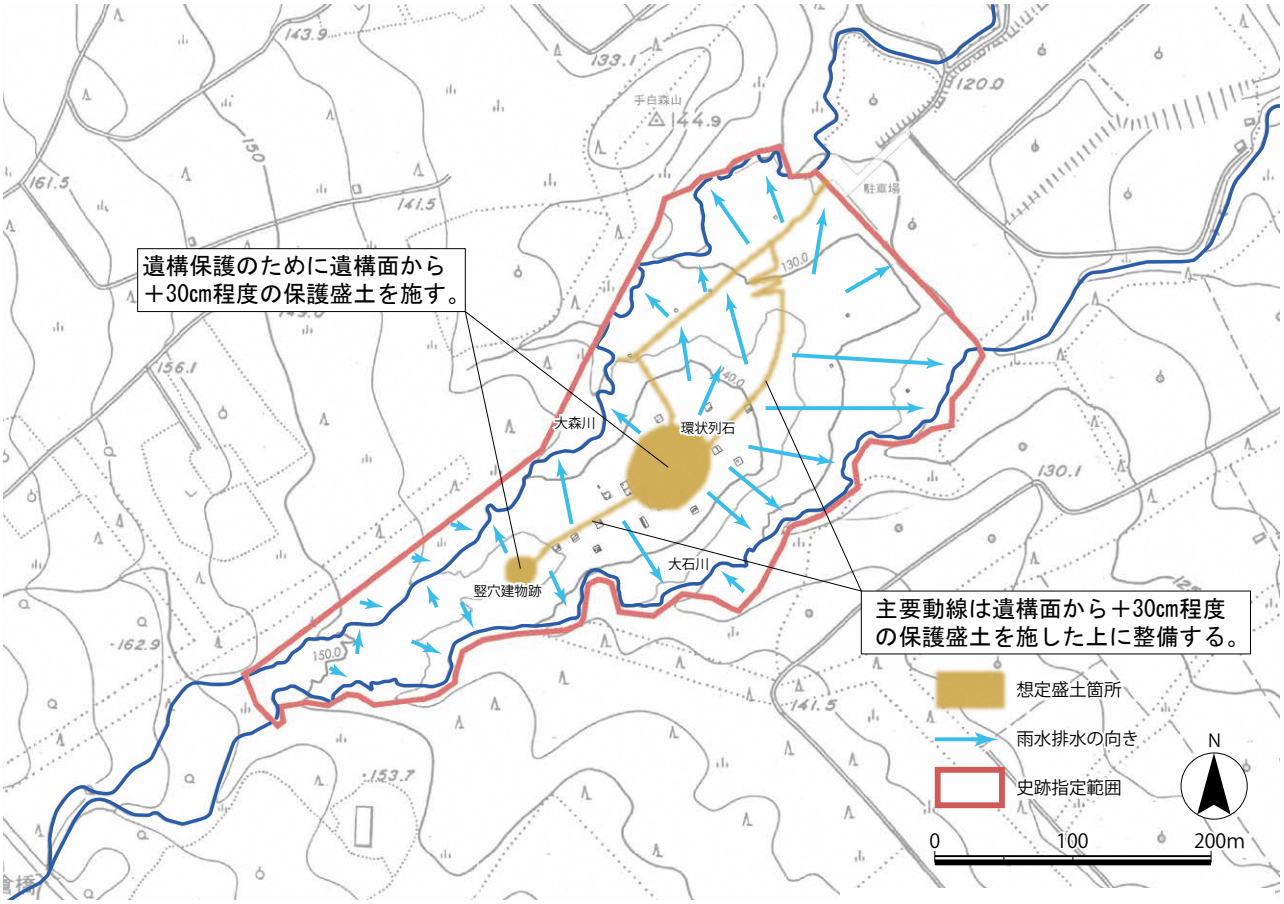

図26　造成・雨排水計画図

４）動線計画（図27）

計画地では、地区が互いに連携することにより、多様な活用事業が展開できるように配慮した動線を設定する。以下に史跡内における動線の配置及び整備の方針を以下に示す。なお、各動線における整備については、公開活用時に支障となる箇所等への応急的かつ小規模なものを除き、本整備期において実施するものとする。

各動線の整備の具体的方法、及び史跡へのアクセス環境の整備については別項で示す。

見学動線：主要遺構である環状列石と大型竪穴住居跡を結ぶ動線。遺構及び地形を保護することを前提に必要な厚さの盛土を施したうえで整備する。なお、各周辺地区では自然環境を見学する散策路の整備も検討する。

連絡動線：利活用施設地区と台地地区を結ぶ動線。整備にあたっては見学動線と同様に、遺構と地形の保護を前提とし、「坂道ルート」と「階段ルート」の２ルートを設定する。なお、「坂道ルート」にはバリアフリーの観点から、スロープを設置する。

自由動線：上記の動線の他、台地地区については維持管理による草地状態を維持し、利用者の活動目的や興味に応じ、自由に移動できることを基本とする。

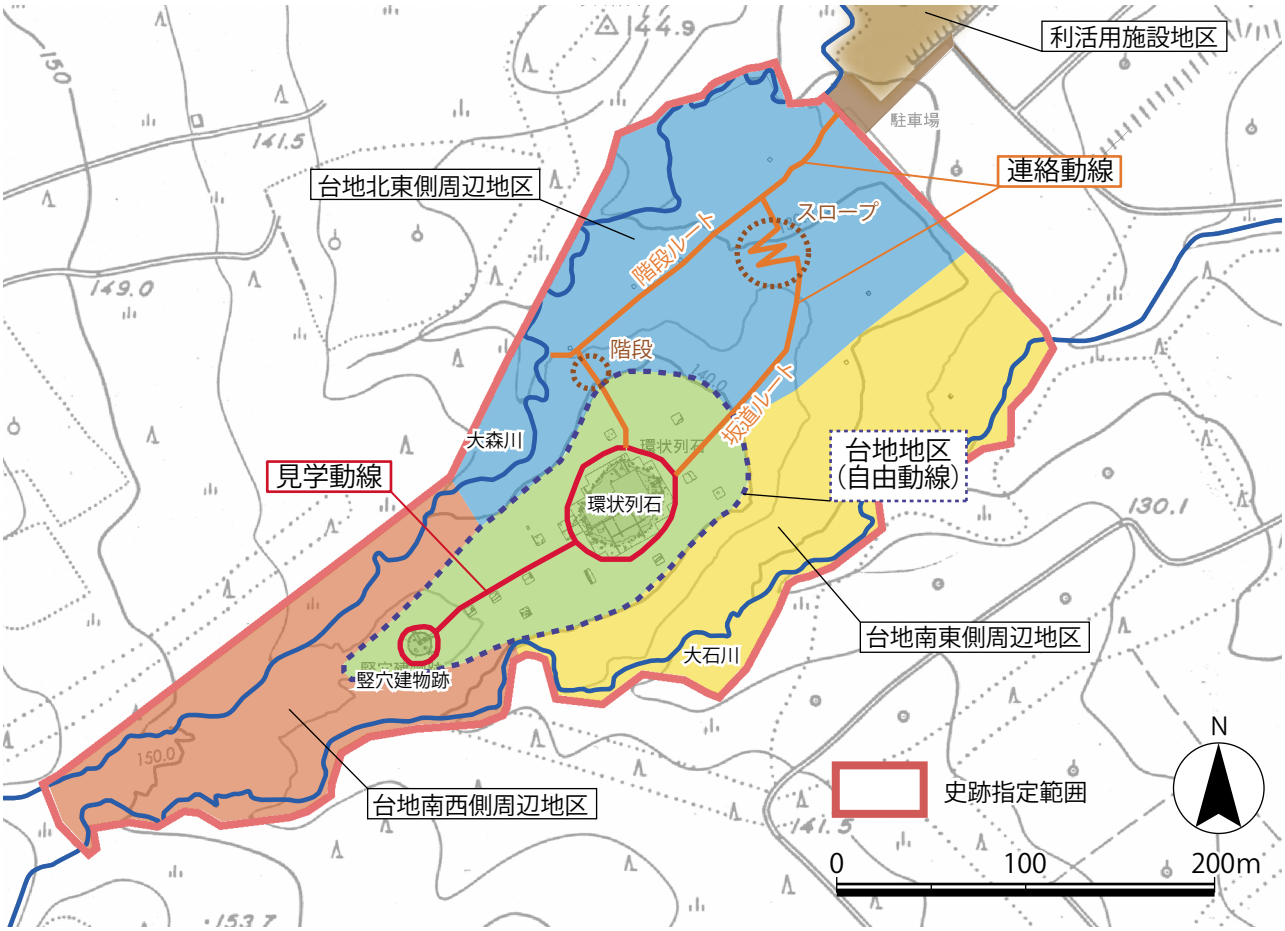

図27　動線計画図

５）遺構整備計画（図28～30）

遺構の整備は、検出遺構の直上で行うことを基本とする。また、各種調査や研究成果を反映させる。整備手法の決定にあたっては、見学者が遺構について理解しやすいものにするだけで無く、利活用の目的に支障を来すことがない手法を導入するように十分検討する。各遺構の整備の基本方針と、初期整備期と本整備期における整備計画を下記にまとめる。

名　称	整 備 計 画	対象となる地区
環状列石	**基本方針**：遺構保護の観点から、地下保存を基本とする。 **初期整備期**：草刈り頻度の向上等による遺構範囲の顕在化の他、簡易な設置物等による「円環」の表示を行い、空間的な広がりを体感できるようにする。 **本整備期**：レプリカ等による復元整備を行う。同時に、ＡＲ技術・ＶＲ技術等を用いた「円環表示」による範囲表示、ガイドやＩＴ機器による説明等、様々な方法も検討し、史跡景観への配慮を前提とした整備を行うものとする。	台地地区
竪穴建物跡	**基本方針**：遺構保護の観点から、埋め戻し後のくぼ地状態での地下保存を基本とする。 **初期整備期**：現況のくぼ地により規模の大きさや深さが認識できることから、追加的な整備は行わず、草刈り頻度の向上等による顕在化を図る。 **本整備期**：土系舗装等による遺構範囲表示を行う。なお、原則的に建物の復元整備は行わず、ＡＲ技術・ＶＲ技術等を用いたＩＴ機器、イラスト及びガイドによる説明等、様々な方法も検討し、史跡景観への配慮を前提とした整備を行うものとする。	
その他の遺構	**基本方針**：遺構保護の観点から、地下保存を基本とする。 **初期整備期**：簡易な設置物等による位置表示を検討する。 **本整備期**：石組炉等の恒久的な遺構については遺構表示を行うとともに、説明板等の設置を行う。また、捨て場については植栽等による範囲表示を検討する。なお、遺構種別によっては、ＩＴ機器等による情報提供等、様々な方法も検討する。いずれの段階においても、史跡景観への配慮を前提とした整備を行うものとする。	

※ＡＲ（Augmented Reality［オーグメンテッドリアリティ］）：拡張現実。コンピューターを利用して、現実の環境から与えられる情報を追加・削減・変化させる技術。スマートフォンのカメラ機能や、眼前に装着できる透過型ディスプレイ（スマートグラス）を用いて、映し出した映像又は装着者の見ている対象物に、関連する文字や画像、映像などを重ね合わせて表示することができる。

※ＶＲ（Virtual Reality［ヴァーチャルリアリティ］）：仮想現実。コンピューターの中で、現実に近い仮想空間を表現する技術。ヘッドマウントディスプレイなどと組み合わせて用いることで、人間があたかも人工的な空間に埋没したように、機械と対話することができるようになる。

※ＩＴ（Information Technology［インフォメーションテクノロジー］）：情報技術。コンピューター・インターネット・携帯電話・スマートフォンなどを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に示す。

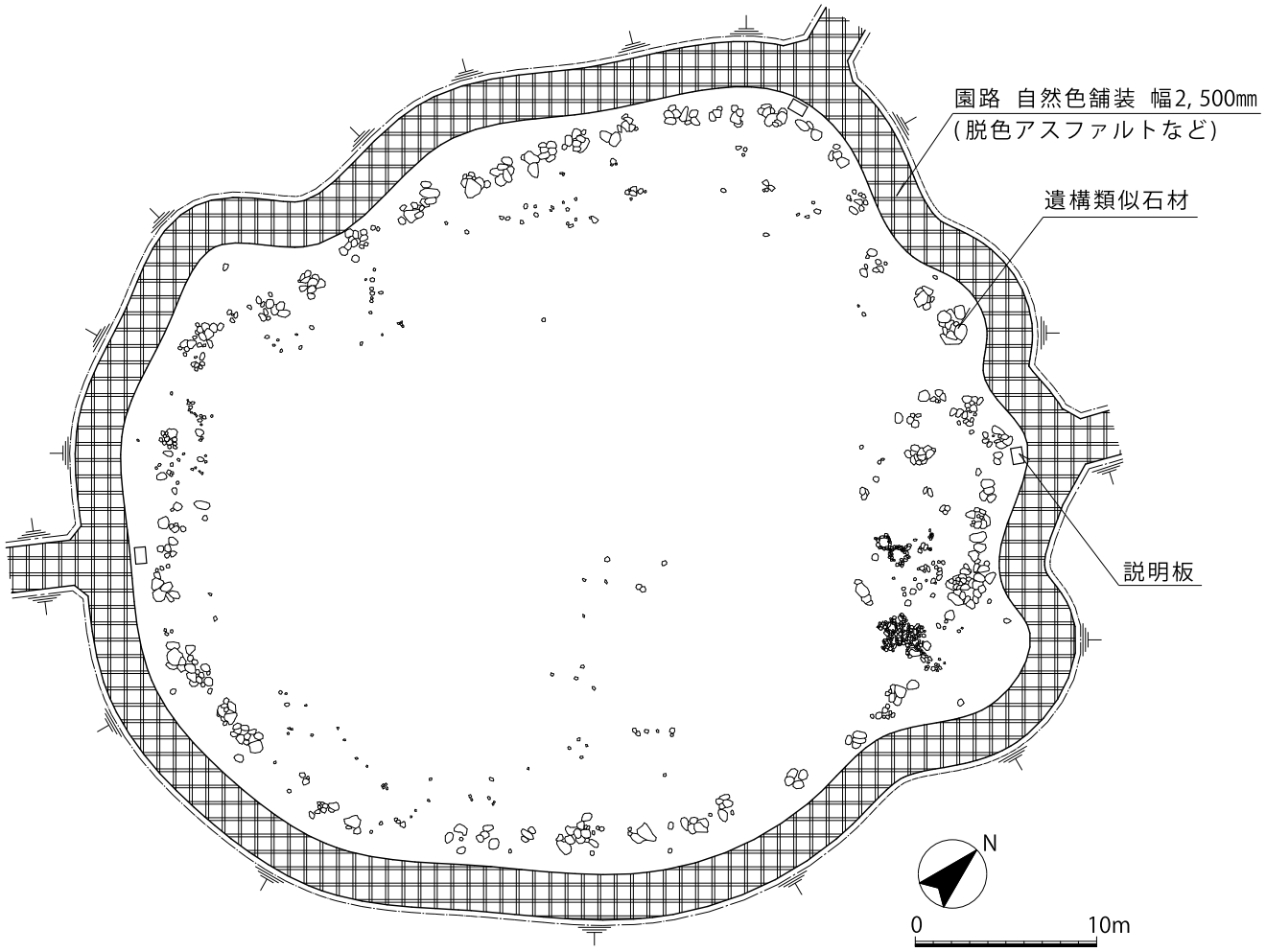

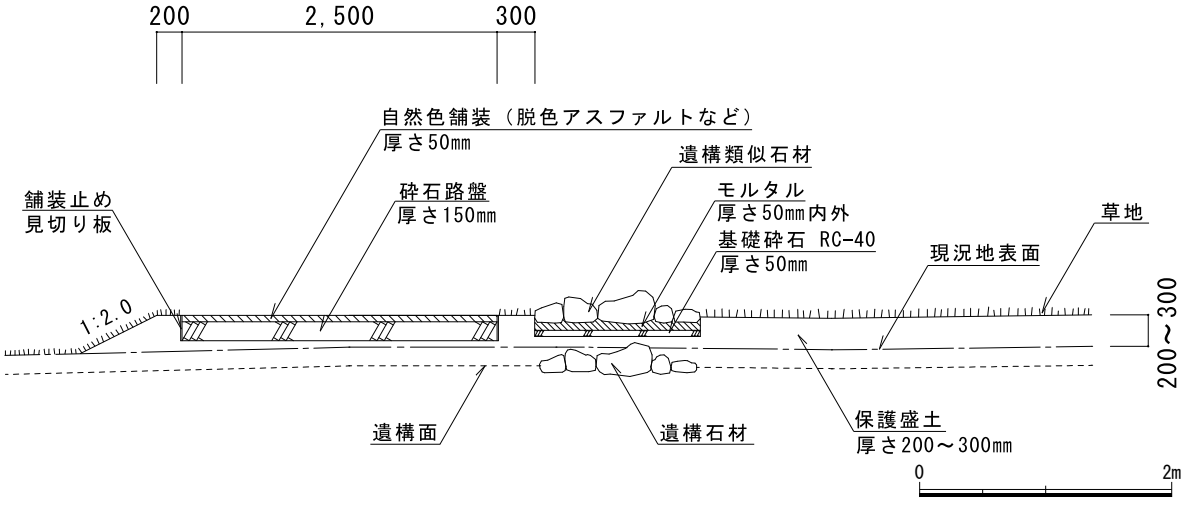

図28　環状列石整備模式図

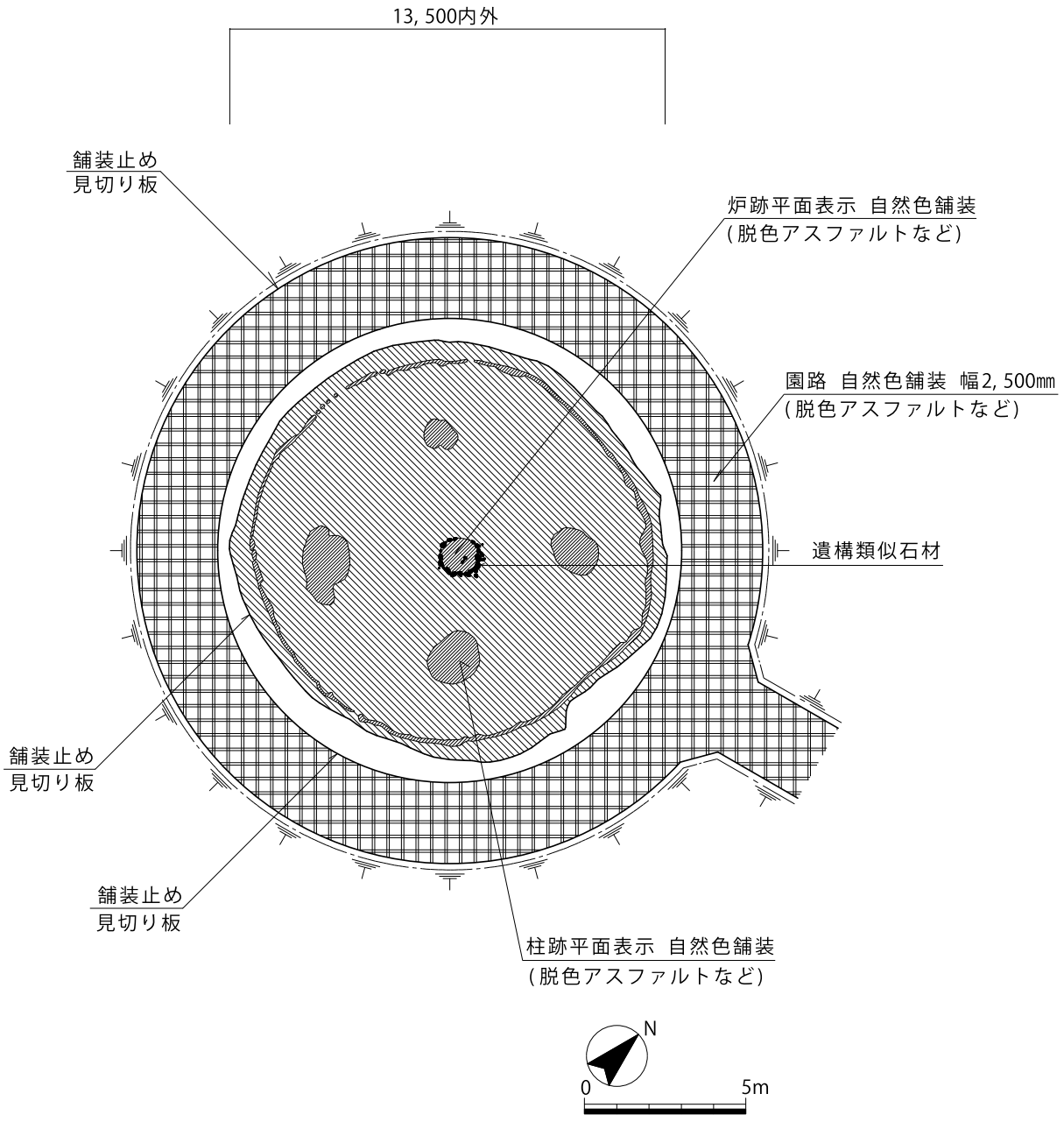

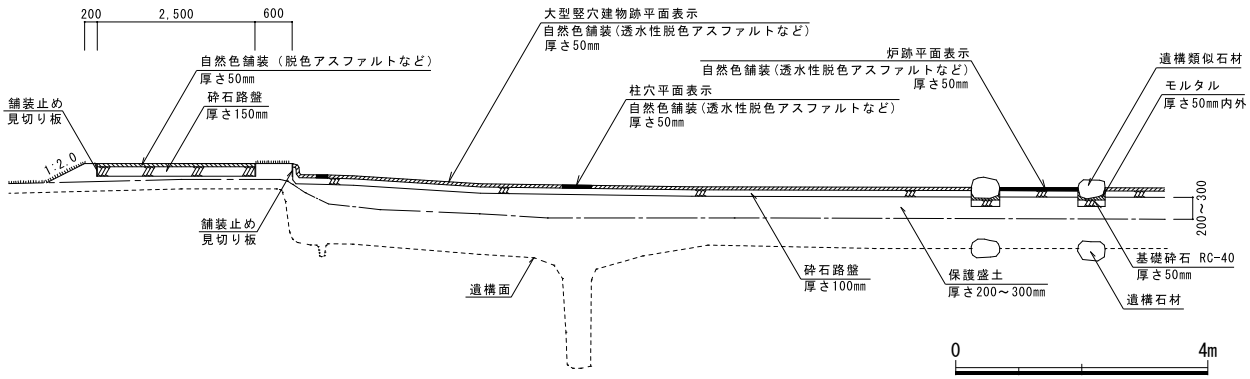

図29　竪穴建物跡整備模式図

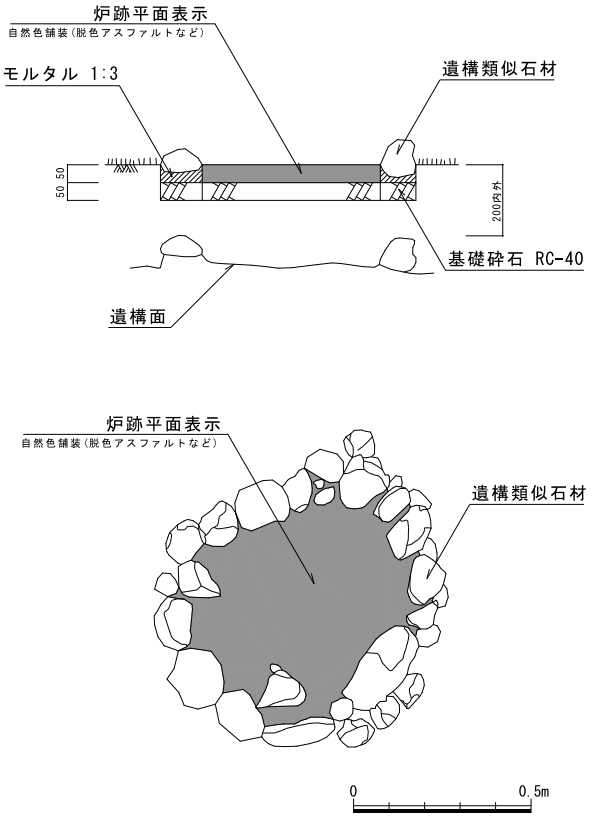

図30　石組炉整備模式図

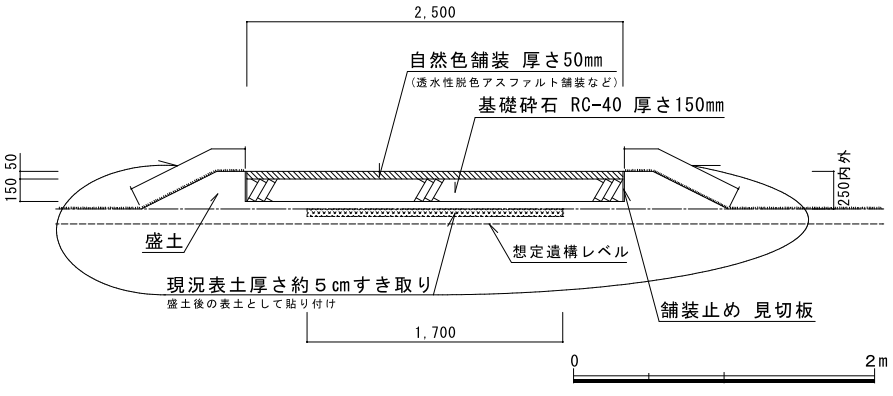

図31　園路整備模式図

６）その他活用上必要な施設の整備計画（図31～34）

その他活用上必要な施設の整備の基本方針と、初期整備期と本整備期における整備計画を下記にまとめる。

名　称	整 備 計 画	対象となる地区
案内･学習施設	**基本方針**：史跡全体や各遺構に関するだけでなく、自然環境に関する情報提供を含めた説明板等を適所に設置する。 **初期整備期**：簡易な説明板等を設置する。 **本整備期**：主要遺構及び周辺環境等に関する恒久的な説明板の設置を行う。また、ＩＴ機器等による追加的な情報提供等、様々な方法の採用も検討する。いずれの段階においても、史跡景観への配慮を前提とした整備を行うものとする。	台地地区 台地北東側周辺地区 台地南東側周辺地区 台地南西側周辺地区 利活用施設地区
休養･便益施設	**基本方針**：史跡景観への配慮を前提としつつ、来訪者への便益施設整備を行う。 **本整備期**：駐車スペースの拡張・整備を行う。また、来訪者用のトイレ・四阿など便益施設の設置、整備を行う。なお、将来的には、四阿などと併用した、ボランティアガイドの拠点施設を整備することも検討する。	利活用施設地区
園路・広場	**基本方針**：史跡景観への配慮を前提としつつ、園路等の整備を行う。 **初期整備期**：草刈り頻度の向上等、維持管理作業の活発化により、見学路の顕在化を図る。また、簡易舗装及び既設の木製階段・木橋の維持及び更新を行う。 ・階段ルート：木製階段を維持管理する。 ・台地北東側周辺地区の坂道ルート：現ルートを踏襲する。 **本整備期**：各見学路ルートについては、史跡景観及び周辺植生へ配慮した上で、園路舗装で行う。また、台地周辺地区では簡易的な整備による自然散策路の整備等を検討する。 ・階段ルート：木製階段を基本とし、より耐久性のあるものに整備する。なお、最上部には水切り溝等の表層水処理の施設を整備する。 ・台地北東側周辺地区の坂道ルート：バリアフリーの観点から、台地下部傾斜面の斜度緩和を図るため、長い斜距離を有する盛土でのスロープ整備を行う。その際には表層水処理の施設も付設する。 なお、本動線については、緊急車両及び管理用車両の台地地区への進入路としても使用する。 ・台地南東側周辺地区：大石川への斜面地の眺望ができる、展望スペースの設置を行う。	台地地区 台地北東側周辺地区 台地南東側周辺地区

名　称	整 備 計 画	対象となる地区
安全管理施設	・台地北東側周辺地区 **本整備期**：来訪者の安全管理・史跡の維持管理を考慮し、台地地区への緊急車両及び管理用車両の進入路を整備する。その際は史跡景観への負荷を最小限とする工法で整備を行う。 ・アクセス地区 **初期整備期**：農道が手白森山北東側で大きく屈曲する地点と、大森川を渡る部分は、車両の通行に危険が伴う状態となっていることから、カーブミラーの整備や注意喚起看板の設置等の対応を検討する。 ・利活用施設地区 **本整備期**：北側で接する大森川河床と約1.2mの高低差があることから、景観に配慮したデザインと材質を用いた転落防止柵などの設置を行う。 　また、隣接地については果樹園として使用されていることから、土地境界に進入禁止用の柵等の設置を行う。	利活用施設地区 アクセス地区
アクセス道路	**初期整備期**：周辺農家の同意のもと、農道の通行を行う。 **本整備期**：片側１車線の幅員（約８ｍ）を有するアクセス道路の整備する。 　現道を拡張整備することは難しいため、道路の拡幅及び離合場所の整備については、下記の通り、周辺環境において新たな路線を設定する。 　現農道の直線約１㎞の部分については、南縁の防風林（幅約20m）のうち、カラマツが枯死し雑木林帯となっている約10mを使用し、新たな路線の設定を行う。 　遺跡北側に位置する手白森山については、現農道のルートである北東側の民地及び防風林帯を通過する形でアクセス道路を設定し、大森川を渡り、現駐車場へ接続する形とする。なお、アクセス道路の具体的な路線及び整備方法については別項で示す。	アクセス地区

台地北東側周辺地区での坂道ルートのうち、バリアフリーの観点から設置が必要となるスロープの仕様案を示す。

スロープの設置を検討している斜面の勾配は約28%である。通常、車いすに対応したスロープは勾配が５%以下で、有効幅員が1.8m以上、垂直方向に75㎝登るより前に水平区間を1.2m以上設けることなどが求められている。また、本スロープについては緊急車両及び管理用車両の通行も可能な仕様とする。

本スロープの仕様条件を下記に示す

・史跡景観に最大限配慮し、可能な範囲での既存樹木の存置を行う等、工法の詳細検討を行う。

・盛土でスロープを形づくり、路面にはカラー舗装等の史跡景観に配慮した舗装を施す。

・安全対策として手すりを設置する（材質、デザインには史跡に相応しいものを採用する。また、冬季の積雪の影響を考慮した強度とする。）。

・斜面には盛土の流失を防ぐために、在来草本類（大森勝山遺跡に自生するもの）の種子吹き付けを行う。

・舗装面の劣化に対しては、定期的に補修や再舗装を行って対応する。

この条件を満たすスロープを現場に設置するものとし、盛土造成によるスロープ整備案について下図に示す。

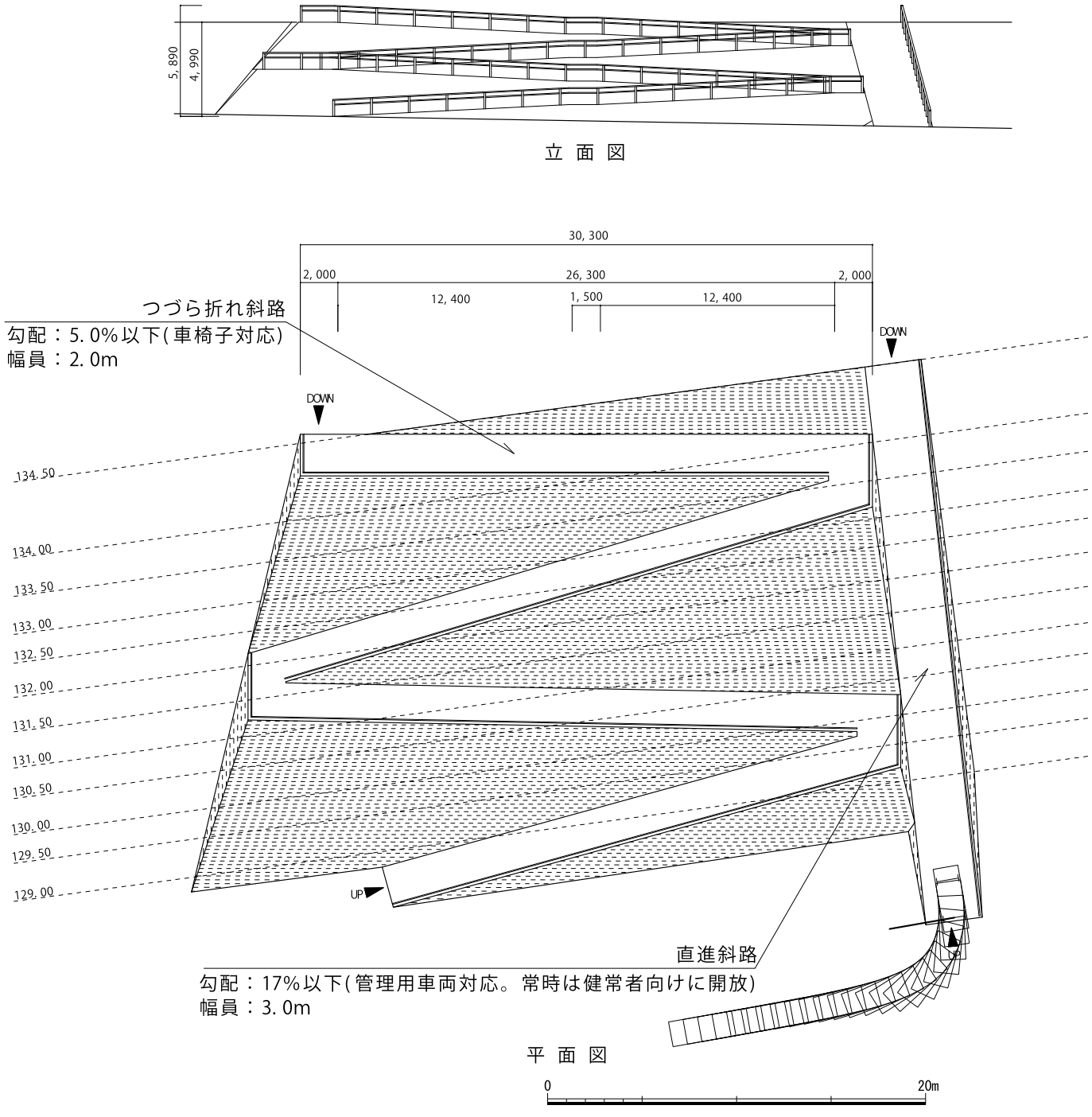

図32　スロープ整備模式図

総合案内板

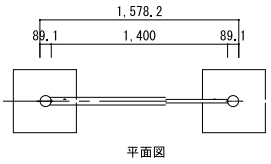

平面図

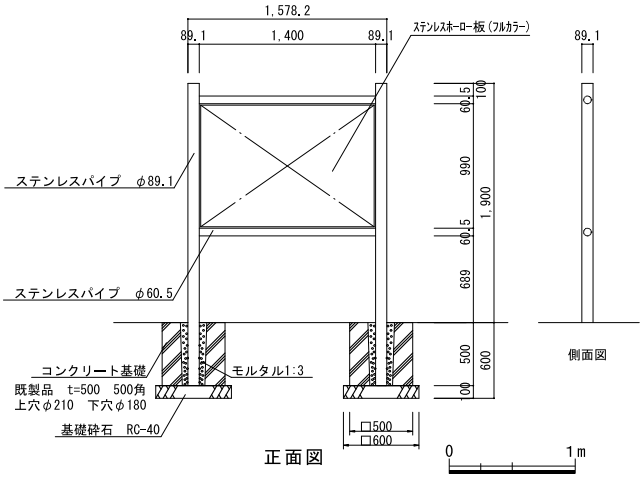

正面図

説明板

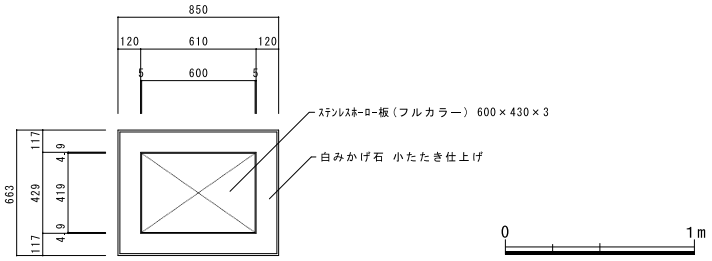

平面図

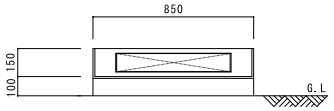

正面図

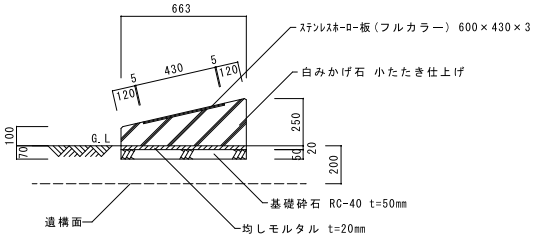

断面詳細図

道標

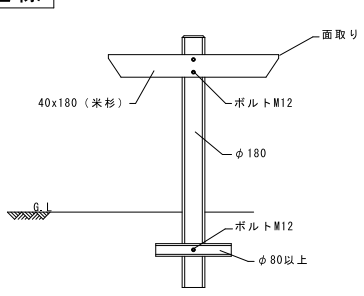

立面図

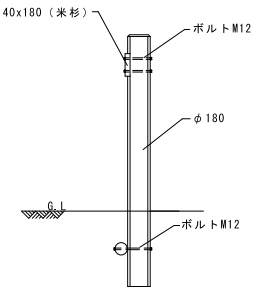

断面図

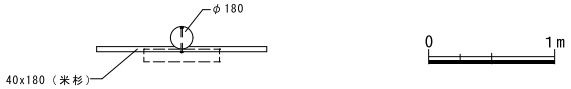

平面図

図33　案内・学習施設整備模式図

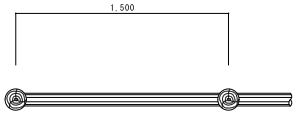

進入防止柵模式平面図

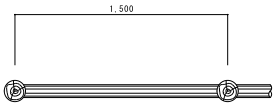

転落防止柵模式平面図

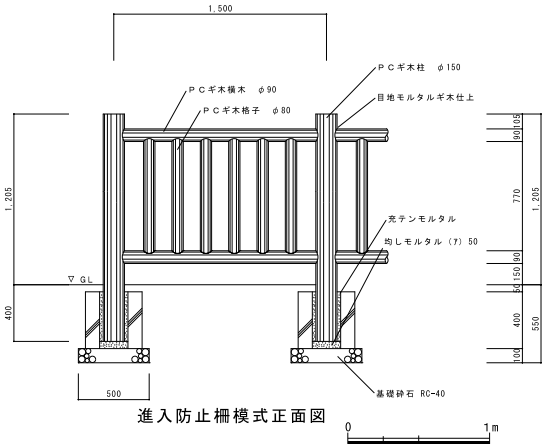

進入防止柵模式正面図

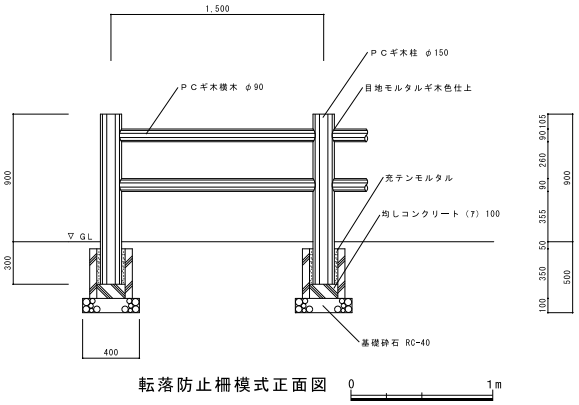

転落防止柵模式正面図

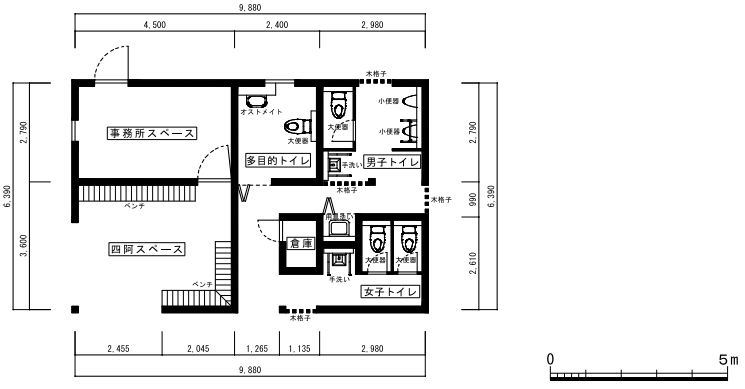

休養･便益施設整備模式平面図

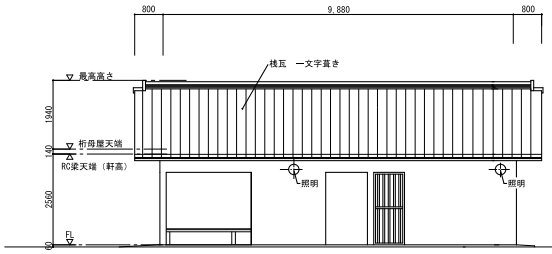

休養･便益施設整備模式正面図

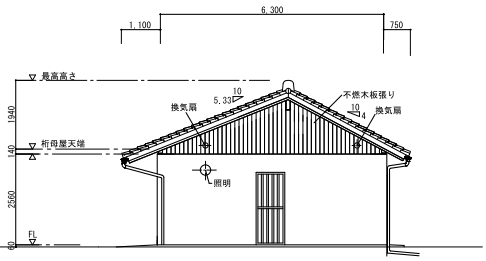

休養･便益施設整備模式側面図

図34　休養・便益施設・安全管理施設整備模式図

7）植栽計画（図35）

初期整備期では、公開活用時の支障木等の応急的処理を除き、現状の植生維持を基本とする。

本整備期における植栽計画について下記に示す。

台地地区では、現状の植生の維持管理を基本としつつ、「一本松」を除き、縄文時代の自然環境にそぐわない針葉樹及び外来種等について適宜間伐を行う。

台地北東側周辺地区、台地南西側周辺地区、台地南西側周辺地区では、現状の植生の維持管理を基本としつつ、縄文時代の自然環境にそぐわない針葉樹及び外来種等については適宜間伐を行い、落葉広葉樹を主体とする森へと緩やかに誘導する。将来的には、発掘調査等の成果に基づき、縄文時代の植生復元に関する検討を行った上で、クリ・クルミなど縄文時代に利用された樹種を中心とする植栽の整備を検討する。

利活用施設地区では、北西縁に現生する樹木の維持管理を基本とし、新たな植栽等は行わない。また、アクセス地区では、手白森山のスギ植林及び雑木林、防風林帯の道路通過に伴う一部伐採においては、遺跡台地上からの眺望変化を検討し、北東方向への視界が開けないないように配慮を行うものとする。

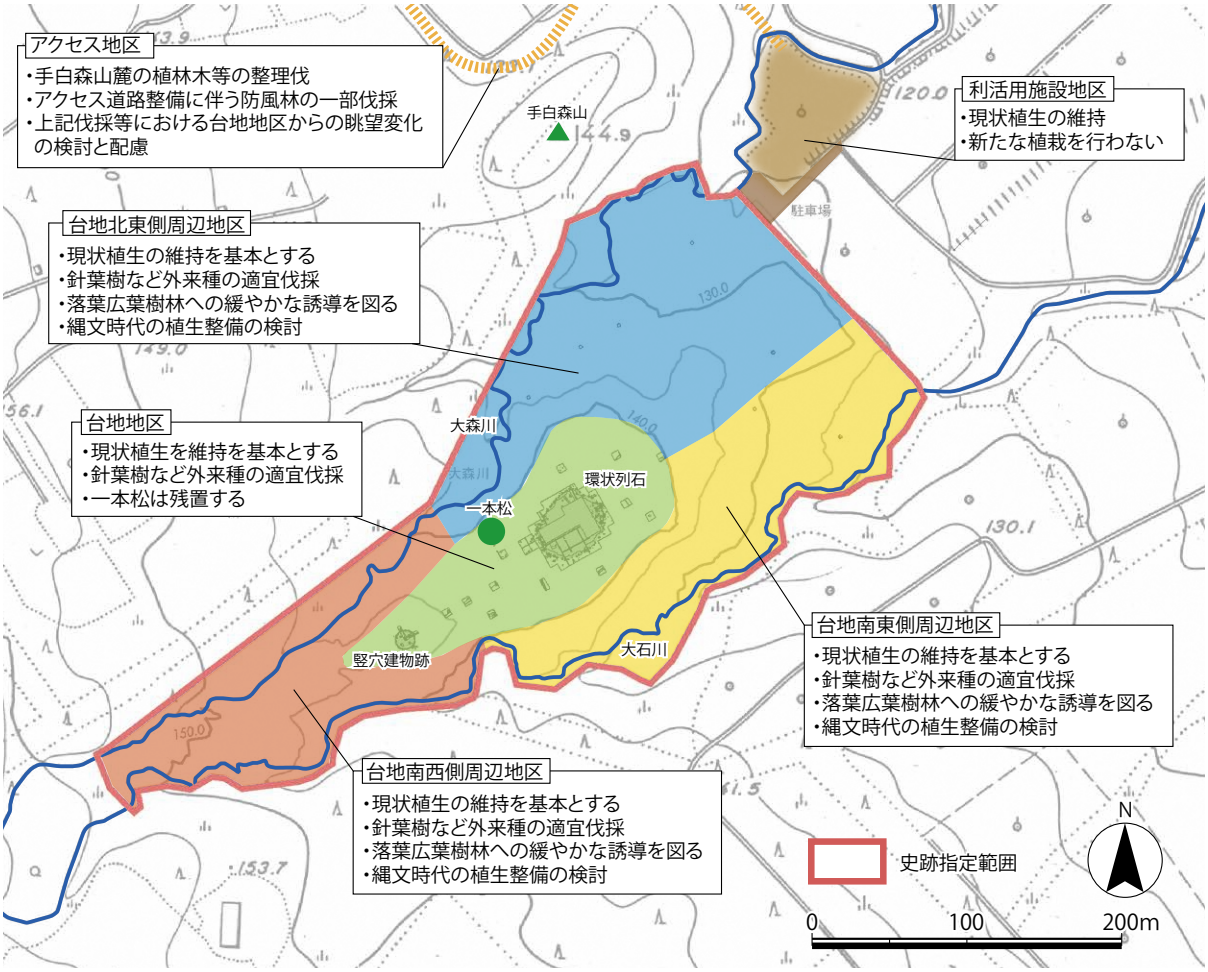

図35　植栽計画図

８）アクセス地区整備計画（図36・37）

現在のアクセス道路については、幅員約3.5ｍの農道であり、また、当面所有権を確定することが困難であることから、現道の拡張整備は困難である。

よって、初期整備期においては周辺農家の同意のもと、応急的な維持管理をしつつ、現農道を通行し、本整備期において新たな路線計画により整備を行う。

新たな路線では、片側１車線の幅員（約８ｍ）を有するアクセス道路の整備を行う。

具体的には、現農道の直線約１㎞の部分については、南縁の防風林（幅約20ｍ）のうち、カラマツが枯死し雑木林帯となっている約10ｍを使用し、新たな路線の設定を行う。

また、遺跡北側に位置する手白森山については、現農道のルートと同じく、北東側へ迂回し、北麓の民地及び防風林帯を通過し、大森川を渡り、現駐車場へ接続するものとする。

なお、本ルートについては、遺跡台地上からの眺望への影響が皆無であり、また、現ルートの南縁に沿うため、周辺環境（緩衝地帯）への影響、又は範囲変更が軽微であるなどの点で、手白森山を南に迂回するルート等の他ルートにはないメリットがある。ただし、現駐車場への直接乗り入れが困難であり、喫緊での現駐車場北側の土地取得等の措置が必要となる。

上記条件に基づく、遺跡までのアクセス道路計画を図37に示す。

なお、本ルートについては本整備期における工事用車両通行用の仮設道路のルートとしても使用するものである。

また、本ルートについては遺跡北側の市道大森大石線と、同南側の市道貝沢１号線を結ぶ路線とし、市道認定（道路法第８条、市議会議決案件）の上、将来的には南北の両市道を結ぶ市道として整備することを目指すものとする（図36）。

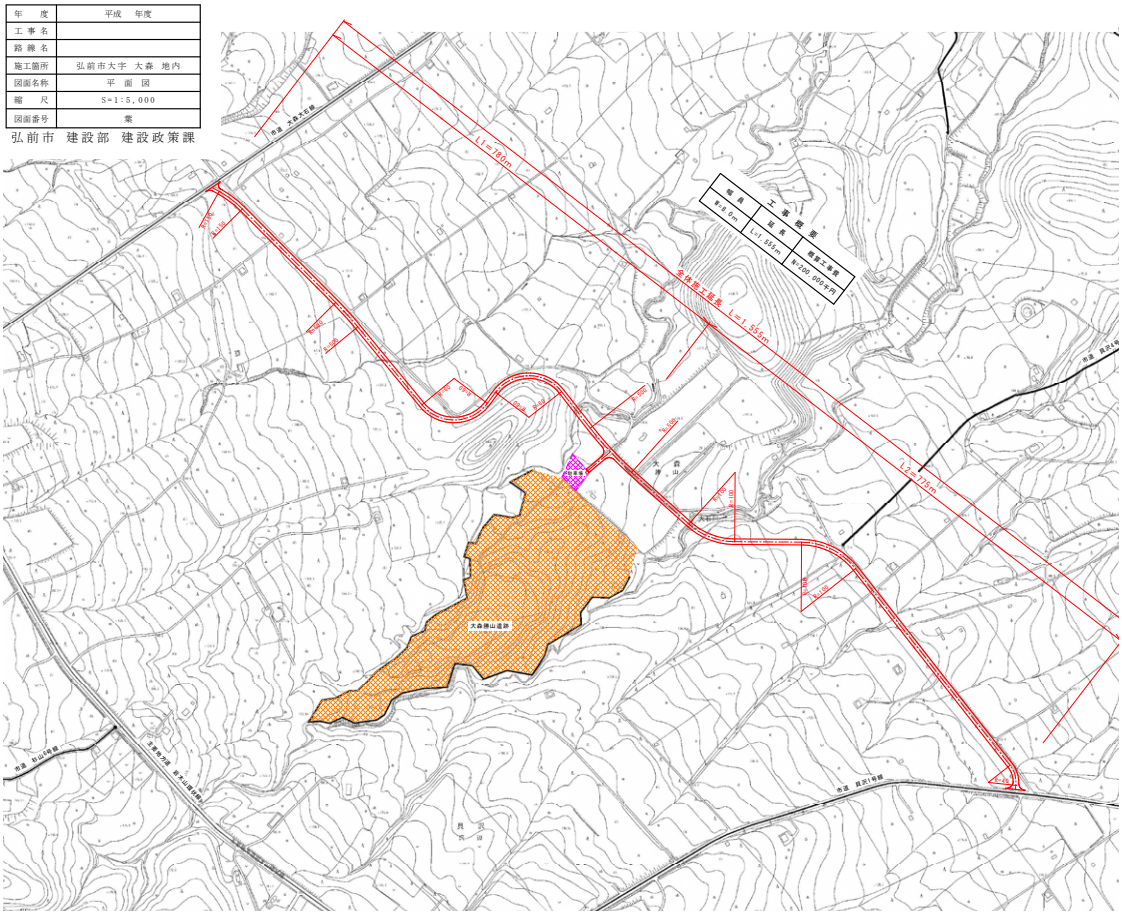

図36　市道整備計画図

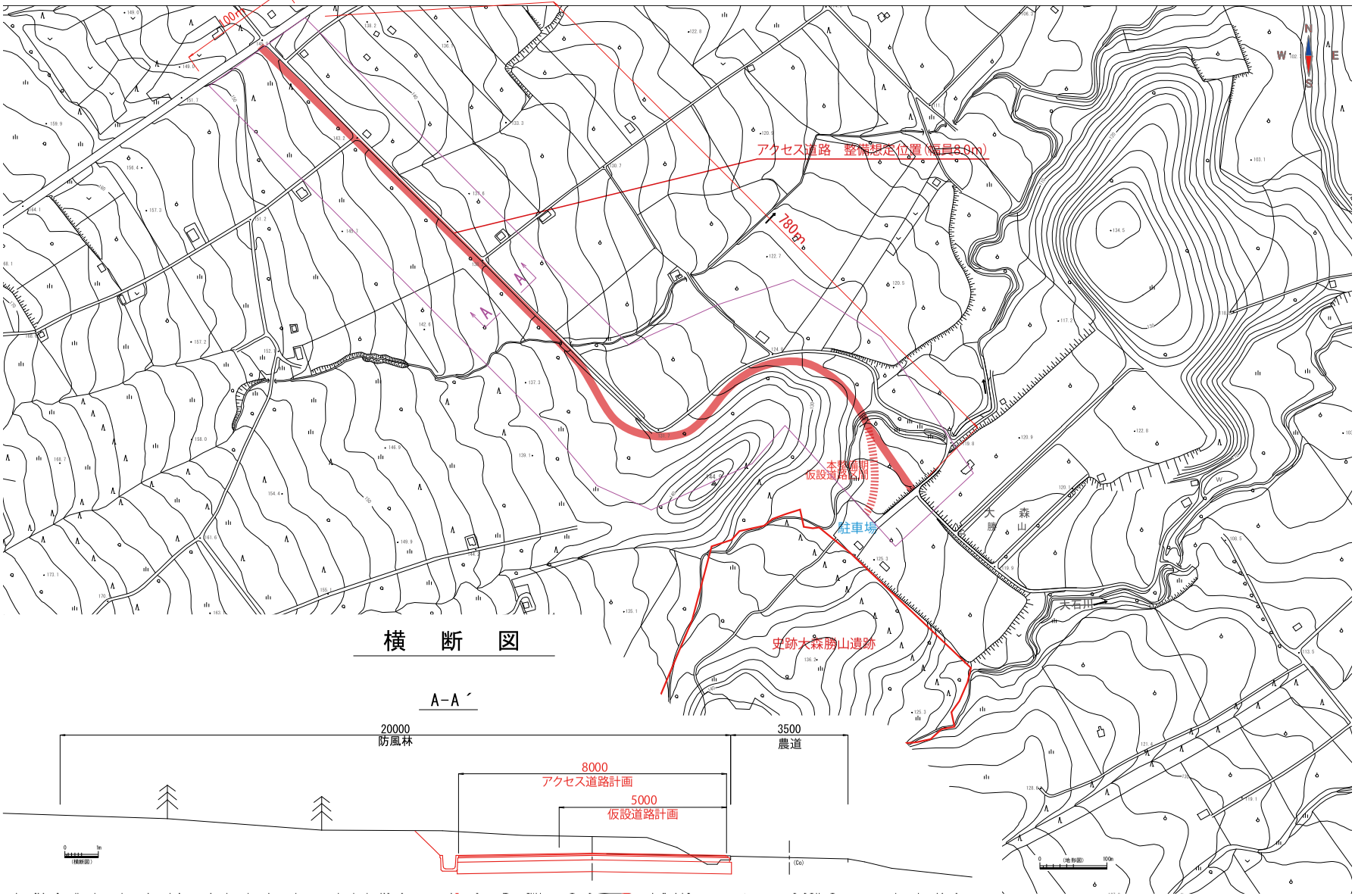

図37　アクセス道路整備計画図

９）ガイダンス施設整備計画（図38）

来訪者が、通年的に大森勝山遺跡の価値や縄文文化を学ぶことができるガイダンス施設を整備する。

なお、初期整備期においては、現在ガイダンス機能を担っている裾野地区体育文化交流センターの展示スペースの維持管理、及び可能な範囲での拡充を図るものとする。

本整備期においては、後述する機能を有するガイダンス施設の整備を行う。整備に当たっては、小学校の統廃合によって発生する廃校等の既存建物をガイダンス施設として活用する。

この場合、廃校を拠点に遺跡との一体的な公開・活用を図り、遺跡の価値を伝えることで、地元の人々をはじめとする市民の地域文化への理解を促進することができるなどのメリットがあるほか、既存施設を活用することで、コスト面での圧縮を図ることができる。

なお、ガイダンス施設に想定される具体的な機能は下記の通りである。

（１）常設展示施設　：大森勝山遺跡の紹介や遺跡レプリカの設置、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として共に世界遺産を目指す構成資産の紹介等を行う。

（２）体験学習施設等：事務室・体験学習室・企画展示室、研修室・収蔵室から成る。

（３）来訪者用駐車場：屋外スペースを使用する。

（４）体験学習施設　：野焼き・宿泊体験等の体験学習の場として一部を使用する。

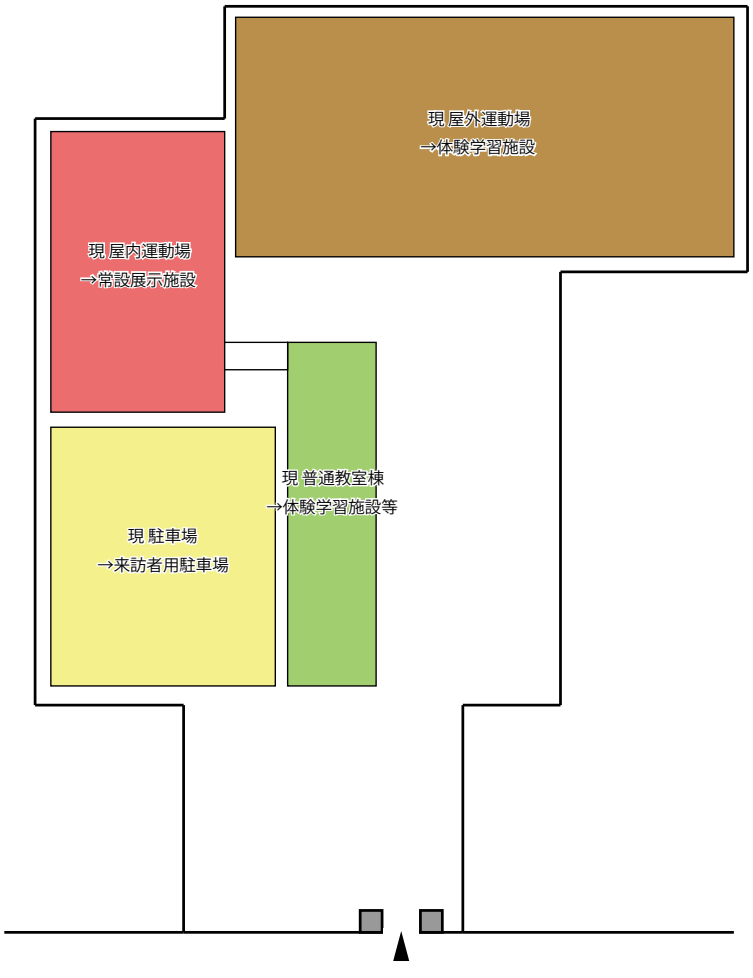

図38　ガイダンス施設構成図

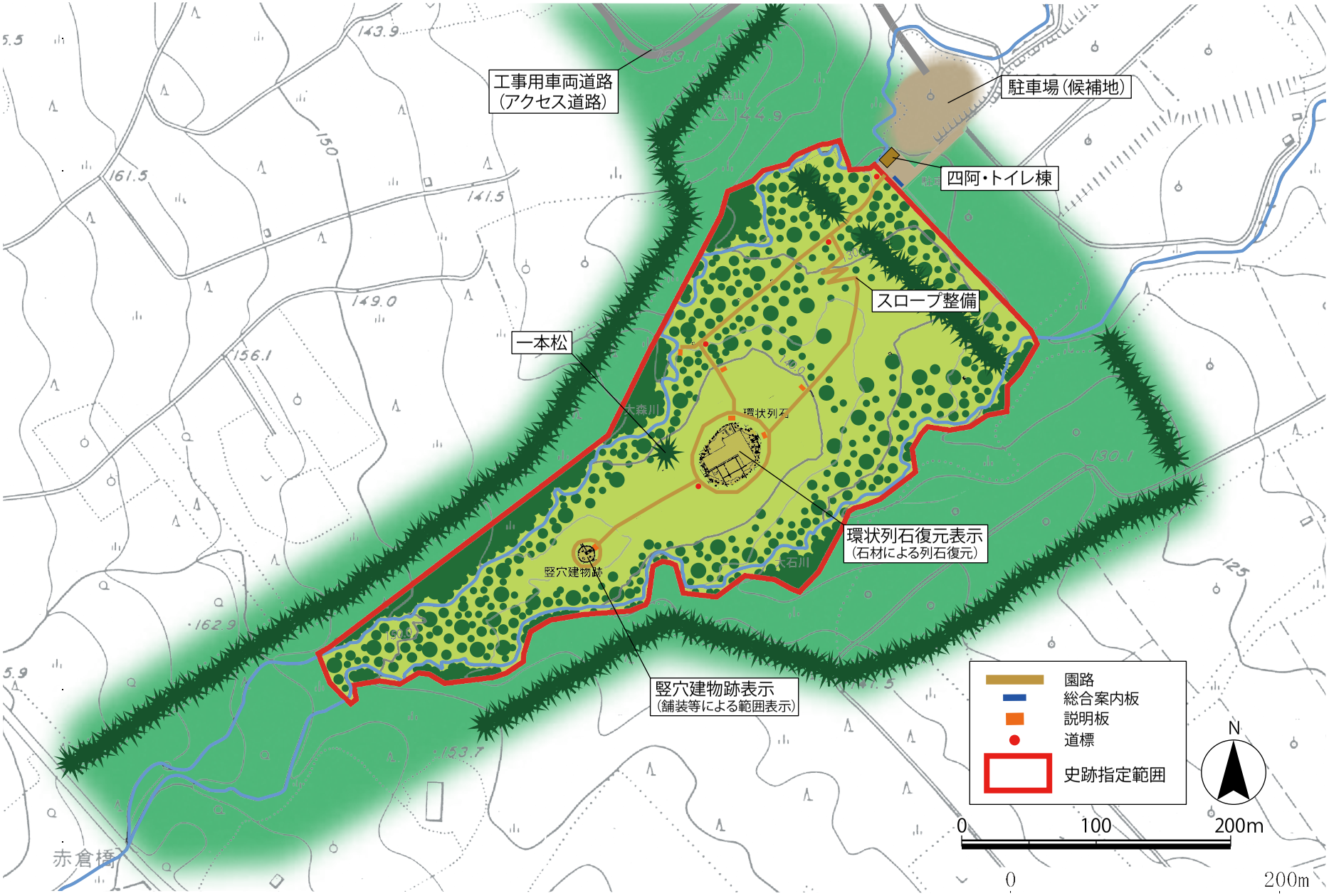
工事用車両道路
(アクセス道路)
駐車場(候補地)
四阿・トイレ棟
スロープ整備
一本松
環状列石復元表示
(石材による列石復元)
竪穴建物跡表示
(舗装等による範囲表示)
環状列石
竪穴建物跡
赤倉橋
園路
総合案内板
説明板
道標
史跡指定範囲
N
0
100
200m
0
200m

図39　整備計画平面図

３　整備の工程

前項までの整備の方針及び方法に基づき、今後整備事業の具体化を進めるものとする。
現段階での本整備期における整備事業の年次計画の見込みは、下記の通りである。
なお、下記年次の前半期においては、初期整備も並行して実施するものとする。

当該年次　基本計画策定
１か年目　史跡整備に係る基本設計策定（整備工程の具体化・事業費積算）
　　アクセス道路整備に係る現況測量（工事車両用仮設道路部分）
２か年目　アクセス道路整備（工事車両用仮設道路）【国補助事業】
　　史跡整備に係る実施設計・同工事１次・同監理（伐木等）【国補助事業】
３か年目　史跡整備工事２次・同監理（保護盛土等）【国補助事業】
４か年目　史跡整備工事３次・同監理（遺構表示・園路整備等）【国補助事業】
　　ガイダンス施設整備基本設計
５か年目　史跡整備工事４次・同監理（便益施設整備等）【国補助事業】
　　ガイダンス施設整備実施設計【国補助事業】
　　アクセス道路整備実施設計・同工事及び監理１次（本整備）
６か年目　ガイダンス施設整備工事・同監理１次【国補助事業】
　　アクセス道路整備工事・同監理２次（本整備）
７か年目　ガイダンス施設整備工事・同監理２次、整備事業報告書作成【国補助事業】

上記の年次計画はあくまでも本整備計画段階における工程案であり、今後整備に係る基本設計を策定し、財源検討等を含めた、整備工程の具体化と事業費の積算を行うものとする。

第６章　周辺環境等の一体的保全

１　周辺環境等を構成する要素

史跡の周辺環境は、史跡の本質的価値の保護に直接関わるものではないが、史跡環境と一体となって景観を形成するものであり、その保全は史跡景観を保護するためにも重要である。

大森勝山遺跡の良好な史跡景観は、防風林が周囲の果樹林等の畑地を遮蔽し、また、史跡景観の背景としても機能していることにより、現在の良好な状態が保たれている。さらに、防風林の後背に位置し、史跡と近接する畑地についても、防風林の間隙から視認できるものの、緑地としてなじんだ存在となっており、防風林と一体化した良好な周辺景観を形成している。これら史跡を取り囲む防風林や畑地は、史跡景観と視覚的に不可分なものとして、周辺景観を構成する要素であり、その保全は史跡景観を保護するために重要である。

環状列石等の遺構が所在する台地の南北を流れる大石川と大森川は、台地斜面地に接する部分以外は史跡指定を受けていない。このことから、上流部を中心とする史跡指定地外の河川及びその両岸の斜面地について保全を図ることは、史跡指定地を浸食や崩落等の影響から保護するために重要であり、また、良好な史跡景観を保護するためにも重要となる。

史跡指定地外北東側の駐車場用地は、今後実施が予定される整備事業において、説明板や各種便益施設等の整備が予定される地点である。来訪者に対し最初に史跡の価値を伝える場として、史跡景観・周辺景観とも調和した整備を必要とする地点であり、保全すべき周辺環境を形成する要素の一つである。

また、大森勝山遺跡は、台地上の環状列石、大型竪穴建物跡、岩木山がほぼ直線状に並び、岩木山に対する特別な意識が感じられる立地となっている。岩木山は遺跡を理解する上で重要な要素であり、その岩木山を望む眺望景観の保全もまた、史跡の理解と魅力を向上させる上で重要である。

保全すべき周辺環境の範囲は、周辺環境を構成する要素を含む下記の範囲とする。なお、周辺環境等の範囲の設定方法については「保存管理計画」で示しており、ここでは詳述しない。

（１）史跡を浸食や崩落等の影響から保護する、史跡指定地に隣接する河川及び斜面地

（２）史跡景観を保護する、史跡指定地の南北両側に近接する防風林及びその周辺に所在する畑地のうち防風林の間隙から視認できる範囲を中心とする、史跡に近接する景観を形成する範囲

（３）史跡指定地外北東側の駐車場用地

これらの範囲は、史跡と視覚的に不可分な近隣環境の範囲といえる。

上記の条件をみたした上で、近隣の環境保全に十全な範囲であり、かつ史跡導入部から史跡に至る景観を形成し、さらに明確な境界を示すことのできる史跡を取り囲む道路で囲まれた範囲を、保全すべき周辺環境として設定する。

上記の他、史跡から望むことができる岩木山山頂及び山麓の範囲を眺望景観範囲とし、一体的な保全を行う範囲として設定する。

本範囲は、大森勝山遺跡の環状列石の選地に深くかかわるものと思われる岩木山との関わりをイメージできる景観を形成する範囲である。なお、この範囲は津軽国定公園区域に包含されるため、景観保全上一定の担保が図られる区域でもある。

上記を包括する保全すべき周辺環境等の範囲は図４に示した。

２　周辺環境の一体的保全の方法

「保存管理計画」で既に示した通り、周辺環境の保全の方法については、現在、市全域が景観法に基づく「弘前市景観計画」における景観計画区域となっていることから、前項で設定した周辺環境等についても、大規模な開発行為（大規模行為）の際には、届出が必要となっている。また、開発に当たっては景観形成基準を満たす必要がある。

さらに、市では平成26年（2014）２月に「弘前市景観計画」を変更し、本計画における「大切にしたい場所」として「史跡大森勝山遺跡周辺」を定め、周辺環境及び眺望景観範囲について景観形成規準の上乗せを行った（同年４月１日より運用）。この「大切にしたい場所　史跡大森勝山遺跡」における景観形成規準は、表９のとおりである。

場　所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
史跡大森勝山遺跡周辺		・大森勝山遺跡は縄文時代晩期の環状列石を有する国指定史跡である。 ・遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されている。 ・「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められている。	・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 ・緩衝地帯及び緩衝地帯周辺の道路沿いでは史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。 ・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとすること。 ・史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること （史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、特に基準は設けない。）

表９　「弘前市景観計画　大切にしたい場所　史跡大森勝山遺跡周辺」の景観形成規準

上記の景観形成規準では、本保存管理計画における周辺環境（弘前市景観計画における「緩衝地帯」に該当）及び眺望景観範囲（弘前市景観計画における「岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺め」に該当）において、史跡からの景観に配慮するよう開発行為への規制がなされている。よって、大森勝山遺跡における周辺景観については、「弘前市景観計画（平成24年（2012）３月策定、平成26年（2014）２月変更）」により、基本的な保全を図ることが可能となった。

ただし、前項までのとおり、「弘前市景観計画」における「岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺め」の景観形成基準については、定性的な規制に基づいており、開発側との調整に支障が生じる恐れがある。特に、平均20mの高さを有する携帯基地局や、発電効率の関係上、樹高より高い設定となる風力発電施設については、結果として、視界を遮蔽する樹木の上に突出する形となる可能性があり、良好な景観が著しく阻害される恐れもある。よって、今後は「弘前市景観計画」における「眺望景観保全地区」等に設定し、より定量的な景観形成基準の上乗せを検討する必要がある。

なお、周辺環境の範囲においては、農地では農地法等による農地以外への変更に対する規制、防風林では森林法による伐採等に対する規制、大石川・大森川（法定外公共物［普通河川］）では開発等に対する規制が存在しており、開発に対する一定の規制となっている。また、眺望景観範囲について

は、全域が津軽国定公園に該当し、開発行為については県知事の許可が必要な地域となっており、開発に対する一定の規制が存在する。これらの規制は、大森勝山遺跡の周辺環境等の保全を直接的に図るものではないが、現状の良好な景観を維持する効果が期待されるものとなっている。

3　周辺住民及び生業との調和

史跡指定地及び周辺環境において、居住する住民は皆無であり、現時点で、史跡の保護及び周辺環境の保全が住民生活を妨げる様な事態は想定し得ない。

また、周辺地においては大半の民有地が畑地として利用されていることから、周辺地において営農行為が継続的に行われる限りにおいては、周辺環境への影響はないものと考えられるものである。

周辺環境は前項に述べた「大切にしたい場所」に定められており、景観の保全が図られているが、今後も、地域住民及び周辺地耕作者等と継続的な協議を行い、継続的な営農を行ってもらいつつ、史跡に対して負の影響を与える様な人工物等の設置抑制への協力を求めていく必要がある。

第７章　公開・活用計画

１　ソフト事業の展開

大森勝山遺跡の積極的な公開・活用を図るためには、地元町会をはじめとする市民との協働が重要である。現在、地元町会との連携は、年１回のイベント開催、年２回の草刈りが主なものとなっているが、今後、各種ソフト事業の展開に当たっては、より密接な連携を図る必要がある。また、整備事業においても市民の手による整備を可能な限り実施するとともに、日常的な維持管理等、あらゆる場面で市民参加の場を設けることにより、地域にとっての「たから」と思ってもらえる様な工夫を図る必要がある。

同時に、市外・県外での知名度の向上を図るため、ソフト事業等において、庁内の観光部局や、市外の博物館等の公開・活用施設、世界文化遺産登録を目指す他の縄文遺跡群、県及び他市町村等の他の地方公共団体と連携することも重要である。また、小・中学校及び高校、大学等との連携による教育の場としての活用や、大学及び学術団体等との連携による学術的な価値の普及など、様々な場で大森勝山遺跡の公開・活用を進める必要がある。

２　住民参加のしくみ

地域住民との協働企画により、地域住民が楽しみながら参加できる定期的なイベント等を開催し、まず、史跡大森勝山遺跡に来てもらい、地域の歴史や文化を知り、郷土愛を育む機会がつくれるよう、イベント等への参加を積極的に推進する。なお、上記イベントとしては、草刈り後の炊き出し食事会や観月会、冬至の集いなどが想定される。

また、地域住民を主体とした、史跡の保存と活用を目的とする団体の組織を検討し、史跡の清掃や観光案内などへの協力体制の構築を図る。

３　その他文化財施設等との連携

現状において、市の歴史や文化に関する知識を一定程度体系的に学ぶことのできるのは、市中心部に立地する藤田記念庭園考古館と弘前市立博物館である。また、両施設の立地する市街地には、史跡津軽氏城跡弘前城跡をはじめ、多くの指定文化財等が所在するほか、弘前市立図書館・郷土文学館・観光館、並びに国立大学法人弘前大学・同大学附属図書館・資料館等の関連施設も集中する。

大森勝山遺跡は地理的にこれらの関連施設等と離れており、公共交通機関の便も良好とは言い難いことから、現段階で直接的に連携した周遊コースを設定することは難しい。よって、遺跡の紹介パンフレットや遺跡での年間のイベント情報誌等を関連施設等で配布することや、各施設のホームページでのリンク設定等、多様な形態での情報提供から進める必要がある。

なお、藤田記念庭園考古館と、弘前市立博物館（前川國男建築）については、資料的・施設的な制約が存在しており、今後もこれら既存施設の利用を前提とした場合、多くの市民に対し、市の体系的な歴史や文化に関する知識を学ぶ場を提供することは難しい状況にある。さらに、市の歴史や文化と

関連させて、大森勝山遺跡など市内各地域に所在する文化財の情報を提供し、来訪者を現地や地元地域の公開・活用施設へと結びつけることにも困難がともなうものと思われる。また、市は年間400万人を超える観光レクリエーション入込客を有する観光都市であり、これら入込客の大半は中心市街地を訪れている。この市外・県外からの入込客に対し、大森勝山遺跡を含む市の文化財に関する情報提供を行い、現地や地元地域へと引き込むことは、遺跡の公開・活用のみならず、地元地域の活性化に資する部分も大きいものと思われる。これらのことから、より多くの市民や観光客を、大森勝山遺跡及び地元地域へと結びつけるため、多くの市民や観光客が集まる中心市街地に、市全体の歴史と文化

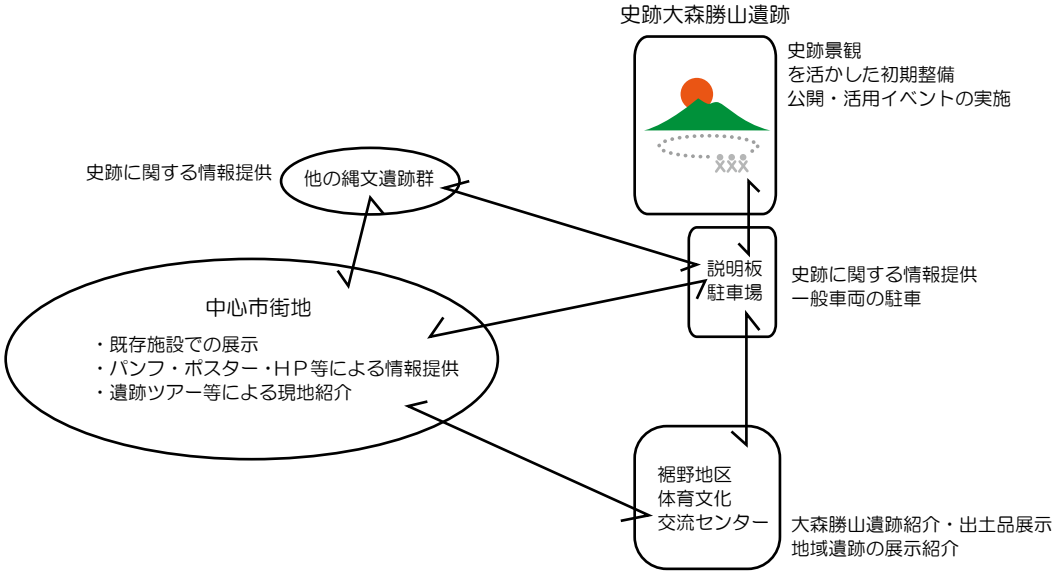

図40　初期整備期における公開・活用

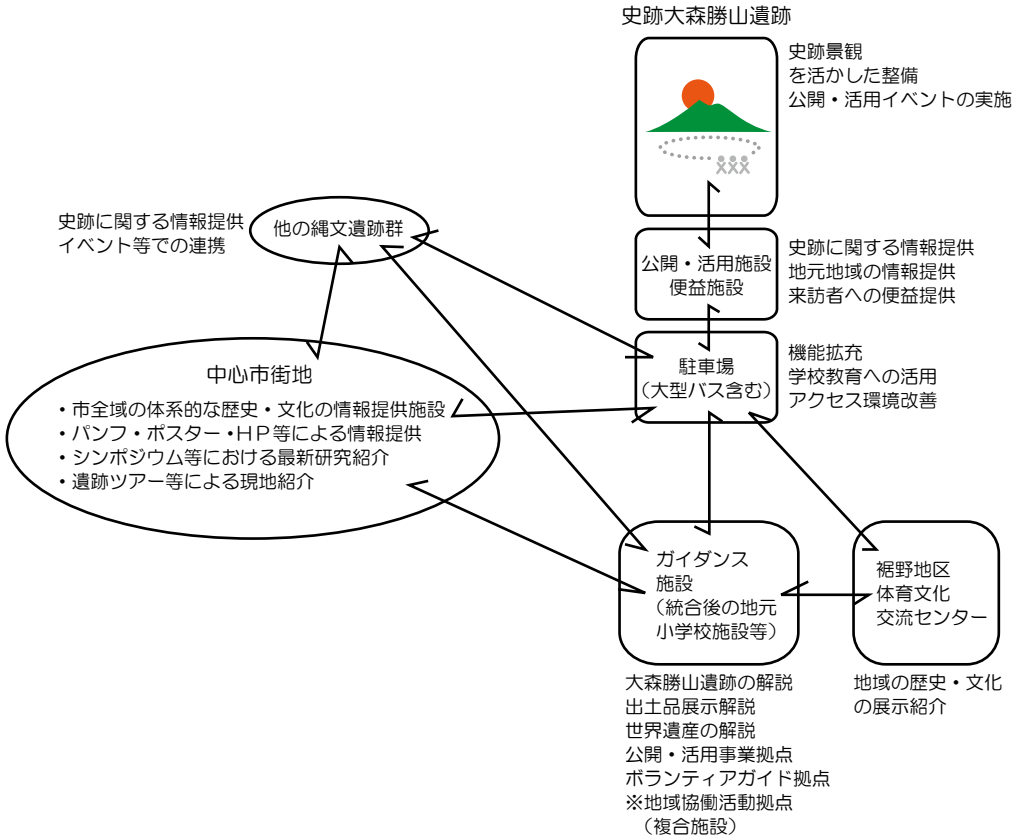

図41　本整備期における公開・活用

に関する体系的な知識とともに、大森勝山遺跡を含む市内各地域に所在する文化財の情報を提供する施設を整備することについても、今後検討していく必要がある。

なお、初期整備期・本整備期の各段階における、本整備計画対象地及び関連諸施設の公開活用の在り方を模式化した図を図40・41に示す。

４　冬期の公開・活用

大森勝山遺跡は岩木山の北東山麓に立地しており、冬期には１ｍを超える積雪が見られるため、冬期の恒常的な活用は困難な点も多い。よって、冬期については積雪状況を活かしたイベントの開催などを基本とし、恒常的な公開・活用の在り方については今後も検討していくものとする。

写真30　遺跡から見た冬至の日没（平成27年12月24日撮影）

写真31　冬の遺跡入口（平成25年12月19日撮影）

第８章　運営体制の整備と運営

史跡大森勝山遺跡は、昭和36年（1961）の公有化後、市単独事業での管理が図られてきた。特に昭和60年（1985）代以降は市の委託のもと地元町会による草刈り及び雑木伐採が毎年実施されており、また、平成９年から平成11年（1999）にかけては駐車場及び説明板が設置されるなど、部分的ながら整備事業が実施されてきている。今後、史跡指定を契機とする整備及び活用事業の進展にともない、知名度の向上が図られることにより、史跡を訪れる来訪者も増加するものと想定されることから、関係機関との連携体制を構築とともに、整備後に向けた運営方法及び体制の充実を図る必要がある。

１　整備・公開活用体制の整備と役割分担

史跡の管理運営に当たっては、「保存管理計画」並びに本整備計画に基づいて行うものとする。また、各種事業の実施に当たっては、国及び県の指導と援助の基、各種関係法令及び関係機関との調整を図り、推進するものとする。

史跡の基本的な管理及び整備・公開活用の主体は所有者である市が担うものとする。

史跡及びガイダンス施設の管理運営の実務においては、地元町会を中心とした管理団体への管理運営委託を目指すものとする。

本整備後の管理体制については、ガイダンス施設を通年的な管理拠点とし、遺跡ガイド等の待機箇所としても活用する。史跡についてはイベント時等を除き、当面は見回り等による管理を基本とし、管理者・遺跡ガイド等の常駐はしないものとする。ただし、今後の整備及び公開活用の進展に伴う来訪者数の推移状況によっては、冬期を除く期間での常駐による管理・公開活用対応も検討する。

なお、将来的には市の他施設と同様に、指定管理制度による管理も検討する。

２　地域住民等と行政の連携・協働

史跡の管理運営に当たっては、市と地元町会を中心とする地域住民との協働を基本とし、史跡の適切な保存を図る。また、史跡環境の適切な保全を図るため、植生管理等を適切に図るとともに、各種施設を含む史跡全体の経過観察を行い、計画的な維持管理、施設修繕を図るものとする。

引用参考文献

岩木山刊行会　1968　『岩木山麓古代遺跡発掘調査報告書』

弘前市・弘前市教育委員会　2015　『史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書』

弘前市教育委員会　1960　『岩木山麓古代遺跡　昭和34年度発掘調査中間報告書』

弘前市教育委員会　1961　『岩木山麓古代遺跡　昭和35年度発掘調査中間報告書』

弘前市教育委員会　1962　『岩木山麓古代遺跡　昭和36年度発掘調査中間報告書』

弘前市教育委員会　2010　『大森勝山遺跡発掘調査報告書』

山口義伸　2001　「第１章第２節岩木火山発達史」『新編　弘前市史　通史編１（自然・原始）』
弘前市　p.p.30-50

史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書

平成28年（2016）３月刊行

編 集 機 関　青森県弘前市教育委員会
〒036−1393
青森県弘前市大字賀田一丁目１－１　岩木総合庁舎
TEL 0172（82）3111・FAX 0172（82）2313
（株）空間文化開発機構
印　刷　所　やまと印刷株式会社
〒036-8061
青森県弘前市神田四丁目４－５
TEL 0172（34）4111・FAX 0172（36）3299